

網走市総合計画（2008-2017） 中間評価

平成27年3月

目 次

網走市総合計画（2008-2017）中間評価の見方・・・・・・・・・・・・・・・・	i
---	---

目標1 支え合い、安心して暮らせるまち

第1節 保健・医療

1 保健・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 医療・・・・・・・・・・・・・・・・	3

第2節 地域福祉

1 地域福祉・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 高齢者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3 障がい者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・	11
4 児童福祉、子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・	13

第3節 社会福祉

1 生活福祉、社会保障・・・・・・・・・・・・・・・・	15
2 勤労者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・	19

目標2 快適で調和のとれたまち

第1節 都市基盤

1 土地利用、市街地整備・・・・・・・・・・・・・・・・	21
2 道路・・・・・・・・・・・・・・・・	25
3 港湾・漁港・・・・・・・・・・・・・・・・	29
4 公共交通・・・・・・・・・・・・・・・・	31
5 情報通信・・・・・・・・・・・・・・・・	33

第2節 生活安全

1 国土保全、防災・・・・・・・・・・・・・・・・	35
2 消防・救急・・・・・・・・・・・・・・・・	39
3 防犯、交通安全、消費生活・・・・・・・・・・・・・・・・	41

第3節 環境

1 地球環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・	43
2 自然環境保護・・・・・・・・・・・・・・・・	45
3 公害防止・・・・・・・・・・・・・・・・	49
4 廃棄物処理、再資源化・・・・・・・・・・・・・・・・	51

第4節 生活環境

1 住宅・宅地・・・・・・・・・・・・・・・・	53
2 上水道・・・・・・・・・・・・・・・・	55

3 生活排水処理	57
4 公園・緑地、緑化	59
5 景観形成、環境美化	63
6 火葬場・墓地	67

目標3 にぎわいと活力にあふれるまち

第1節 農林業

1 農業	69
2 林業	73

第2節 水産業

1 漁業	75
2 水産物販売、水産加工	79

第3節 観光

1 観光	81
------	----

第4節 商工業

1 商業	85
2 工業	87
3 新産業創出	89
4 雇用労働対策	93

目標4 みずから学び、ふれあいを大切にするまち

第1節 学校教育

1 幼稚園教育	95
2 義務教育	97
3 高等学校・高等教育	99

第2節 社会教育

1 生涯学習	103
2 社会教育	109
3 家庭教育	113

第3節 文化

1 芸術文化	115
2 文化財	119

第4節 スポーツ

1 スポーツ	121
--------	-----

第5節 交流

1 国際交流、国際化対応	123
2 地域間交流	127

目標5 みんなで知恵を出し、いっしょにつくるまち

第1節 地域協働

1 男女共同参画	131
2 コミュニティ、市民活動	133
3 広報・広聴、市民参加	137

第2節 行財政、広域連携

1 行政	139
2 財政	141
3 広域連携	143

網走市総合計画（2008-2017）中間評価の見方

今回の中間評価については、2008 年度から 2013 年度の主要な事務事業等について、整理し、その評価・成果と今後の方向性についてまとめました。

1. 評価シートの見方

（1）基本方針

総合計画の基本方針を記載しています。

（2）取り組み内容

5 年間で実施した主要な実施事業について記載しています。総合計画の目的を達成するために、どのような施策に取り組んできたかを記載しています。

（3）評価・成果

取り組んだ結果、その効果などを記載しています。

（4）今後の方向性

実績に対しどのような効果や影響があったか、新たな課題や今後の方向性等を記載しています。

目標1 支え合い、安心して暮らせるまち

第1節 保健・医療

1 保健

【基本方針】

市民の健康づくりや健康管理を促進し、高齢社会においても元気で活力あるまちづくりをめざします。

【取り組み内容】

〈1〉健康づくりの推進

1. 相談日を設け健康相談を実施するなど生活習慣を見直すための支援を行い、継続して生活改善の指導を行ってきました。また、VPD ゼロ運動の推進、ウォーキング&ランニング推進、健康づくり指導者ライセンス制度などに取り組んできました。さらに食生活の改善の指導に取り組んできました。
2. 健康に対する市民の自覚をうながすため、市民健康まつりを開催してきました。また、生活習慣病対策に取り組んできました。
3. 網走市民健康づくりプランⅢ（平成23年8月）を策定し、計画を推進するため、個人の実践に向けたプランニングなどを行ってきました。

〈2〉健康管理体制の充実

1. 市民の健康情報を把握する健康管理システムの更新を行ってきました。
2. 国保加入者に対する生活習慣病の予防を重視した特定健康診査や人間ドックなどの受診費用に対する助成事業に取り組んできました。また、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つよう知識の普及や育児教室参加の交流を図ってきました。さらに、中学生を対象として、子育て中の親や赤ちゃんといれあい、愛情を持って子育てをするための基本を学ぶ機会を提供してきました。

【評価・成果】

〈1〉健康づくりの推進

1. 健康教育の回数・受講者数ともに増加傾向にあります。
2. 市民健康まつりを「みんなの生活展」「環境展」と合同開催し、イベントを通じ、健康に関する知識の啓蒙を図るとともに、生活習慣改善推進の観点から、地産地消・減塩や適正カロリーによる食生活の改善を促す「健康レシピ」を発行しました。
3. 健康推進員・食生活改善推進員活動への支援や、ノルディックウォーキングのポール貸出、あばしり健康力ニチョッ筋体操の普及活動及び、保健指導計画に基づく各種事業を行いました。

〈２〉健康管理体制の充実

1. 健康管理システムの更新により、検診履歴及び予防接種履歴の管理及び検診情報のデータ分析が可能となり、市民に有効な受診勧奨を行いました。
2. 特定検診の実施が義務付けられた平成 20 年度以降、受診率が毎年 30%以下と低迷しており、第 1 期網走市特定健康診査等実施計画（平成 20 年 3 月策定）における目標値に届いていません。また、母親の育児の疲労などによる家庭の孤立化を防ぎ健全な育成環境を確保しました。

【今後の方向性】

〈１〉健康づくりの推進

1. 第 2 期網走市特定健康診査等実施計画（平成 25 年 3 月策定）に基づき、各種制度の周知などを行いながら、特定健康診査等の受診者増加に向けた取り組みを進めていきます。
2. どの世代にも必要な生活習慣である「よく食べ、よく眠り、よく運動する」ことの必要性を周知し、市民の自覚と健康づくりの実践を促進します。
3. 世代ごと・それぞれの健康レベルにあった保健事業に取り組むとともに、必要に応じて、検証・評価・見直しを積み重ね、次の網走市民健康づくりプランへ引き継いでいきます。

〈２〉健康管理体制の充実

1. 市民に有効な受診を勧奨できる環境の整備に引き続き取り組みます。
2. 健康寿命を延ばすために、健康づくりプランⅢに基づき、家族や仲間と一体になって地域ぐるみで健康づくりに取り組めるよう環境を整備します。

目標１ 支え合い、安心して暮らせるまち

第１節 保健・医療

２ 医療

【基本方針】

市内における医療体制の維持、充実に努め、市民の健康や生命を守ります。

【取り組み内容】

〈１〉地域医療体制の充実

1. 診療所の廃止により無医地区となった地域住民を対象に、医療機関への受診機会を確保するため、対象地域と市内医療機関との間に送迎バスを運行してきました。
2. 医師及び看護師などの医療従事者の確保対策を推進するため、国などに対し要望活動を行ってきました。

〈２〉救急医療体制の充実

1. 市民の救命率向上や後遺症軽減を目指し、一次救急医療としての在宅当番医制度の安定した運用を図るため、二次救急を含む休日・夜間における救急医療体制を確保してきました。
2. 斜網地域の救急搬送体制をルール化する病院群輪番制度を構築しました。また、適正な救急医療の利用について、市民を対象とした意識啓発などを行ってきました。

【評価・成果】

〈１〉地域医療体制の充実

1. 無医地区と市内医療機関との間の送迎バスの運行については、人口減少に伴い、利用者数は年々減少しています。また、対象地域は公共交通機関が充実しておらず、高齢化による交通弱者の増加が見込まれています。
2. 国・道、医局などに対し、要望活動を実施していますが、十分な医師確保、看護師確保が出来ていない状況であると評価しています。

〈２〉救急医療体制の充実

1. 網走医師会との委託契約を締結し、市内病院・医院などの輪番制により休日・夜間における体制を確保することで、市民の安心できる医療環境を維持することができました。
2. 斜網地域の病院群輪番制度の構築により、救急搬送の圏域内のルール化が図られました。また、医師の勤務状況やコンビ二受診の状況を知ってもらうため、市民を対象とした講演会を開催することで、疲弊する医療従事者の環境を広く市民に周知することができました。

【今後の方向性】

〈１〉地域医療体制の充実

1. 無医地区となった地域住民を対象とした送迎バスについては、利用者の要望を踏まえながら、運行等手法を検討しつつ運行を継続していく必要があると考えます。
2. 今後とも引き続き市内医療機関などと連携しながら、国・道・医局などに対し、要望活動を継続する必要があると考えます。加えて、看護師などの医療従事者の不足による、医療体制への深刻な影響が懸念されることから、平成 26 年度より、看護師及び薬剤師の確保対策を推進し、医療提供体制の充実・強化を図るため、引き続き支援事業を継続します。

〈２〉救急医療体制の充実

1. 現行の医療体制の維持・確保と救急医療体制の維持に引き続き努めます。
2. 近隣市町村と連携しながら、斜網地域の病院群輪番制度を引き続き確保するとともに、医療従事者を疲弊させないための取り組みを実施していく必要があります。

目標1 支え合い、安心して暮らせるまち

第2節 地域福祉

1 地域福祉

【基本方針】

児童が健全に育ち、高齢者や障がいをもつ人々が、安全で快適な生活を営み、積極的に社会参加するなど、すべての市民が健康で文化的な生活ができる、心かよいあう地域づくりをめざします。

【取り組み内容】

〈1〉地域福祉を進める体制の充実

1. 身体障害者福祉協会の活動や北見ろうあ福祉協会網走班の運営に対し、補助を行ってきました。
2. 高齢者、母子家庭及び障がい者等の福祉のため、総合福祉センターを運営してきました。

〈2〉地域福祉に関わる活動の促進

1. 心身障がい者とその家族のレクリエーションに補助をしてきました。
2. 高齢者や障がい者、市民、市民団体が交流を通じて相互理解を深め、共生社会の実現と助け合いのまちづくりにつなげることを目的に「ふれ愛ひろば」に助成してきました。

〈3〉ユニバーサルデザインの推進

1. 重度障がい者の日常生活上の諸問題の軽減を図るため日常生活用具を給付又は貸与してきました。
2. 在宅で生活する要支援・要介護者の生活環境を整えるとともに、歩行の安全や閉じこもり防止を図るため、住宅改修費の上乗せやロードヒーティング施工及びいす式階段昇降機設置にともなう費用の一部を支給する独自サービスを実施してきました。

【評価・成果】

〈1〉地域福祉を進める体制の充実

1. 各種団体の運営に対する補助については、障がいをもつ方々が自立し、社会参加を促進することにあわせ、社会生活の中にある様々な障壁を除去することに寄与しています。
2. 総合福祉センターについては、福祉関係者と利用者の交流、地域福祉の場、入浴施設として利用されています。

〈2〉地域福祉に関わる活動の促進

1. 心身障がい者とその家族のレクリエーションに対する補助については、交流の中から日常の悩みや苦勞を分かち合うことにも寄与しています。
2. ふれあいひろばの参加者は減少傾向にあり、開催に関わる市民も固定化がみられます。

〈3〉ユニバーサルデザインの推進

1. 重度障がい者日常生活用具給付等については、毎年度、約 170 人が利用しており、給付額は、約 10,000 千円となっています。
2. 住宅改修費の支給については、平成 20～24 年度の平均給付世帯数が 156 世帯で平均支給額は 16,632 千円となっています。また、ロードヒーティングの施工については、平成 20・21・24 年度の給付実績が各年度 1 件ずつで平均支給額は 230 千円となっており、いす式階段昇降機の設置については、平成 20・24 年度の給付実績は 1 件ずつで平均支給額は 270 千円となっています。

【今後の方向性】

〈1〉地域福祉を進める体制の充実

1. 各種団体への補助については、目的や実績等を勘案すると、今後も継続していく必要があると考えています。また、各種団体の活動内容が、市民に広く伝わっていないこと課題となっていることから、各種手法により周知に努めます。
2. 高齢者、母子家庭及び障がい者等の福祉ニーズに応じたサービスを進める体制の場づくりに努めます。

〈2〉地域福祉に関わる活動の促進

1. 市民主体の地域福祉活動、ボランティア活動など、それぞれの主体的な活動への支援を通じて地域で支えあう力をさらに高めていきます。
2. 網走市障がい者福祉計画の方針実現のために、「ふれ愛ひろば」の運営を補助することで、内容及び人的な充実を図っていきます。また、障がい者が地域で自立した生活の安定化を図る事業を継続します。

〈3〉ユニバーサルデザインの推進

1. 日常生活用具の貸与等については、障がい者の社会参加には不可欠なものであるため、さらなる充実の検討も必要だと考えます。また、平成 25 年 4 月より対象に難病患者も加わったことから、制度の周知に努めます。
2. 在宅で生活する要支援・要介護者が安心して生活できるよう、今後も継続して取り組みます。

目標1 支え合い、安心して暮らせるまち

第2節 地域福祉

2 高齢者福祉

【基本方針】

高齢者の生活を住み慣れた地域でできる限り支え、心や身体の障がい・認知症などになっても、いつまでもその人らしく尊厳が守られ、生きがいをもって安心して暮らすことのできる環境を整えます。

【取り組み内容】

〈1〉高齢者の健康管理、介護予防の支援

1. がん検診受診率の向上と検診への動機づけ・疾病理解を図るため、がんに対する正しい知識の普及啓発を図り、無料クーポン券の使用等を進めてきました。
2. 身体機能の維持向上・転倒予防・閉じこもり防止、また、要支援・要介護状態への移行を予防するため、らくらく健康トレーニング・すこやか向上プログラム・各種介護予防教室等を実施し、高齢者の介護予防の充実に取り組みました。

〈2〉高齢者福祉施設の整備

1. 養護老人ホーム静湖園は、昭和44年4月に開設以後、小破修繕・改修工事等を行い、入園者の生活に支障が出ないよう管理運営を行ってきました。施設運営については、「明るく」、「楽しく」、より「家庭的な」雰囲気の中で社会人として生活するための援助を行うとともに、入居者の生活環境改善、プライバシー保護の観点から近年は一人一部屋にして運営してきました。
2. 住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるよう、地域の特性に応じた柔軟な体制でサービスが提供される地域密着型の施設を中核とした施設整備を推進しました。

〈3〉高齢者の生活支援

1. 高齢者や介護者を支援するため、地域関係者や地域包括支援センターを始めとする多職種との協働によりネットワークづくりを目的とした地域ケア会議などを開催するとともに、生活支援・介護予防・自立支援・権利擁護などの各種制度・サービスを提供しました。

〈4〉高齢者の生きがい、社会参加機会の拡大

1. 高齢者の就労機会の確保を担うシルバー人材センターへの助成、冬期間の季節労働者の就労先確保を目的とした除雪サービス事業、国の緊急雇用事業に積極的に取り組みました。
2. 65歳以上の高齢者を対象に、網走市寿大学を開設し、高齢者の生きがいづくりの推進を図ってきました。高齢者がこれからの社会にあっても、より生きがいをもって教養や生活技術を身につけ、健康を維持しながら豊かな心を養い、社会的能力を高めるための学習

の場を提供してきました。

3. 介護予防や生きがいづくりを目的とした、高齢者ふれあいの家の開設及び老人クラブの活動に対する支援、また、スポーツやレクリエーション活動を通じた健康づくりを推進しました。

【評価・成果】

〈1〉高齢者の健康管理、介護予防の支援

1. がん検診を受診した人数は平成 20 年度 7,726 人、平成 21 年度 8,701 人、平成 22 年度 8,406 人、平成 23 年度 8,104 人、平成 24 年度 7,625 人となっています。
2. 高齢者の身体機能の維持向上・転倒予防・閉じこもり防止、また、要支援・要介護状態への移行の予防を目的とした筋力トレーニングを始めとする各種介護予防教室等を実施し、介護予防に対する認識の高揚及び知識の普及啓発が図られました。

〈2〉高齢者福祉施設の整備

1. 養護老人ホーム静湖園については、平成 20 年度入園者 34 名、平成 21 年度 24 名、平成 22 年度 23 名、平成 23 年度 19 名、平成 24 年度 19 名と推移しており、入園者が明るく安心して生活する居場所として施設運営を行っています。
2. 地域密着型の小規模特別養護老人ホーム・小規模多機能型居介護・認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護・特定施設入所者生活介護が整備され、住み慣れた地域でサービスが受けられる体制が構築されるとともに、施設待機者の解消が図られました。

〈3〉高齢者生活の支援

1. 地域関係者や地域包括支援センターを始めとする多職種との協働により地域包括ケア体制の基盤が構築され、生活支援・介護予防・自立支援・権利擁護などの各種制度・サービスの提供により高齢者や介護者が安心して暮らせるまちづくりが推進されました。

〈4〉高齢者の生きがい、社会参加の拡大

1. 冬期間除雪サービス事業の就労者数については、平成 20 年度 32 名、平成 21 年度 33 名、平成 22 年度 26 名、平成 23 年度 22 名、平成 24 年度 18 名と推移しており、冬期間の就労先確保に努めています。
2. 寿大学での活動については、様々な行事やクラブ活動を通して、様々なボランティア活動に取り組み社会貢献することもできました。また、積極的に郷土史や自分史の執筆に取り組み、これまでの歴史を振り返り、形として残す事ができました。
3. ボランティアと連携した高齢者ふれあいの家の開設、老人クラブに対する活動支援、パークゴルフ・ゲートボール大会の開催や農園の開設により高齢者の介護予防・生きがいづくり・健康づくりが図られました。

【今後の方向性】

〈１〉高齢者の健康管理、介護予防の支援

1. がん検診受診率の向上と検診への動機づけ・疾病理解を図り、検診日数の調整を図りながら検診の受診勧奨を行い早期発見早期治療の推進に努めます。
2. 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康でいきいきとした生活が送れるよう、筋力トレーニングを始めとする各種介護予防教室等に継続して取り組みます。

〈２〉高齢者福祉施設の整備

1. 静湖園については、引き続き適正な援助を行うとともに、高齢化する入居者に対しては自立支援を念頭に置いた個別処遇を図るなど、健康で生きがいをもって暮らせるよう努めます。また、施設は老朽化していることから、新たな施設の建設及び運営について、検討していきます。地域性や独自性を生かした介護サービスの検討、また、医療・福祉等のさまざまな職種が協働・連携する体制づくりが必要と考えます。
2. 今後も高齢者人口及び要介護認定者数の推移や施設待機者等を踏まえた上で施設整備を検討します。

〈３〉高齢者の生活の支援

1. 地域関係者や地域包括支援センターを始めとする多職種との協働による地域包括ケア体制の構築を推進するとともに、生活支援にともなう各種制度・サービスの充実を図り、高齢者や介護者が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

〈４〉高齢者の生きがい、社会参加機会の拡大

1. 高齢者の労働機会の増進及び労働者の生活の安定を図っていきます。
2. 網走市寿大学については、在籍者数の維持向上のため、オープンキャンパスの実施など寿大学の内容を周知します。在学生に対しては、講演講師や学習内容がマンネリ化しないような工夫改善を行っています。高齢者の経験・技術・知恵を社会還元できる機会の拡大については、学校支援地域本部事業やまちの達人出前事業など、次世代の高齢者の様々な経験・技術・知恵を活かす機会を提供していきます。
3. 関係者やボランティアとの連携により高齢者ふれあいの家の利用促進及び老人クラブの加入促進を図るとともに、高齢者のスポーツ・レクリエーション・趣味活動の支援を継続します。

目標1 支え合い、安心して暮らせるまち

第2節 地域福祉

3 障がい者福祉

【基本方針】

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者などすべての障がい者が積極的に社会参加し、地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりをめざします。

【取り組み内容】

〈1〉障がいの早期発見、相談体制の充実

1. 障がい者への各種支援対策に関する助言・指導、日常生活全般の相談援助を行う相談支援事業者を支援してきました。

〈2〉障がい者の生活の支援

1. 重度心身障がい者を対象に、医療機関受診時にかかる医療費の自己負担分を助成してきました。また、障がい者の方が、生活に必要な各種援助制度を創設し、支援してきました。

〈3〉障がい者の社会参加機会の拡大

1. 障がい者の社会参加をめざし、病院における機能訓練、療養中の管理、看護、医学的管理の下における、生活能力向上のための訓練を実施してきました。また、市独自の取り組みとして、各種団体・施設などへの補助を行ってきました。

【評価・成果】

〈1〉障がいの早期発見、相談体制の充実

1. 相談支援事業者を支援することで、障がい者の日常生活全般などにおける不安解消の場を創出することができました。

〈2〉障がい者の生活の支援

1. 重度心身障がい者を対象とした医療費の自己負担分の助成については、平成20年度828人より、平成21年度815人、平成22年度815人、平成23年度799人、平成24年度795人と減少し、助成金額は70,379千円、67,800千円、58,662千円、62,497千円、61,638千円と推移しています。

また、障がい福祉サービス利用者及助成金額は年々増加しています。さらに、市内の障がい福祉サービスを提供する事業所が充実してきました。

〈3〉障がい者の社会参加の拡大

1. 福祉サービスを受給しながら社会活動に参加する者、また、社会参加を目的とした福祉サービスを受給する者が増えています。

【今後の方向性】

〈1〉障がい者の早期発見、相談体制の充実

1. 障がい者の日常生活への不安解消のため、引き続き相談支援できる場の創出が必要と考えます。

〈2〉障がい者の生活の支援

1. 医療機関での受診機会の多い重度心身障がい者の医療費負担の軽減を図るために、継続して自己負担分の助成を実施します。また、平成 25 年 4 月に施行された「障害者総合支援法」により、サービス対象者に難病患者が加わり、従来のサービス内容の改正も行われることとなり、地域での共生を目的としたサービス内容となります。「障害者総合支援法」や「網走市障がい者福祉計画」の趣旨にのっとり、サービスの継続が必要と考えます。

〈3〉障がい者の社会参加の拡大

1. 障がい者福祉計画及び障がい福祉計画に基づき、障がい者が社会参加できる環境を整備するため、引き続き社会参加できる就労・訓練の場の提供や各種関係団体への支援などが必要と考えます。

目標1 支え合い、安心して暮らせるまち

第2節 地域福祉

4 児童福祉、子育て支援

【基本方針】

家庭や地域、学校、保育施設などが連携し、子どもの成長と子育ての地域全体で支援し、子どもが健やかに育ち、子どもを安心して産み育てることができるまちをめざします。

【取り組み内容】

〈1〉子育てを地域全体で支援する体制や意識づくり

1. 市内2ヶ所目となる地域子育て支援センターの開設や、民間による認定こども園の準備に対し助成し、普及・促進を図りました。
2. 子育て支援ニーズ調査（平成21年度）を実施し、調査結果をもとに「次世代育成支援行動計画（後期5か年計画）（平成22年3月）」を策定しました。

〈2〉子育て支援の充実

1. 公立保育園及び児童館の開設時間を拡大、「一日保育士体験事業」の導入、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を積極的に開催しました。

【評価・成果】

〈1〉子育てを地域全体で支援する体制や意識づくり

1. 子育て支援センターの開設により、子育てをしているお母さんが集まり育児への不安や悩みを取り除くことができました。また、センターで行われる各種メニューやサークル活動などを通し、育児における情報交換の場となっています。
2. 子ども・子育て支援行動計画の策定にあたり、これまでの本市の取り組み状況を把握することができました。また、現在の子どもをめぐる新たな課題を整理することができました。

〈2〉子育て支援の充実

1. 急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、ニーズが多様化していることから、様々なニーズに対応してきたと評価しています。

【今後の方向性】

〈1〉子育てを地域全体で支援する体制や意識づくり

1. 子育て支援センターの運営については、今後も利用者のニーズ等も把握しながら、引き続き子育ての支援体制を進めていきます。
2. 次世代育成支援行動計画に基づき、子どもを安心して生み育てるまちを目指し、引き続き取り組みを進めていきます。

〈2〉子育て支援の充実

1. 平成 26 年 8 月より、「乳幼児等医療費助成」は、「こども医療費助成」に名称が変更となりました。それに伴い、小学校卒業までであった対象範囲を、入院・訪問看護利用料について、中学校卒業までの児童に拡大して助成を行っています。平成 27 年度からはじまる子ども・子育て支援制度は、平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連三法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざす制度です。新制度の取り組みのため、「網走市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育提供区域」の設定、「子どものための教育・保育給付」（幼稚園や保育園の利用）と「地域子ども・子育て支援事業」（子育て支援センター・こんにちは赤ちゃん事業・放課後児童クラブなど）の需要量の見込みや提供体制確保などを定め、子育て支援を推進していきます。

目標1 支え合い、安心して暮らせるまち

第3節 社会福祉

1 生活福祉、社会保障

【基本方針】

ひとり親家庭に対して、自立した生活ができるよう支援します。

市民の健康と生活を支える国の各種制度の安定的な運営をめざし、制度への理解と納付の促進に努めます。

【取り組み内容】

〈1〉ひとり親家庭への支援

1. ひとり親家庭の相談・指導については、女性相談員及び母子自立支援員の2名体制でサポートしてきました。
2. ひとり親家庭の就労支援については、母子家庭自立支援給付金事業を活用し、職業能力開発に必要な支援を行ってきました。また、経済的支援については、母子寡婦福祉貸付金の貸付を行うほか、医療費の助成、児童扶養手当による支援を行ってきました。

〈2〉国民健康保険事業の推進

1. 国民健康保険事業については、生活習慣病の早期発見、予防を重視した特定健康診査や人間ドックなどの受診費用に対する助成事業を行ってきました。
2. 国民健康保険事業の収納率向上対策については、短期証の交付による納付相談機会を増やすなどの取り組みを行ってきました。

〈3〉国民年金事業の推進

1. 国民年金事業については、各種申請の受付、相談業務の充実を図ってきました。

〈4〉介護保険事業の推進

1. 地域等と連携した宅配トークなどの実施や関係機関との連携により介護保険制度の周知に努め、地域包括支援センターを中核とした相談体制の充実を図りました。また、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、介護保険事業の適正な運営に取り組みました。
2. 3年ごとの見直しに伴い平成24年3月に第5期介護保険事業計画を策定しました。

〈5〉生活保護事業の推進

1. 生活保護世帯に対する扶助費の受給に対応してきました。

〈6〉後期高齢者医療事業の推進

1. 後期高齢者医療保険制度については、平成 20 年度の制度開始以降、制度周知に努めてきました。また、医療費の市負担分を支出してきました。

【評価・成果】

〈1〉ひとり親家庭への支援

1. ひとり親家庭に対する「相談・指導」件数の実績は、平成 20 年度 247 件、平成 21 年度 175 件、平成 22 年度 68 件、平成 23 年度 95 件、平成 24 年度 54 件となっています。
2. ひとり親家庭に対する高等職業訓練給付金や就労支援制度の申請者数は、平成 20 年度から平成 25 年度の平均で約 8 件となっています。また、経済的支援については、医療費助成は、平成 20 年度 29,929 千円、平成 21 年度 34,023 千円、平成 22 年度 34,091 千円、平成 23 年度 35,344 千円、平成 24 年度 37,157 千円となっており、児童扶養手当は、平成 20 年度 189,680 千円、平成 21 年度 193,853 千円、平成 22 年度 193,846 千円、平成 23 年度 198,487 千円、平成 24 年度 192,292 千円となっています。

〈2〉国民健康保険事業の推進

1. 国民健康保険事業については、特定健康診査や人間ドックなどの受診率は低調に推移しているため、未受診者に対する対策が必要と考えます。脳ドックについては、年齢を拡大したことにより受診者が増加しました。
2. 国民健康保険事業における収納率については年々増加しており、取り組みの成果が見られました。

〈3〉国民年金事業の推進

1. 国民年金事業については、記録問題以降、事業に対する不信・不安感が払拭されておらず、納付率も6割弱で、若い世代ほど低い傾向にあります。

〈4〉介護保険事業の推進

1. 介護保険制度及び地域包括支援センターが周知され、多職種が協働する高齢者の支援体制が構築されるとともに、介護サービス等の提供や施設整備により介護保険の充実が図られました。
2. 第5期介護保険事業計画の策定にあたっては、有識者等を委員とした計画策定委員会を設置するとともに、介護サービス提供事業者を対象としたサービス見込量調査及び一般高齢者・要介護認定者を対象としたアンケート調査の実施（平成23年7月）により、的確なサービス供給量と被保険者の意見を反映しました。

〈５〉生活保護事業の推進

1. 生活保護基準を満たす世帯に受給できたと考えます。

〈６〉後期高齢者医療事業の推進

1. 後期高齢者制度の周知については、市広報誌・市 HP への掲載を中心に取り組みました。また、医療費の市負担分については、加入者の増に伴い年々負担額も増加しています。

【今後の方向性】

〈１〉ひとり親家庭への支援

1. ひとり親家庭の支援については、福祉及び雇用の両面にわたる総合的な取り組みを進めます。
2. 「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、平成 26 年 10 月以降に施行されることから、父子家庭を含めたひとり親家庭への支援強化に伴い、対応します。
3. 「ひとり親家庭等医療費助成」は、平成 26 年 8 月より医療費及び指定訪問看護利用料について中学校卒業まで拡大して助成を行っており、引き続き実施していきます。

〈２〉国民健康保険事業の推進

1. 国民健康保険事業については、人口の高齢化にともなう生活習慣病の増加等により医療費が年々増加傾向にあるため、引き続き制度の周知など、受診者増加に向けた取り組みが必要であると考えます。収納率向上対策としては、引き続き相談の機会を増やすなどの取り組みを続ける必要があると考えます。また、国民健康保険事業の保険者の都道府県化など大幅な制度見直しも予想されることから、国の動向などを速やかかつ正確に把握し、安定的な制度運営に努めます。

〈３〉国民年金事業の推進

1. 国民年金事業については、各種申請の受付、相談業務の充実を図り、事業への理解を深めていく必要があると考えます。

〈４〉介護保険事業の推進

1. 介護保険事業については、高齢者人口及び要介護認定者の増加にともなう超高齢社会にどのように向き合うかが課題となることから、介護保険事業の適正な運営及び多職種が協働する地域包括ケア体制の構築に努めます。
2. 平成 27 年 3 月に第 6 期介護保険事業計画を策定します。

〈５〉生活保護事業の推進

1. 生活保護受給者は年々増加傾向に推移していますが、今後も法に基づく受給を行います。

〈６〉後期高齢者医療事業の推進

1. 後期高齢者医療制度については、いわゆる団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行し、被保険者の更なる増加も予想されることから、引き続き制度周知と理解を深めてもらうよう努めていく必要があると考えます。

目標1 支え合い、安心して暮らせるまち

第3節 社会福祉

2 勤労者福祉

【基本方針】

勤労者に対する労働環境の把握や整備に努め、福利厚生 の普及促進を図ります。
雇用環境の変化に対応していくため、人材育成や能力開発の支援に努めます。

【取り組み内容】

〈1〉能力や技術の開発、活用

1. 勤労福祉施設の利用促進や勤労者共済会事業の推進、また、網走職業訓練校と連携した建築技能者の確保、勤労青年や技能者の表彰を行ってきました。

〈2〉労働条件、福利厚生 の向上促進

1. 労働条件等を把握するため、労働実態調査・女性労働実態調査を隔年で実施してきました。また、勤労者の福利厚生 の施設として、勤労青少年ホームの管理運営を行ってきました。

【評価・成果】

〈1〉能力や技術の開発、活用

1. 雇用の定着や技能水準の向上が図られました。

〈2〉労働条件、福利厚生 の向上促進

1. 労働実態調査・女性労働実態調査の実施により、当市の労働実態を統計的に把握しており、年次的な推移を把握することができました。また、勤労青少年ホームの利用者数は、平成20年度 19,329 人、平成21年度 17,634 人、平成22年度 14,435 人、平成23年度 13,391 人、平成24年度 12,606 人と推移しています。

【今後の方向性】

〈1〉能力や技術の開発、活用

1. 地域の将来を支える人材育成及び勤労者の福利厚生 の向上を図っていきたいと考えています。

〈2〉労働条件、福利厚生 の向上促進

1. 労働条件を把握する調査を引き続き実施し、調査結果を基に必要な対策を講じていく必要があります。また福利厚生施設として、勤労青少年センターの運営管理を引き続き行います。

目標２ 快適で調和のとれたまち

第１節 都市基盤

１ 土地利用、市街地整備

【基本方針】

網走市全体として均衡のとれた秩序ある土地利用を推進し、豊かな自然に包まれ、美しい景観や街並みが見られるまちづくりを進めます。

【取り組み内容】

〈１〉総合的な土地利用

- 大規模集客施設の立地制限対策として、特別用途地域の設定に取り組みました。また、各種都市計画の決定及び変更については、都市計画審議会を開催し審議してきました。
- 都市計画に係る用途地域（建ぺい率、容積率、防火地域、宅地造成規制区域等）データ、住居表示関連データ及び道路の種別について、GIS データ化に取り組み PC で閲覧できるシステムを構築しました。また、GIS データ化したデータのうち、都市計画に係る用途地域データ及び道路の種別データ等を全ての事務職員の PC で閲覧できるよう整備しました。

〈２〉市街地における土地利用及び整備

- 平成２３年度から街区表示板の整備を実施してきました。

〈３〉農業を振興するための土地利用

- 国及び道の事業を活用しながら、排水対策や土壌改良が必要な特殊土壌（泥炭土、火山灰土等）の農業生産基盤整備を継続的に実施してきました。道営土地改良事業については、土地改良等の基盤整備を行った受益農業者の負担（２０％）軽減を図るために市がその一部（１２．５％）を負担してきました。また、農道や水路等の維持管理に係る一定の活動支援、大雨等の災害に備えて農道や排水路等の農業基盤施設の管理・補修を行ってきました。

〈４〉自然環境の保全と土地利用

- 造林や森林施業を計画的に行い、違法な開発行為（伐採等）を規制してきました。
- 網走市森林整備計画に基づき行われる計画的な森林整備事業の補助、道路沿いや河川敷など公共用地（民有地を含む）に樹木を植栽する場合の苗木無料配布などを行ってきました。また、森林やみどりに対する市民の理解を深めるため、網走市植樹祭や市民記念植樹を開催してきました。

【評価・成果】

〈１〉総合的な土地利用

1. 無秩序な市街地の拡大防止策として、適切な土地利用の推進に取り組み一定の効果をあげました。
2. 各種データを GIS データ化したことにより、各方面からの問合せに迅速に対応できるようになりました。また、都市計画に係るデータ及び道路の種別データ等を全ての事務職員の PC で閲覧可能となり、各職員の業務効率の向上が図られました。

〈２〉市街地における土地利用及び整備

1. 街区表示板の整備については、5 力年計画（平成 23 年度）を策定し、計画に基づき行いました。平成 23 年度は 25、平成 24 年度は 23 の表示板を整備しました。

〈３〉農業を振興するための土地利用

1. 農地における区画整理等の推進、土地改良事業及び農業用排水の維持により、農業生産の生産性向上が図られました。
大雨時の農地からの土砂流出及び農地の冠水時等には、現地確認・調査をするなど対応してきました。

〈４〉自然環境の保全と土地利用

1. 造林や森林施業の計画的な取り組みと違法な開発行為の規制により、自然環境の適切な保全・整備を推進しました。
2. 網走市森林整備計画（平成 23 年 4 月）を策定し、計画に基づき森林整備の適切な推進を図りました。また、苗木の無料配布は、毎年、春と秋の年 2 回行い、景観の向上に寄与しました。市植樹祭を開催することにより、森林やみどりに対する市民理解を深めました。

【今後の方向性】

〈１〉総合的な土地利用

1. 無秩序な市街地の拡大策として、特別用途地域の設置など今後も適切な土地利用の推進に取り組んでいきます。
2. 各種情報の GIS データの更新等については、引き続き利用環境の整備を行っていきます。

〈２〉市街地における土地利用及び整備

1. 街区表示板の整備については、引き続き計画的に整備を進めていきます。

〈３〉農業を振興するための土地利用

1. 近年の異常気象による冷湿害や集中豪雨等の被害を軽減し、農業経営の更なる効率化と安定化を図るため、引き続き農業者及び JA と協議・連携しながら、農地における区画整理、土地改良事業及び農業用排水事業などを計画的に推進していきます。

〈４〉自然環境の保全と土地利用

1. 計画的な造林、森林施業とともに、違法な開発行為を規制していきます。
2. 森林の多面的な機能を保全するため、網走市森林整備計画に基づき、保安林・民有林の適切な管理・整備を進めていくとともに、森林やみどりに対する市民の理解を深めるため、市植樹祭や市民記念植樹、苗木の無料配布などに引き続き取り組みます。

目標2 快適で調和のとれたまち

第1節 都市基盤

2 道路

【基本方針】

広域的道路や都市間の機関道路を整備し、地域間交流の活発化や利便性の向上を促します。自由で安全な日常生活や高齢化社会を支える道路環境を整備し、維持管理に努めます。

【取り組み内容】

〈1〉広域幹線道路の整備

1. 都市間の広域幹線道路については、周辺市町で構成する北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会、オホーツク圏活性化期成会を通じて国・道等関係機関に北海道横断自動車道の凍結区間（足寄～陸別小利別間）の早期着工、一般国道の整備促進など要請活動を実施してきました。

〈2〉主要幹線道路の整備

1. 網走港新港地区の臨港道路整備については、平成19年に整備が完了しました。また、市街地を南北に縦断する幹線として都市計画決定された3・4・8西山通が平成23年に開通し、潮見地区と中心市街地を直接結ぶ主要幹線として整備が完了しました。

〈3〉生活道路の整備

1. 生活道路整備事業により市民生活に密着した道路について舗装化を進めてきました。

〈4〉歩行者にやさしい道路の整備

1. 歩道整備については、通学路を中心に新設整備・改修を行ってきました。また、平成24年以降に全国で相次いだ登下校中の児童・生徒の交通事故をうけ、市、警察、学校関係者により、通学路の危険箇所の緊急合同点検を行いました。

〈5〉道路や沿道の維持管理、環境美化

1. 道路の維持については、危険度の高いものや即対応が可能な案件を優先的に行っており、市民からの要望・苦情等に速やかに判断・対応していくことを心がけてきました。また、経年劣化による道路異常については、計画的な改修を実施してきました。さらに、ゲリラ豪雨による道路の冠水に対応するため、冠水の原因調査や対策工事を進めてきました。
2. 市道認定道路の用地処理については、優先度の高い箇所から毎年処理を進めてきました。また、道路・橋梁台帳・道路台帳図については、毎年新しい情報へと更新を行いながら台帳の管理をしてきました。
3. 道路沿道の環境美化については、街路樹の植栽・剪定、路肩の草刈り等の維持管理を実施してきました。

〈6〉道路の冬期対策

1. 除雪については、毎年、除雪計画を策定し、必要性・重要性に応じて市道等の除排雪、微砂利散布、融雪剤散布等の対応を実施しています。また、チラシの配付等により、市民の皆さんに除雪作業への協力・周知などを行ってきました。
2. ロードヒーティングについては、勾配のある車道・歩道に対し設置してきました。

〈7〉駐車場の運営

1. 駐車場の運営については、市営三眺駐車場の維持管理を行ってきました。

【評価・成果】

〈1〉広域幹線道路の整備

1. 国・道などへ積極的に要望活動を行ってきた結果、凍結区間の一部が着工されることになり、活動の成果があったと評価しています。

〈2〉主要幹線道路の整備

1. 新港地区臨海道路の整備により、物流の流れが良くなりました。また、西山通の開通については、交通量も多く利便性の向上が図られました。

〈3〉生活道路の整備

1. 生活道路については、地域要望の中から、計画的に整備を行っており、平成 26 年 3 月現在、169 路線、約 16.4 キロを整備してきました。

〈4〉歩行者にやさしい道路の整備

1. 通学路の歩道整備・改修により、危険個所を整備し、歩行者の交通事故の危険性を低減させることができたと評価しています。

〈5〉道路や沿道の維持管理、環境美化

1. 道路等の補修・改修等を計画的に行っていますが、十分な対応が全ての道路に行き届いていないと認識しています。
2. 各種台帳を整理することで、橋梁・道路などの長寿命化計画に的確に反映させていったと評価しています。
3. 街路樹の剪定や路肩の草刈りにより、ドライバーの見通しが確保されるとともに道路沿道の美化が図られました。

〈6〉道路の冬期対策

1. 近年相次ぐ集中豪雪への対応に苦慮しており、人員・車輛等の確保に努めます。
2. ロードヒーティングについては、遠隔装置の導入により、より効率的な使用で維持管理費の縮減を図るなど対応しています。

〈7〉駐車場の運営

1. 市営三眺駐車場については、適切に管理してきましたが、平成25年度より駐車料金を無料とし、管理人を廃止しています。

【今後の方向性】

〈1〉広域幹線道路の整備

1. 広域幹線道路や都市間の基幹道路整備は、災害時の道路ネットワークの強化、救急医療への貢献、観光産業の振興や物流など地域間交流の活性化などを進めるのに必要なことから、引き続き国・道などに強く働きかけます。

〈2〉主要幹線道路の整備

1. 主要幹線道路については、一定の目途がついたことから、随時維持管理を主として管理します。

〈3〉生活道路の整備

1. 生活道路については、今後の計画箇所が16路線、約1.7キロと整備に一定の目途がついてきており、今後、路線の維持管理を引き続き行います。

〈4〉歩行者にやさしい道路の整備

1. 通学路を中心に歩道整備・改修を引き続き進めます。

〈5〉道路や沿道の維持管理、環境美化

1. 今後は、道路整備事業等のほか、平成23年に策定した橋梁長寿命化計画や平成25年に行った道路ストック総点検（路面性状調査、道路法面擁壁等点検調査など）の結果に基づいた道路施設の改修工事などを計画的に行っていく必要があります。今後、路線ごとの「道路補修等の判断基準」を数値化するなどの検討を進め、中長期的な管理が必要です。また、道路の用地処理については、今後も、優先度の高い箇所からの改修を継続していきます。
2. 道路・橋梁台帳・道路台帳図の更新については、毎年新しい情報へと更新を行いながら管理していきます。また、道路・河川管理システムについては、GISデータへの移行も検討していきます。
3. 道路沿道の美化については、維持管理費用が多額となることから、街路樹設置の基準

や設置手法などについて検討しながら、街路樹の剪定、路肩の草刈りなどに引き続き取り組みます。

〈6〉道路の冬期対策

1. 交通量や気象条件の変化等により、微砂利・融雪剤散布などを含めた他の雪対策方法についても検討していきます。
2. 近年の低温化や大雪の影響によりロードヒーティング消費電力量が増加しているため、必要性に応じた新設・廃止を検討します。

〈7〉駐車場の運営

1. 三眺河畔公園利用者の駐車場として管理を行います。

目標２ 快適で調和のとれたまち

第１節 都市基盤

３ 港湾・漁港

【基本方針】

各港の機能向上、利用促進により、北網圏の産業・生活を支える、安全で快適な港づくりを進めます。

また、海と中心市街地を結ぶ川筋地区において、市民や観光客から親しまれる親水空間をつくります。

【取り組み内容】

〈１〉港湾機能の充実強化

1. 網走港長期構想（平成２１年３月）を策定し、網走港港湾計画（平成２１年７月）を改訂しながら計画に基づき、新港地区、川筋地区の施設整備、港湾用地の売却、港湾海岸の護岸整備、港湾施設の整備・維持改良などの取り組みを行ってきました。

〈２〉港湾環境の整備

1. みなと観光交流施設については、網走港の川筋地区に「みなと観光交流センター」が、平成２１年１月、北海道内１０５番目の道の駅「流水街道網走」としてオープンしました。
2. 港湾海岸の護岸整備は、平成１９年より海岸町地区の護岸の改良工事を進めてきました。
3. 新港地区の静穏度向上対策として、平成２０年度から南防波堤の嵩上げ、延伸を国直轄で進めてきました。
4. 老朽化した川筋物揚場の改修工事を、平成１９年度から国直轄と市単独で進めてきました。

〈３〉漁港の整備、機能の向上

1. 能取漁港については、国直轄の特定漁港整備事業により、順次整備してきました。
2. 呼人漁港については、北海道が静穏度の向上及び作業効率の向上を目的に整備を行ってきました。

【評価・成果】

〈１〉港湾機能の充実強化

1. 港湾環境の整備については、計画的に取り組んでいますが、新港地区の静穏度が悪く依然として荷揚げ障害、越波による港湾施設の損傷が発生しており、引き続き南防波堤の嵩上げ、延伸を進める必要があります。また、川筋地区についても物揚場の老朽化についても、引き続き整備を進める必要があります。

〈２〉港湾環境の整備

1. みなと観光交流センター（道の駅「流水街道網走」）については、平成２６年３月に累積来館者数３００万人を達成し、平成２６年４月には、旅行雑誌において、北海道「道の駅」満足度ランキングで、第１位に選ばれました。
2. 海岸町地区の護岸については、改良工事後、悪天候時の越波がなくなり近隣住民の安全・安心な住環境が整備されました。

〈３〉漁港の整備、機能の向上

1. 能取漁港については、平成２１年度にはアイスブーム（防水堤）などの施設整備を行い、平成２４年度に整備事業が終了し完成港となりました。
2. 呼人漁港については、平成２２年度に事業が終了し完成港となりました。しかし、係船する船に対し静穏度が悪く、操業船数に対し係留スペースが不足しており、漁船甲板と荷捌岸壁の高低差が大きく荷捌効率が悪いなど、漁港としての機能に問題があると評価しています。

【今後の方向性】

〈１〉港湾機能の充実強化

1. 近年の取扱貨物量は、減少傾向にあるため、さらなる取り組みが必要だと認識しており、今後も取扱貨物の増大に向けた取り組みのほか、経済効果を視野に入れた定期的なクルーズ客船の誘致、港湾用地（可処分用地）の売却に向けた取り組みを港湾計画に基づきながら続ける必要があると考えます。

〈２〉港湾環境の整備

1. 魅力あるみなと観光交流施設を維持するとともに、利用者のニーズなども把握しながら環境整備に取り組めます。
2. 港湾計画に基づき、新港地区の静穏度向上対策として南防波堤の改良及び延伸、川筋地区の施設整備と賑わいの空間の整備を進めます。

〈３〉漁港の整備、機能の向上

1. 能取漁港については、特定漁港漁場整備事業計画に基づいた機能保全対策事業により計画的に整備していくこととし、引き続き国に対して要望等を行い、漁港施設の機能保全を図ります。
2. 呼人漁港並びに鱒浦漁港については、国の水産基盤整備事業などを活用し、漁港施設の改善及び機能保全を図るため、引き続き、北海道に要望します。

目標２ 快適で調和のとれたまち

第１節 都市基盤

４ 公共交通

【基本方針】

市民や観光客の公共交通機関の利用ニーズとまちづくりをふまえた交通網をめざし、観光地と市街地とのアクセス（交通の接続）の向上を図るとともに、公共交通機関としての安全性、利便性を高めていきます。

【取り組み内容】

〈１〉鉄道輸送の充実

1. オホーツク圏活性化期成会により、「石北本線の高速化」について、要望活動を実施してきました。また、桂台駅舎の維持管理を行ってきました。

〈２〉バス輸送の充実

1. 地域における公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するため、網走市地域公共交通総合連携計画（平成２３年３月）を策定しました。
2. 日常の移動を公共交通に頼らざるを得ない交通弱者の移動手段を維持・確保するため、バス運行経費に対する補助を行ってきました。
3. 平成 24 年度に市内の公共交通空白地域である２地区において、地域の公共交通に対する需要を捕捉し、民間事業者の参入の可能性について検討をするため実証試験運行を行いました。

〈３〉女満別空港の機能充実、利用促進

1. 女満別空港へのチャーター便誘致のため、女満別空港チャータ便誘致協議会などにより、東アジアをターゲットとした、海外エージェントへの観光ＰＲ活動を行ってきました。また、オホーツク圏活性化期成会により、女満別空港のＣＩＱ体制（税関、出入国管理、検疫）の整備について、国・道などに要望活動を行ってきました。

【評価・成果】

〈１〉鉄道輸送の充実

1. 石北本線の高速化については、輸送密度が小さく採算が取れない区間となっており、現行の国などの支援制度では整備が難しい状況であると認識しています。また、桂台駅舎については、駅舎の清掃委託により利用環境の維持管理が図られました。

〈２〉バス輸送の充実

1. 地域における公共交通などに関する各種調査結果を整理することで、現状及び課題を示すことができました。
2. バス運行経費の補助により、地域間の公共交通（バス）の維持を図りました。
3. 平成２４年度に実証試験を行った２路線については、平成２５年１０月１日から民間事業者により公共交通の確保が図られることとなりました。

〈３〉女満別空港の機能充実、利用促進

1. 東アジアを中心とした観光プロモーション活動などにより、外国人観光客の誘客に繋がっています。また、ＣＩＱ体制の整備については、各出張所の職員がその都度出張により対応しており、更なる整備が必要です。

【今後の方向性】

〈１〉鉄道輸送の充実

1. 「石北本線の高速化」については、整備手法の検討などについて、引き続き北海道に要望していきます。また、桂台駅舎についても引き続き維持管理に努めます。

〈２〉バス輸送の充実

- 1～2. 地域間の公共交通の維持を図るため、取り組みを行っていきます。
3. 市内の公共交通空白地域・公共交通不便地域の解消に向け、各対象地区において調査・検討を行いながら取り組みを進めていきます。

〈３〉女満別空港の機能充実、利用促進

1. 女満別空港の機能充実、利用促進を図るため、東アジア圏域からの外国人観光客を誘客するプロモーション活動を行います。また、チャーター便受入れに係る環境整備についても引き続き関係団体と連携しながら要望活動などを実施していきます。

目標２ 快適で調和のとれたまち

第１節 都市基盤

５ 情報通信

【基本方針】

市民生活の利便性の向上や産業振興に重要な役割を担う情報通信技術を活用できるよう、情報基盤の整備に努めます。

誰もが情報通信を利用できるよう、利便性の向上や利用するための知識の普及に努めます。

【取り組み内容】

〈１〉情報基盤の整備

１．地上デジタル放送化に伴い、新町・海岸町地域の難視聴対策を行ってきました。

〈２〉情報通信網の整備、活用

１．災害時の北海道との通信については、北海道総合行政情報ネットワークにより、地上系無線及び衛星系無線の２ルートを構築しています。また、報道機関に対しても、被害状況、災害情報等を発表しています。

２．情報通信網の活用については、災害等の発生時に「お知らせメール@あばしり」や「フェイスブック」、「ツイッター」などのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、リアルタイムの情報をお伝えしています。

〈３〉情報通信に関する知識や技術の普及

１．家庭教育学級及びまなびすと講座を開設し、情報通信に関する知識の普及を行ってきました。

【評価・成果】

〈１〉情報基盤の整備

１．向陽ヶ丘に設置している網走新町アナログ用中継局を新たにデジタル用中継局として整備しました。また、国の交付金も活用しながら海岸町地区の共同受信アンテナを整備することができました。

〈２〉情報通信網の整備、活用

１．北海道総合行政情報ネットワークについては、システムメンテナンス、機材の入れ替えなど整備してきました。

２．「お知らせメール@あばしり」や、SNS は、災害時の情報収集手段の１つとして認知されてきており、特に冬期間の暴風雪警報発令時には、きめ細かい情報をお伝えするこ

とができました。

〈3〉情報通信に関する知識や技術の普及

1. 家庭教育学級では、中学生の保護者を対象に「ケータイ安全教室」講演会を実施し、まなびすと講座では市民を対象に「facebook」講座を実施しました。

【今後の方向性】

〈1〉情報基盤の整備

1. 今後も難視聴地域の解消のため整備を促進するとともに、個別の難視聴については、相談窓口を周知するなどの取り組みを進めます。※H25 鱒浦地区整備済み

〈2〉情報通信網の整備、活用

1. 北海道と連携しながら災害時の情報共有手段の整備に引き続き取り組みます。また、運用手法についても訓練などにより確認していきます。
2. 情報伝達について、「お知らせメール@あばしり」や「フェイスブック」、「ツイッター」などの SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用することの有効性について周知を図ります。

〈3〉情報通信に関する知識や技術の普及

1. 今後とも、時代の要望に応じ、必要な学習機会の提供を図ります。

目標２ 快適で調和のとれたまち

第２節 生活安全

１ 国土保全、防災

【基本方針】

災害に強く、安全な日常生活を送ることができる都市をめざし、自然環境への負荷に留意しながら、自然災害の未然防止に努めます。

洪水・地震・津波など自然災害等に備え、危機管理体制の整備を図るとともに、地域の防災意識を高め、自主防災組織を育成し、地域の防災力を向上します。

【取り組み内容】

〈１〉自然災害の未然防止

- １．豪雪、融雪期の増水による災害を未然に防止するため、定期的な調査を実施し、その結果に基づき危険箇所等における、河川・護岸改修工事を実施してきました。また、雪害や豪雨災害による崩落等で通行に支障が生じた箇所の部分的補修を実施してきました。

〈２〉防災に関する総合的な体制や対策の強化

- １．防災の取り組みについては、網走市地域防災計画（平成２４年１０月）の見直しを行ってきました。また、防災訓練の実施、ハザードマップの作成・配布、防災備蓄品整備等を行ってきました。さらに、東日本大震災を境に、津波による被害軽減を図るための津波避難計画の策定、津波高台避難路調査の実施、海拔表示板の整備などの取り組みも進めてきました。
- ２．災害時要援護者の避難生活における安全・安心の確保のため、市内福祉施設と災害時に福祉避難所とするための協定を締結しました。

〈３〉防災への意識啓発と自主的な活動の促進

- １．津波ハザードマップ・洪水ハザードマップなどを配布することで、市民周知を図ってきました。また、毎年度、地域と連携しながら防災訓練を実施してきました。さらに、自主防災組織については、設立促進のため講習会・研修会などを開催してきました。

〈４〉災害に備えた環境整備

- １．防災備蓄品については、災害時に迅速な対応が図られるように計画的に整備してきました。また、備蓄場所についても、新たに消防分団を加えるなど、市内各所に分散させるなどしながら整備をしてきました。
- ２．耐震性の現状を把握するために「網走市耐震改修促進計画（平成２２年度）」を策定しました。

【評価・成果】

〈１〉自然災害の未然防止

1. 近年、大雨・ゲリラ豪雨等による災害が発生しており、その都度迅速に復旧対応してきました。また、災害の未然防止のために改修した箇所は再度被災することなく、改修の成果があったと評価しています。

〈２〉防災に関する総合的な体制や対策の強化

1. 地域防災計画の見直し、津波高台避難路調査、海拔表示板の整備などにより、防災体制及び対策が強化されたと考えます。
2. 市内福祉施設 18 ヶ所と災害時の福祉避難所の協定を締結しました。

〈３〉防災への意識啓発と自主的な活動の促進

1. 自主防災組織については、市民の防災への意識の高まりにより、平成 22 年 52 団体が、平成 24 年現在、107 団体となり組織化が進んでいます。

〈４〉災害に備えた環境整備

1. 防災備蓄品については、災害時に迅速な対応が図れるように消防各分団に整備しました。
2. 網走市耐震改修促進計画に基づき、平成 24 年度に、学校施設の耐震改修工事が全て終了しました。

【今後の方向性】

〈１〉自然災害の未然防止

1. 災害時の道路・河川・公園等の被害想定は難しい部分もありますが、あらかじめ危険箇所を把握し、危険度・重要度等の優先順位付けをした上で、護岸等の防災対応を長期継続していくことが必要であると考えます。また、大雨災害の対策として、河川樋門管理者の実地研修・訓練なども検討していきます。

〈２〉防災に関する総合的な体制や対策強化

1. 地域防災計画に基づき、災害時の対応ができるよう訓練を継続的に進めるとともに、今後は、津波避難計画に基づく避難訓練を実施していく必要があります。また、防災対策の環境整備などについて、引き続き取り組みます。
2. 災害時の福祉避難所については、協定後も環境整備に向けた情報交換等を行うとともに新しい施設が開設された際には、協定締結に向けた取り組みを進めます。
3. 津波災害時に緊急避難するため、民間施設等と津波避難ビル協定の締結を進めます。

〈３〉防災への意識啓発と自主的な活動の促進

1. 広報あばしりやホームページを利用した防災の啓発などを行い、市民の防災に対する意識の向上を図ります。

〈４〉災害に備えた環境整備

1. 防災備蓄品整備については、小学校・中学校などの避難所に配備するなど計画的に整備します。
2. 平成 25 年度に改正された「耐震改修促進法」に基づき、引き続き耐震化を含めた防災への意識啓発を図っていきます。

目標２ 快適で調和のとれたまち

第２節 生活安全

２ 消防・救急

【基本方針】

消防に関する施設や設備を充実するとともに、より専門的で洗練された消防体制をつくります。

指導型から地域に密着した市民協働型へと、より地域にねざした消防行政を推進します。

【取り組み内容】

〈１〉消防施設や設備の充実

１．消防施設等の整備については、中長期にわたる年次計画を基に取り組んできました。

〈２〉消防への意識啓発

１．消防への意識啓発のため、消防団との連携により、自治会や地域住民に各種広報活動を実施してきました。

〈３〉常備消防体制の充実と防火活動の推進

- １．常備消防体制の充実については、職員の技術、資質の向上を図るため、学校研修はもとより、署内での各種活動訓練を計画的に実施してきました。
- ２．消防救急デジタル無線については、津波対策として高台地区へ移転更新される通信指令システムと併せて整備を進めてきました。
- ３．消防の広域化については、メリット・デメリットの検討・検証を行いました。

〈４〉非常備消防体制の充実

１．消防団については、魅力ある消防団づくりのため、被服、装備類の充実と併せて研修やレクリエーションなどを実施してきました。

【評価・成果】

〈１〉消防施設や設備の充実

１．消防施設等の整備については、はしご車やタンク車、高規格救急自動車など消防署の主力車輜や消防車のポンプ車の更新整備を行っています。

〈２〉消防への意識啓発

１．消防への依存感が強かった住民の意識が、東日本大震災以降は変化しつつあり、自治会や団体による防災訓練の実施や救急講習など、地域・町内会などの自主的な取り組みも増えてきたと評価しています。

〈３〉常備消防体制の充実と防火活動の推進

1. 学校研修、活動訓練により、人材面における消防力の維持、強化が図られました。
2. 消防救急デジタル無線については、通信指令室の運用を平成２６年３月より南消防署に移転することができました。また、移転により津波浸水区域外に通信指令室を設置することができました。
3. 消防の広域化については、現状において十分なメリットが見いだせないことから、具体的な進展はありませんでした。

〈４〉非常備消防体制の充実

1. 消防団員の研修・レクリエーションにより、消防団員のスキル向上、人的繋がりや意識統一などが図られてきました。

【今後の方向性】

〈１〉消防施設や設備の充実

1. 最新鋭の機材を搭載した車両等の更新整備は、今後も中長期にわたる年次計画をもとに着実に取り組んでいきます。

〈２〉消防への意識啓発

1. 消防団との連携による各種広報活動を継続実施し、消防のイベントなどの場を積極的に活用して更なる防災意識の啓発に努めていきます。

〈３〉常備消防体制の充実と防火活動の推進

1. 今後とも、各種活動訓練を計画的に実施し、人材面における消防力の維持・強化を図ります。
2. 今後とも、機能維持の万全を図り、現場到着までの時間短縮や的確な情報収集による効率的な指令業務環境を構築します。
3. 消防の広域化については、他の地域の今後の動向も注視しながら、さらに検証していきます。

〈４〉非常備消防体制の充実

1. 消防団員については、一定の団員を確保しているものの全国的に団員の減少化と高齢化しているという課題もあり、消防団の団員確保、若年層団員確保対策への取り組みを引き続き進めていきます。

目標2 快適で調和のとれたまち

第2節 生活安全

3 防犯、交通安全、消費生活

【基本方針】

防犯、交通安全及び消費生活に対する意識を高め、自主的な活動を促進し、犯罪や交通事故のない、安全・安心なまちづくりをめざします。

【取り組み内容】

〈1〉防犯・交通安全・消費生活に関わる総合的な取り組み

1. 法的な問題等に直面し、相談と助言を必要とする市民に対して、法律相談員を委嘱し、毎月1回（4名を限度）市民相談室において無料法律相談を実施してきました。
2. 市民誰もが気軽に相談できる窓口として、毎月1回、日常生活における相談を受け付ける「暮らしの相談」を実施してきました。
3. 消費者保護のため、「消費者相談室」を設置し、日常生活用品の購入にあたっての相談、商品の消費過程での苦情、多重債務、オレオレ詐欺等、消費生活に関するトラブルなどについて対応してきました。
4. 市、関係機関、団体と防犯、交通安全、消費生活に関わる情報交換を行い、交通安全、消費生活に関する情報について、市広報誌に掲載する等情報提供を行ってきました。

〈2〉防犯対策の推進

1. 防犯協会と連携し、街頭啓発や防犯パトロールを実施してきました。また、関係団体と情報交換する網走市生活安全条例に基づく、生活安全連絡会議を設置しました。

〈3〉交通安全対策の推進

1. 市・関係機関・団体相互に協力し合い、交通安全に取り組み、また通学時の交通安全対策として、交通安全指導員等を配置してきました。また、交通安全啓発活動・交通安全教室の開催・交通安全施設の配置要請等を行ってきました。

【評価・成果】

〈1〉防犯・交通安全・消費生活に関わる総合的な取り組み

1. 法律相談については、毎月4名、年間48名を限度としていますが、過去5ヵ年では平均45件（年間）の相談を実施しています。
2. 暮らしの相談については、相談者のプライバシー配慮に配慮した取り組みを続け、一定の成果を上げています。
3. 消費者保護のための消費者相談は、毎年150件程度の相談を受け1件で1,000万円の被害を防止できたこともありました。
4. 市広報への交通安全、消費生活情報の掲載と交通安全教室（毎年70回程度）、消費者啓発出前講座（毎年20回程度）を開催し、未然防止の啓発を行いました。

〈2〉防犯対策の推進

1. 防犯対策については、街頭啓発や防犯パトロールにより、網走市内の犯罪件数は減少しています。

〈3〉交通安全対策の推進

1. 通学時の交通安全指導員の立哨、関係団体による交通安全街頭啓発（年15回）、交通安全教室、交通安全施設の点検などを行いました。

【今後の方向性】

〈1〉防犯・交通安全・消費生活に関わる総合的な取り組み

1. 法律相談については、実績からも市民に必要な事業であることから、継続して取り組みを進めます。
2. 暮らしの相談については、今後とも継続して取り組みを進めます。
3. 消費者保護については、消費者問題の手口が巧妙化・凶悪化していることから、情報の不足した消費者を企業等から保護するという従来の相談対応ではなく、犯罪者から被害を受ける前に保護・情報提供するという体制づくりを進めていきます。また、多くの市民に「いつでも自分たちが被害者・当事者になりうる」との認識を一層深めてもらい、更なる被害の抑制に努めます。
4. 関係機関・団体と情報交換に努め、交通安全・消費生活の情報提供については引き続き広報に掲載する他、あらゆる機会をとらえ啓発を行っていきます。

〈2〉防犯対策の推進

1. 防犯対策については、社会全体では凶悪な犯罪も頻発しており、防犯活動の重要性が増していることから、今後も引き続き取り組みを進めます。

〈3〉交通安全対策の推進

1. 交通事故も市内だけではなく全国的に減少しておりますが、痛ましい事故が無くなったわけではないため、今後も引き続き取り組みを進めます。

目標2 快適で調和のとれたまち

第3節 環境

1 地球環境の保全

【基本方針】

温室効果ガスの削減に向けた取り組みが全市的に行われるよう促進します。
省エネルギーや新エネルギーの普及を推進し、環境への負荷を軽減するよう努めます。

【取り組み内容】

〈1〉地球環境の保全の推進

1. 網走市環境基本計画（平成 16 年）の計画期間が終了することから、計画の見直しを平成 25 年度に行いました。また、職員については、ノーマイカーデーや環境マネジメントシステムに取り組みました。

〈2〉新エネルギー・省エネルギーの取り組み

1. 太陽光発電を住宅に設置する費用の一部助成などの新エネルギー関連の施策に取り組むことで、環境保全に努めてきました。また、市公有地を利用した民間事業者による太陽光発電所の建設が行われました。

【評価・成果】

〈1〉地球環境の保全の推進

1. 網走市環境基本計画の推進については、関係団体の推薦や市民公募から「網走市環境保全審議会」を設置し、毎年、網走市環境基本計画の取り組みについて点検・報告を行ってきました。また、新たな計画の策定については、網走市環境基本計画策定市民会議を立ち上げ検討しています。

〈2〉新エネルギー・省エネルギーの取り組み

1. 太陽光発電設置費用助成事業については、平成 20 年度 6 件、平成 21 年度 24 件、平成 22 年度 25 件、平成 23 年度 23 件、平成 24 年度は 44 件となっており、年々市民の関心が高まっていると認識しています。また、太陽光発電所については、民間事業者により、1.5 メガ規模で 2 箇所整備されています。

【今後の方向性】

〈1〉地球環境の保全の推進

1. 新たに策定した「第2期網走市環境基本計画」に基づきながら地球環境保全に取り組んでいきます。また、この計画については、市民、事業者等に広く周知し、地球環境保全が網走市全体の取り組みになるよう事業展開を図っていく必要があると考えます。また、ノーマイカーデーについては、主要企業、官公庁への参加を促す取り組みを引き続き行います。さらに、網走市の環境マネジメントシステムに引き続き取り組みます。

〈2〉新エネルギー・省エネルギーの取り組み

1. 太陽光発電費用の一部助成などの施策に継続して取り組む必要があると考えます。また、民間事業者による太陽光発電所の設置が促進されるように取り組みます。さらに、廃棄物発電や自然エネルギーの活用などについても検討していきます。

目標2 快適で調和のとれたまち

第3節 環境

2 自然環境保護

【基本方針】

市民、関係団体、教育機関、事業者などと連携した自然環境の保護と賢明な利用を図り、「人と自然が共生するまち」をめざします。

自然の保全・再生とともに、自然と触れ合える環境やうるおい空間をつくり、次世代へ継承していきます。

【取り組み内容】

〈1〉自然環境保護の推進

1. 地球温暖化対策の一環として、温室効果ガス削減に向けた取り組みについて普及啓発を行いました。
2. 平成19年3月に網走市役所地球温暖化対策実行計画を策定し、計画期間終了年度の平成24年3月に計画の見直しを行いました。
3. 環境省事業「濤沸湖エコツーリズムプログラム整備事業」で設置された検討会に地元自治体として関係各団体とともに委員として参加し、エコツーリズム推進のための基盤づくりについての検討を重ねてきました。
4. ラムサール条約登録湿地の全国、道内、道東地区の団体に加盟し、情報交換や連携を進めるとともに、濤沸湖水鳥・湿地センター開館後はボランティア登録を開始しました。

〈2〉自然環境の保全、復元

1. 生育環境の悪化により湖畔における群生地が減少したサンゴ草の生育環境の改善を行っています。
2. 地域内にある公共施設の空き地のほか、道路沿いや河川敷など公共的に利用されている土地（民有地も含む）に花木を植栽する場合、広葉樹の苗木を無料配布しその活動を支援しました。
3. 濤沸湖水鳥・湿地センター登録ボランティアの協力を得ながら、センター周辺の外来植物の駆除作業を行いました。
4. 濤沸湖周辺の環境保全のため、周辺区域での清掃活動を行ってきました（濤沸湖及び周辺地域の環境保全推進協議会）。
5. 「きたはなプロジェクト」（網走開発建設部）に参加し、地域に自生している在来種による北浜法面（国道244号）の緑化（花植え）を行ってきました。

〈3〉環境教育・学習の充実

1. ラムサール登録湿地である濤沸湖における環境学習や保全活動の拠点として「濤沸湖水鳥・湿地センター」が環境省により整備され、平成24年5月23日オープンしました。

2.「濤沸湖水鳥・湿地センター」は、関係機関と連携して運営委員会を発足させ、施設の管理運営及び濤沸湖周辺の環境保全や環境学習の取り組みを行ってきました。

【評価・成果】

〈1〉自然環境保護の推進

1. 市民に対し地球温暖化防止対策を啓発するため、平成20年度に家庭版の地球温暖化防止対策リーフレットを作成し、各家庭に配付しました。
2. 網走市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化対策に取り組んでいます。また、温室効果ガスの排出量や取り組み状況を毎年、広報紙やホームページを通じて公表しています。
3. 濤沸湖周辺の地域資源の調査結果等を広く一般へフィードバックするため、セルフガイドマップ（外面）、地域資源マップ（内面）を作成し、濤沸湖水鳥・湿地センター開館に併せ、関係各機関及び来館者へ配布しました。
4. 「子どもラムサール交流会」に参加するとともに、道東地区における共通ウェブサイトを利用して自然情報の発信を協力して行っています。また、平成24年度末現在、27名がボランティア登録し、様々な活動に協力いただいています。

〈2〉自然環境の保全、復元

1. 平成24年度より生育環境の復元に向けた取組を東京農業大学や地域とともにを行い、生育に適した環境を構築することができました。
2. 広葉樹苗木の無料配布を実施し、平成25年度は、13団体に527本の広葉樹苗木を無料配布しました。
3. 駆除作業の実施により、外来植物の種類に応じた作業時期の重要性や繁殖力の強さなどの特性を確認することができました。
4. 清掃活動によるごみの回収量は、平成21年度1.4t、平成22年度770kg、平成23年度470kg、平成24年度370kgとなっています。
5. 在来種が一部狭い範囲ではありますが根付き、周辺に群生している部分も点在し、徐々に緑化の効果が表れ始めています。次期へ向けての種取りも行っています。

〈3〉環境教育・学習の充実

1. 濤沸湖水鳥・湿地センターの平成24年度の利用者数は、17,071人となりました。また、施設が整備されて1年のため、地域住民や観光客にも濤沸湖の魅力をさらに発信する必要があると考えます。
2. 館内展示や自然ガイド、濤沸湖の紹介映像を上映しています。また、季節に応じた自然観察会を開催して自然に親しむ機会を創出するほか、「子どもラムサール交流会」の受け入れにより、道内ラムサール登録湿地の子ども達と市内の子ども達との交流の場が創出できました。

【今後の方向性】

〈1〉自然環境保護の推進

1. 網走市全体での取り組みとするため、温室効果ガス削減に向けた取り組みについて普及啓発を進めていきます。
2. 自然環境保全のため、引き続き地球温暖化対策に取り組めます。
3. エコツーリズム推進のためのルールづくりへ向けて、検討会に継続して参加するとともに、環境保護の推進に必要な情報の収集、発信に努め、環境保護及び環境学習の拠点施設としての濤沸湖水鳥・湿地センターの機能充実を図っていく必要があります。
4. 各団体に継続して加盟し、湿地の環境保護、保全の活動、課題などの情報を共有し、市の今後の取り組みに反映していきます。また、登録ボランティアの組織化を目指してボランティア活動の支援を行います。

〈2〉自然環境の保全、復元

1. 生育環境再生に向けた方向性が確立できたことから、今後も継続した取組を行っていきます。
2. 広葉樹の苗木配布（無料）により植樹活動が町内会等の取り組みとして定着し、苗木配布の希望団体が増加傾向にあることから、市民と協働して植樹を行う取り組みを推進します。
3. 環境学習施設として外来植物についての学習機会を提供するとともに、登録ボランティア等の協力を得ながら、外来種の駆除作業に取り組めます。
4. 濤沸湖周辺の環境保全のため、清掃活動を継続して取り組めます。
5. 「きたはなプロジェクト」に引き続き参加し、在来種による植生の回復に協力していきます。

〈3〉環境教育・学習の充実

1. 体験型行事など多様な行事の開催や展示・ホームページなどを活用して季節に応じた最新の自然情報を発信するなどの取り組みを推進していきます。
2. 学校と連携した環境学習の取り組みや関係機関及び地域と連携したワイズユース（賢明な利用）の普及啓発や濤沸湖周辺の環境保全、調査研究などの取り組みも推進していく必要があると考えます。

目標2 快適で調和のとれたまち

第3節 環境

3 公害防止

【基本方針】

豊かな自然に包まれた網走の土地や海・川の水環境を公害から守り、安心して暮らせる、住み心地のよいまちをめざします。

【取り組み内容】

〈1〉公害の未然防止

1. 公害防止の取り組みについては、豊かな自然と快適な生活環境を保全するために各種調査、広報活動を実施してきました。

〈2〉水質の保全対策

1. 河川・湖沼等の公用水域水質調査の実施や油流出事故発生時の事故処理対策に取り組みました。

〈3〉悪臭、騒音・振動などの対策

1. 悪臭への対応については、臭気の状態把握と改善のため、臭気パトロールの実施や嗅覚測定法及び機器分析法による調査・試験を実施しています。測定結果に基づき、当市と事業所間で締結した協定の基準値を超えている場合などは、当該事業所に対して改善するように指導を行っています。
2. 自動車騒音・振動及び河川の水質調査については、毎年調査を実施しています。

〈4〉公衆マナーの向上

1. 犬、猫の適正な飼育に係る指導・取締りを実施してきました。また、狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射に取り組みました。

【評価・成果】

〈1〉公害の未然防止

1. 屋外における焼却についての広報について、報道機関を通じた広報活動の他、広報あばしりへの掲載等を毎年1回～2回、随時行っています。

〈2〉水質の保全対策

1. 河川水質調査地点数については、平成20年度から平成23年度まで毎年度9地点、平成24年度は5地点で調査されています。

〈３〉悪臭、騒音・振動などの対策

1. 臭気パトロール回数については、平成１８年度２４件、平成１９年度１２件、平成２０年度２１件、平成２１年度９件、平成２２年度５件、平成２３年度３件、平成２４年度４件となっています。また、臭覚測定法及び特定悪臭物質濃度調査事業所数については、平成２０年度から平成２４年度まで毎年度３ヶ所となっています。さらに、自動車騒音・振動調査地点数については、平成２０年度から平成２３年度まで６ヶ所、平成２４年度については３ヶ所となっています。

〈４〉公衆マナーの向上

1. 犬の狂犬病予防注射は、市内７０か所を移動式で実施することで、接種率の向上が図られました。

【今後の方向性】

〈１〉公害の未然防止

1. 豊かな自然と快適な生活環境を保全するために、現状の把握及び被害の未然防止に努めるほか、広報活動についても引き続き進めていきます。

〈２〉水質の保全対策

1. 河川・湖沼などの定期的な水質調査に引き続き取り組みます。また、油流出などの事故の際には、初期段階での事故処理対策を講じます。

〈３〉悪臭、騒音・振動などの対策

1. 各種パトロール及び各種調査に引き続き取り組みながら、監視、処理体制の充実、行政指導を行っていきます。

〈４〉公衆マナーの向上

1. ペット飼い主への適正な飼育に係る指導、取締りに引き続き取り組むとともに、法律に基づく各種手続きなどに取り組みます。

目標2 快適で調和のとれたまち

第3節 環境

4 廃棄物処理、再資源化

【基本方針】

効果的かつ効率的なごみ処理を行うとともに、市民の理解と協力を促し、ごみ排出量の抑制と再資源化に努めます。

計画的で衛生的なし尿の収集、処理に努めます。

【取り組み内容】

〈1〉ごみの収集、処理体制の整備

1. 一般廃棄物処理基本計画（平成22年度）及び分別収集計画を策定し、効率的なごみ処理と分別収集に努めてきました。また、家庭系及び事業系の排出ごみの組成の分析・調査を行いました。

〈2〉ごみの減量や再資源化の推進

1. 網走地域循環型社会形成地域計画（平成24年度）を策定し、埋立処理するごみの減量化と新たな施設の方向性について検討を行いました。また、使用可能な粗大ごみを再利用することで、ごみの減量とリユース意識の啓発を行うほか、食料残さ及び食べ残しの食品廃棄物の減量を図るための啓発を行ってきました。

〈3〉不法投棄の防止

1. 不法投棄のパトロールを実施することで、不法投棄物を回収するなどの取り組みをしてきました。

〈4〉し尿処理の推進

1. クリーンセンターの設置により、衛生的かつ効率的なし尿の処理体制を確立してきました。

【評価・成果】

〈１〉ごみの収集、処理体制の整備

1. ごみ排出量原単価（市民１人１日あたりのごみの排出量）が、一般廃棄物処理基本計画の目標数値に達していない状況です。

〈２〉ごみの減量や再資源化の推進

1. 粗大ごみを再利用したリユース展は、参加者にも好評であり、リユース意識の醸成につながっていると評価しています。また、食べ残しを減らそう運動参加店数は、３４店の参加協力により実施することができ、食べ残さないという意識の啓発を図ることができました。さらに市民を対象とした、食材の過剰除去を減らすためのエコクッキング教室を開催しています。

〈３〉不法投棄の防止

1. 不法投棄物の回収量は、平成２０年度 6,382 t、平成 21 年度 5,290 t、平成 22 年度 17,480 t、平成 23 年度 14,060 t、平成 24 年度 4,380 t を回収しました。

〈４〉し尿処理の推進

1. 衛生的なし尿収集、処理ができました。

【今後の方向性】

〈１〉ごみの収集、処理体制の整備

1. 一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ収集及び処理を継続します。また、埋立量を減らすための取り組みを検討します。新たな分別体制を構築するため、生ごみ等の新たな分別収集体制を検証します。

〈２〉ごみの減量や再資源化の推進

1. 現在供用する最終処分場の延命化を図るため、シュレッダー紙と使用済小型家電製品の再資源化処理を実施します。今後も、さらなる分別の徹底とごみの減量を目指します。

〈３〉不法投棄の防止

1. 不法投棄のパトロールに引き続き取り組むとともに不法投棄されそうな場所には、看板や監視カメラを設置するなど対策を講じます。

〈４〉し尿処理の推進

1. し尿処理については、計画的で衛生的な収集・処理に努めます。

目標2 快適で調和のとれたまち

第4節 生活環境

1 住宅・宅地

【基本方針】

オホーツクならではの環境の良さと利便性がともに感じられる住まいづくりを進めます。

市街地においては高齢者等のまちなか居住を促進し、歩いて暮らせるまちづくりの推進に努めます。

【取り組み内容】

〈1〉公営住宅の整備、維持管理

1. 公営住宅の長寿命化及び建替を検討するため、網走市公営住宅等長寿命化計画（平成23年度）を策定しました。そのうち、建替の必要があるとされた、つくしヶ丘第2団地及び潮見団地については、つくしヶ丘第2団地及び潮見団地建替基本計画（平成24年度）を策定し、つくしヶ丘第2団地については、平成25年度に基本設計を行いました。

〈2〉宅地の供給

1. 市公有地の分譲を検討してきました。

〈3〉まちなか居住の推進

1. まちなか借上げ公営住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅について、家賃補助を行ってきました。

【評価・成果】

〈1〉公営住宅の整備、維持管理

1. 公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画、つくしヶ丘第2団地及び潮見団地建替基本計画に基づき計画的に進めていると評価しています。

〈2〉宅地の供給

1. 平成14年から平成16年につくしヶ丘団地の建替えにともなう余剰地の分譲を行って以後、公営住宅の建替えは行われていませんので、分譲しておりません。

〈3〉まちなか居住の推進

1. まちなか借上げ公営住宅については、4棟70戸に対して補助を行いました。また、高齢者向け優良賃貸住宅については、20件の家賃補助を行いました。

【今後の方向性】

〈１〉公営住宅の整備、維持管理

1. 各種計画に基づきながら、居住環境の整備などを計画的に推進していきます。

〈２〉宅地の供給

1. 今後も、建替えにともなう余剰地が確保された場合は、分譲を進めます。

〈３〉まちなか居住の推進

1. まちなか居住推進計画に基づきながら、引き続きまちなか借上げ公営住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅について、家賃補助を継続していきます。

目標2 快適で調和のとれたまち

第4節 生活環境

2 上水道

【基本方針】

「網走市水道事業基本計画」に基づき、安全で安定した給水と効率的な経営をめざします。水質管理とともに、災害など緊急時への対応を強化します。

【取り組み内容】

〈1〉水源の確保、水源地域の環境保全

1. 水源地の定期的なパトロールを行い、水源地涵養林の環境整備を行ってきました。

〈2〉供給体制や関連施設の充実

1. 上水道事業と簡易水道事業、ともに安全で安定した水道水の供給を行ってきました。

〈3〉危機管理体制の強化

1. 大規模断水事故をうけて、事故対応マニュアル等を改訂しました。また、導水管破裂時に対応するため、導水管2系統をつなぐ整備や流量計を8箇所設置しました。

〈4〉効率的な水道事業の経営

1. 平成22年11月から、水道料金の徴収、検針、窓口等の業務を民間委託しています。また、給水区域内の水道水利用促進のため広報活動を行ってきました。

【評価・成果】

〈1〉水源の確保、水源地域の環境保全

1. 定期的なパトロール、水源地の造林・下刈りなどを行うことで、きれいな水源を確保することができました。

〈2〉供給体制や関連施設の充実

1. 現行の計器監視システムは老朽化が見られます。簡易水道事業地区の能取地区及び中央網走地区の計装機器等に対する適切な更新が必要であると評価しています。

〈3〉危機管理体制の強化

1. 配水池間の貯水量の相互融通により、漏水修繕時間を確保することで、断水させない環境を整備することができました。また、流量計増設により、早急に漏水箇所を特定できるようになりました。さらに、定期点検の継続により、現状を把握し、補修・防護工事を実施します。

〈４〉効率的な水道事業の経営

1. 窓口等の業務を民間委託したことにより、水道事業者が持つノウハウに加え民間の創意工夫を融合し、業務効率化やサービスの向上が図られました。また、水道広報誌「銀嶺水」の発行などにより、水道事業内容を周知することができました。

【今後の方向性】

〈１〉水源の確保、水源地域の環境保全

1. 「北海道水資源の保全に関する条例」に基づく水資源保全地域の指定区域については、北海道条例に基づき、土地所有者への協力を依頼するなど対応していきます。

〈２〉供給体制や関連施設の充実

1. 簡易水道事業地区の計器機器等に対する更新については、上水道のシステム整備に併せて更新可能か検討が必要となります。

〈３〉危機管理体制の強化

1. 計画的に導水管の更新を行いながら、断水防止のため、危機管理体制の強化に引き続き取り組みます。

〈４〉効率的な水道事業の経営

1. 業務の効率化及びサービスの向上させる取り組みを引き続き行っていきます。また、水道利用事業者数の減少などにより、使用料が減少しているため、さらなる利用促進を進める必要があることから、給水区域内の水道水利用促進のため広報活動を行います。

目標2 快適で調和のとれたまち

第4節 生活環境

3 生活排水処理

【基本方針】

下水道の普及を進め、市民の快適で衛生的な生活環境を実現し、河川・湖沼の水環境を守ります。

下水汚泥、処理水等の有効利用を推進し、循環型社会の形成をめざします。

【取り組み内容】

〈1〉下水道の施設や設備の整備、維持管理

1. 計画的に雨水暗渠、汚水暗渠の整備を進めてきました。

〈2〉水洗化の促進

1. 未水洗家屋の解消に努めてきました。

〈3〉個別排水処理施設の普及促進

1. 下水道整備地域以外においては、個別排水処理施設（合併浄化槽）の整備を促進してきました。

〈4〉下水汚泥・処理水等の有効利用

1. 貴重な資源である下水汚泥の堆肥化を行ってきました。

【評価・成果】

〈1〉下水道の施設や設備の整備、維持管理

1. 下水道事業は事業開始から41年、汚水処理の供用開始から36年が経過しており、行政人口に対する普及率は93.7%、処理人口に対する水洗化率は98.2%となっており、整備は概ね完了しました。

〈2〉水洗化の促進

1. 水洗化促進のため、市HPへ周知内容の掲載と、戸別訪問を行いました。

〈3〉個別排水処理施設の普及促進

1. 個別排水処理施設（合併浄化槽）については、第1次計画（H12～23）において、306基を設置し、平成24年度は9基設置しました。

〈４〉下水汚泥・処理水等の有効利用

1. 堆肥化を行った下水汚泥については、「オホーツクの大地」として、無料配布を行っています。また、下水汚泥を活用した廃棄物発電について検討を進めていきます。

【今後の方向性】

〈１〉下水道の施設や設備の整備、維持管理

1. 下水道事業の整備は概ね完了しましたが、水洗化への広報活動等を行い未水洗家屋の解消に努めます。今後、老朽化が進む下水道施設については、長寿命化計画を策定し、各施設の定期的な維持管理・保守点検の実施に加え、更新時期を見据えた計画的及び効率的な改築更新を行っていきます。また、雨水対策は、近年のゲリラ豪雨による道路の冠水箇所の速やかな雨水処理のための整備が必要なことから、計画的に進めていきます。

〈２〉水洗化の促進

1. 水洗化率は、９８．２％となっており、未水洗家屋は少数となっておりますが、市HPへの周知内容の掲載や、戸別訪問の取り組みを推進することで、水洗化の促進を図ります。

〈３〉個別排水処理施設の普及促進

1. 個別排水処理施設（合併浄化槽）については、平成２３年度に新たに策定した第２次計画（平成２４年度～３７年度）では２１０基を整備目標としています。さらなる整備促進に向けて事業に関するPR活動や貸付制度の周知等を行い、設置から１０年を経過する施設を含め適正な維持管理に努め、快適で衛生的な生活環境の確保と、河川・湖沼の水環境の保全を図ります。

〈４〉下水汚泥・処理水等の有効利用

1. 貴重な資源である下水汚泥は、利用農家との連携を図り、堆肥の品質向上や有効的に活用できるよう試験研究を行っていきます。

目標2 快適で調和のとれたまち

第4節 生活環境

4 公園・緑地、緑化

【基本方針】

緑あふれる公園・緑地の整備や維持管理に努め、多くの人々に親しまれるうるおい空間を形成します。

花と緑を守り育てる市民意識を高め、市全体での協働により、緑や花がいっぱいのまちづくりを進めます。

【取り組み内容】

〈1〉公園・緑地の整備

1. レイクサイドパーク・のとりについては、平成18年度から指定管理者制度による管理運営を導入、平成24年度にはパークゴルフ場コース内の暗渠配水管の敷設換え、平成25年度には、ファミリーコースを開設するなどの利用促進の取り組みを行ってきました。
2. 公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定めるため、平成25年度に公園施設長寿命化計画の策定に取り組み始めました。また、利用頻度が少ないイベントスペースについては、ラジコンコースを試作し試験的に運営しています。また、老朽化した遊具や公園施設の点検調査を進めてきました。公園施設(市内89箇所)の点検については、利用者からの苦情・要望について、危険度・優先度を判断し、都度対応しています。
3. 平成15年度から、「はな・てんと整備推進協議会」を結成し、フラワーガーデン「はな・てんと」における花園育成のアドプト・プログラムにより、花園整備を進めてきました。

〈2〉緑化や花いっぱい推進

1. 平成10年に設立したフラワーマスター協議会を花のまちづくりに取り組む市民団体とし、活動支援のため補助金を交付してきました。
2. 町内会等に一年草花苗を配付し、地域で植栽し管理を行う、花いっぱい運動を平成元年から続けており、美しい町並みとともに植栽活動などを通じた地域コミュニティの醸成を促してきました。また、町内会などを対象に宿根草活用セミナーを開催し、フラワーマスターの協力を得て、花をキーワードに、まちづくりの輪をひろげる取り組みを行っています。

【評価・成果】

〈1〉公園・緑地の整備

1. レイクサイドパーク・のとりについては、指定管理者制度を導入することで、民間活力による利用者へのサービス向上や効率化が図られました。暗渠配水管の敷設換えによ

って、長雨、大雨によるコース内の水溜りが改善され、また、ファミリーコースの開設により、家族利用の促進が図られました。

2. 公園設置長寿命化計画については、平成 27 年度に取りまとめる予定となっており、施設ごとに管理方針、長寿命化対策の予定時期などを示す予定です。また、昭和期に設置された多くの公園で施設・遊具の老朽化が進んでおり、公園全体における計画的・継続的な検査とその結果に基づく更新の必要があります。

3. 平成 15 年度から開始した、はなてんと園地については、毎年見事な花を咲かせ、花の種類も増えてきており、それを見に来る市民や観光客も増加傾向にあります。また、はなてんと花園育成ボランティアを実施する団体数及び人数は、増加傾向にあります。

〈2〉緑化や花いっぱいの推進

1. フラワーマスター協議会については、花苗の育成や各地域での植栽活動、花に関する事業に参画し、花のまちづくりの普及や啓発活動を行っています。

2. 花いっぱい運動については、美しい街並みに寄与していますが、参加団体数が減少傾向にあり、高齢化に伴い花壇への植付け等、手入れが大きな負担になっていることが主因と考えています。また、宿根草活用により花の種類が増え、かつ負担を和らげています。宿根草セミナーには平成 25 年に 53 名参加し、知識を深め交流し、花の輪・まちづくりの輪が広がっています。

【今後の方向性】

〈1〉公園・緑地の整備

1. レイクサイドパーク・のとりについては、施設開園以来、13 年が経過しようとしています。能取湖からの塩分による煙害や強い風雪による凍害により施設の老朽化が進んでおり、計画的に修繕を行っていく必要があります。また、イベント広場については、今後とも市民利用の促進対策を検討していきます。

2. 公園の維持については、公園施設長寿命化計画を策定し、計画に基づいた遊具の修繕や施設整備を実施します。また、引き続き市内全体の公園について定期的な点検を実施し、点検結果から修繕等の対応を順次進めていきます。さらに、2008 年に国土交通省より公園遊具の安全確保に関する新たな指針が示されており、今後、遊具の更新・撤去にあたり考慮していきます。

3. はなてんと園地については、今後も、花園育成ボランティアの確保に努めるとともに、当該ボランティアで組織する協議会等での検討を図りながら、市民や観光客に魅力ある園地となるよう整備していきます。

〈2〉緑化や花いっぱいの推進

1. フラワーマスター協議会に対しては、今後も、花のまちづくり活動で指導的な役割を担うよう、指導力向上やフラワーマスターの拡大などを支援していきます。

2. 花いっぱい運動については、地域で手入れした花壇の写真を市 HP に掲載し、また、セミナー開催など情報提供・支援をするなど、今後も地域における景観形成の取り組みを推進します。

目標2 快適で調和のとれたまち

第4節 生活環境

5 景観形成、環境美化

【基本方針】

自然景観の保全や街並みに配慮した景観づくりに努め、美しい景観が多くみられるまちづくりをめざします。

豊かな自然と都市景観が備わっている環境をまちの誇りとし、市全体で景観の保全や向上に努めます。

【取り組み内容】

〈1〉総合的な景観形成施策の展開

1. 開発行為時の緑化指導や、宅地造成時における宅地造成指導を随時行っています。平成22年度には、都市計画用途地域等の変更を進めました。
2. 平成18年3月に策定した「網走市景観と緑の基本計画」を市HPにおいて公表してきました。
3. 都市計画審議会委員への各種団体、公募市民の登用や、都市計画の決定にともなう案の公表、また、都市計画決定時における計画案の縦覧を行うことで市民の要望やアイデアを把握する機会の充実を図ってきました。

〈2〉自然との調和や地域特性に応じた景観整備

1. 景観法に基づく、届け出時における網走市景観と緑の基本計画との整合性の指導を行ってきました。
2. きたはなプロジェクト（北浜法面植花）に参加し、植花を行っているほか、南中央通花植を行ってきました。
3. 花いっぱい運動を推進するほか、市民植樹祭や花てんとの整備、大曲湖畔園地の整備を行ってきました。

〈3〉環境美化の推進

1. 市民活動センターが行う「市民誰でも清掃活動」に対し、ボランティアとして参加を行ってきました。
2. 市と環境美化活動の協定を締結した団体等の環境美化活動に対して、清掃用具の貸し出しや傷害保険に加入する等の支援を実施してきました。

【評価・成果】

〈1〉総合的な景観形成施策の展開

1. 緑化指導・宅地造成指導については、毎年平均 2, 3 件の実績がありました。また、平成 22 年度に実施した都市計画用途地域等の変更については、GIS を導入した際に判明した誤差を修正することができました。
2. 市HPへの計画の公表は、景観への関心を高める意識啓発の一環として行い、一定の成果を上げています。
3. 都市計画用途地域の変更時及び網走市火葬場建築時に計画案の縦覧を行いました。新しく建設を予定しているごみ処分場の建設について、都市計画の決定にともなう案の公表を行いました。また、都市計画審議会においては、審議案件が発生した際に開催しました。

〈2〉自然との調和や地域特性に応じた景観整備

1. 景観法に基づく届け出が発生した際に、景観と緑の基本計画との整合性について指導を行いました。
2. きたはなプロジェクトについては、毎年、年2回開催しました。
3. 花いっぱい運動については、参加団体数が減少傾向にあり、高齢化に伴い花壇手入れが大きな負担になっていることが主因と考えており、手入れなどの負担を和らげ、新たな楽しみを見出すため、宿根草の活用を進めています。平成15年度から開始した、はなてんとこの園地については、毎年見事な花を咲かせ、花の種類も増えてきています。市民植樹祭については、市民の森林への理解促進のため、毎年開催しております。大曲湖畔園地については、大曲湖畔園地整備実施計画に基づき、整備を行いました。

〈3〉環境美化の推進

1. 環境美化に一定の成果をあげました。
2. 環境美化協定締結団体が約15団体となっています。市と市内企業及び団体等が、手を取りあい協働で地域の美化活動に取り組むことにより、景観が保全されるとともに、ポイ捨てを無くすことに関する啓発にもつながっています。

【今後の方向性】

〈１〉総合的な景観形成施策の展開

１～３．今後も、関係法令や網走市景観と緑の基本計画に基づき、景観形成施策の展開を進めていきます。

〈２〉自然との調和や地域特性に応じた景観整備

- １．景観法に基づく届け出が発生した場合は、指導を行っていきます。
- ２．きたはなプロジェクトについては、継続して取り組み、景観整備に努めます。
- ３．花いっぱい運動については、地域で手入れした花壇の写真を市 HP に掲載し、ボランティア活動に対する謝意を示すなど、今後も協働のまちづくりの仕組みを通じて、様々な主体が関わりあいながら、潤いのある景観形成に取り組めます。はなてんとの園地については、今後も、花園育成ボランティアの確保に努めるとともに、当該ボランティアで組織する協議会等での検討を図りながら市民や観光客に魅力ある園地となるよう整備していきます。大曲湖畔園地については、大曲湖畔園地整備計画に基づき整備していきます。

〈３〉環境美化の推進

- １．今後も、市民活動センターにおける「市民誰でも清掃活動」の取り組みを支援していきます。
- ２．市域の美しい景観を守るため、各種団体等が実施する地域美化の取り組みを支援していきます。

目標２ 快適で調和のとれたまち

第４節 生活環境

６ 火葬場・墓地

【基本方針】

火葬場の適切な維持管理とともに、利用者の需要を踏まえた墓地の整備に努めます。

【取り組み内容】

〈１〉火葬場の維持管理

1. 旧火葬場を解体し、周辺の環境汚染等に配慮し、最新式の火葬炉を完備した新たな火葬場を平成２２年度に新設しました。

〈２〉墓地の整備、維持管理

1. 墓地については、新たな需要に対応するため、墓地の整備を行うとともに、既存墓地の維持管理を行ってきました。

【評価・成果】

〈１〉火葬場の維持管理

1. 火葬場については、平成２２年６月に一部供用を開始し、同年１１月に全面供用しました。新たな火葬場の供用開始により、火葬炉が増となったことから受入れ体制が充実しています。

〈２〉墓地の整備、維持管理

1. 平成２４年度に潮見墓地の区画造成を行い、使用可能区画を確保することができました。また、合祀墓の設置により多様な墓地需要への対応が図られました。

【今後の方向性】

〈１〉火葬場の維持管理

1. 火葬場については、周辺町の住民を含めた市民の利便性の向上を図るとともに、適切な施設の維持管理に努めます。

〈２〉墓地の整備、維持管理

1. 既存墓地の維持管理を行いながら、近年の核家族化、少子高齢化などを要因とする、多様な墓地需要に引き続き対応していきます。

目標3 にぎわいと活力にあふれるまち

第1節 農林業

1 農業

【基本方針】

国際農業交渉や国内産地間競争に対抗し得る、“足腰の強い”農業生産基盤を形成し、安定した農業経営の推進に努めます。

環境負荷に配慮した、持続的発展が可能な農業をめざします。

【取り組み内容】

<1> 優良農地の確保

1. 畑作基幹作物（麦類・馬鈴薯・甜菜）の生産基盤整備を重点に実施し、平成20年度から24地区の基盤整備を行いました。担い手対策や農村地区における飲料水供給施設整備を推進してきました。

<2> 経営の安定、近代化

1. 農業者年金の加入促進のほか、家族経営協定の締結促進を図ってきました。
2. 各種指定事業に対し、利子補給制度を設立し、経営の安定化を図ってきました。

<3> 環境と調和した農業の推進

1. 農業委員による農地パトロールを実施してきました。

<4> 生産性や付加価値の向上、産地強化の推進

1. 畜産振興対策の推進を図ってきました。
2. 土壌・残留農薬分析や食育・地産地消の普及促進、特産品・産地ブランド形成に対する取り組みなどを行ってきました。
3. オホーツク網走ブランド創造会議（平成20年度から平成22年度）を創設し、当市にある優良な地域資源、海・湖・川・森林・農地で形成している多様なロケーション・多彩で豊富な食材・歴史遺産・流水・全国的な知名度やイメージについて、行政、民間事業者、東京農大などの研究機関が連携し、個々の資源が潜在的に持つ発展可能性について研究や検証を行いました。

<5> 後継者の育成

1. オホーツク網走農業協同組合が農業後継者等を対象に実施する実践研修事業などの研修及び若手農業者の交流会に対し支援を行いました。
2. 平成20年度はアグリパートナー支援として、結婚推進員を雇用し、農家の配偶者対策に取り組んできました。また、平成20年度以降については、配偶者対策を行う農協に対し補助支援を行うほか、農協等と連携しながら、新規就農者への相談の充実を図ってきました。

< 6 > 食育の推進

1. 平成 20 年 4 月に網走市食育推進計画（平成 20 年度から平成 24 年度）を策定し、食育に関する取り組みを進めてきました。

【評価・成果】

< 1 > 優良農地の確保

1. 飲料水供給施設整備によって、上水道、簡易水道が未整備の地区における飲用水の水質維持が図られました。

< 2 > 経営の安定、近代化

1. 家族経営協定の各年度の有効な締結数は平成 20 年度 34 件、平成 21 年度 34 件、平成 22 年度 65 件、平成 23 年度 85 件、平成 24 年度 92 件と増加しています。また、農業者年金被保険者については、平成 20 年度 271 人、平成 21 年度 269 人、平成 22 年度 275 人、平成 23 年度 296 人、平成 24 年度 302 人と増加傾向にあります。
2. 経営の安定化に一定程度寄与しました。

< 3 > 環境と調和した農業の推進

1. 農地の違反転用の防止、耕作放棄地の未然防止が図られました。

< 4 > 生産性や付加価値の向上、産地強化の推進

1. あばしり和牛産地基盤づくりとして、優能力 E T 卵導入費の助成及び、優良種雄牛アンプル導入費助成を行いました。また、種牛の計画的な更新に対する助成を行いました。
2. 友好都市への販路拡大や元気再生事業を活用した地域ブランドの確立に、一定の成果を得ました。

< 5 > 後継者の育成

1. 農業実践研修の参加者は平成 20 年度 18 人、平成 21 年度 19 人、平成 22 年度 23 人、平成 23 年度 23 人、平成 24 年度 20 人、平成 25 年度 33 人となっています。その他、毎年度、青年部や集団利用組合等が実施する研修や若手農業者の交流事業に対し助成を行いました。
2. 農業後継者の結婚組数は平成 20 年度 9 組、平成 21 年度 5 組、平成 22 年度 12 組、平成 23 年度 9 組、平成 24 年度 3 組、平成 25 年度 8 組となっています。また、新規就農者数は平成 20 年度 8 人、平成 21 年度 10 人、平成 22 年度 11 人、平成 23 年度 7 人、平成 24 年度 9 人、平成 25 年度 11 人となっています。

< 6 > 食育の推進

1. 近年の食への安全・安心への関心の高い消費者や実需者等が求める良質な農畜産物を生産・供給する取り組みを推進しました。

【今後の方向性】

< 1 > 優良農地の確保

1. 農業振興、畜産振興の取り組みについては、さらに持続可能な農業展開の基盤構築を図るため、地域の実情をよく踏まえつつ、農業従事者の高齢化等対策やTPP協定、資材価格等の経済動向にも注視していくなど、社会・経済情勢の変化に対応した計画的な事業の策定・推進の必要があると考えます。また、負担金については、各支援団体の事業実施状況を勘案しつつ、今後、支援の適否を見直します。

< 2 > 経営の安定、近代化

1. 農業者年金の加入促進と家族経営協定の締結促進の取り組みを進め、家族経営協定の締結数の増加と農業者年金の加入促進を進めます。
2. 引き続き、利子補給事業等の取り組みを進めることで、経営の安定化を図ります。

< 3 > 環境と調和した農業の推進

1. 農地法に基づく農地の違反転用の防止、耕作放棄地の未然防止に引き続き努めます。

< 4 > 生産性や付加価値の向上、産地強化の推進

1. 近年の食への安全・安心への関心の高まりから、環境への負荷を低減し、消費者・実需者等が求める良質な農畜産物を生産・供給するため、土壌・残留農薬分析や食育・地産地消の普及促進、特産品・産地ブランド形成に対する取り組みなどを行いましたが、今後とも関係団体と連携し、積極的に取り組む必要があります。

< 5 > 後継者の育成

1. 農業後継者等の若手農業者を対象とした研修及び交流の取り組みを支援していきます。
2. 農協の配偶者対策への補助や新規就農者への相談の充実を図ります。

< 6 > 食育の推進

1. 道の食育推進プランが平成 26 年 3 月に策定されることから、内容を反映した新計画とするために策定年度をずらし、平成 26 年度に新しい計画を策定予定です。

目標3 にぎわいと活力にあふれるまち

第1節 農林業

2 林業

【基本方針】

多面的機能を有する森林の重要性を啓発するとともに、森林の育林や適切な管理に努めます。

うるおいのある森林空間の形成や木とのふれあいによる木育の推進に努めます。

【取り組み内容】

<1> 森林の保全、環境整備

1. 造林や森林施業を計画的に行うとともに、違法伐採等を規制してきました。

<2> 森林施業の推進

1. 長期的な視点で森林の育成と保全を推進し、経済林としての機能を保つ一方、適切な伐採や植林を行い、森林更新を促進するための取り組みを行ってきました。

1. 有害鳥獣による被害防止のための捕獲・監視を行ってきました。有害鳥獣については、猟友会に捕獲等を依頼し、実施しました。

<3> 森林や木に対する理解促進（「木育」の推進）

1. 各種植樹祭を毎年行ってきました。

2. こまば木のひろばで、「網走げんきの森」というイベントを開催してきました。

<4> 森林の公益的な活用

1. 「こまば木のひろば」や市街地周辺の森林に親しめる場の整備を行ってきました。

【評価・成果】

<1> 森林の保全、環境整備

1. 網走市森林整備計画に基づき、計画的な事業補助を行い、道路沿いや河川敷など公共用地（民有地を含む）に花木を植栽する場合、苗木無料配布などの活動支援を行いました。

<2> 森林施業の推進

1. 伐採実績は約 60ha となっており、植林実績は約 63ha となっております。

2. 鳥獣捕獲頭数実績としては、エゾシカ 332 頭、キツネ 116 匹、カラス 907 羽、ドバト・キジバト 36 羽となっています。

＜３＞ 森林や木に対する理解促進（「木育」の推進）

1. 「網走市植樹祭」及び「網走市民記念植樹祭」については、平成 20 年度 252 人、平成 21 年度 306 人、平成 22 年度 341 人、平成 23 年度 372 人、平成 24 年度 405 人の参加がありました。
2. 「網走げんきの森」イベントについては、平成 21 年度 27 名、平成 22 年度 18 名、平成 23 年度 10 名の参加がありました。（平成 24 年度中止）

＜４＞ 森林の公益的な活用

1. 「こまば木のひろば」の補修について適宜対応してきました。

【今後の方向性】

＜１＞ 森林の保全、環境整備

1. 森林の多面的な機能を保全するための保安林・民有林の適切な管理・整備並びに農林畜産業等の被害防止のための有害鳥獣の捕獲・監視など、継続した事業の実施が必要であると考えます。

＜２＞ 森林施業の推進

1. 網走市森林整備計画に基づき、計画的な整備・更新を行っていきます。
2. 有害鳥獣の捕獲の取り組みについては、猟友会会員が高齢化し、後継者を育成する必要性があるなどの課題があるため、研修会等を開催しながら、人材育成を行います。

＜３＞ 森林や木に対する理解促進（「木育」の推進）

1. 市民へ森林の大切さなどを周知するため、引き続き植樹祭を実施します。
2. 「木育」を推進するため、体験学習などのイベントを継続して行います。

＜４＞ 森林の公益的な活用

1. 「こまば木のひろば」については、適宜補修を行っていきます。

目標3 にぎわいと活力にあふれるまち

第2節 水産業

1 漁業

【基本方針】

漁場環境の保全や適切な資源管理、つくり育てる漁業を推進し、安定した漁獲の継続をめざします。

【取り組み内容】

<1> 資源管理型漁業の推進

1. 網走湖のワカサギ・シジミの資源モニタリング調査を実施しました。
2. 網走沿岸域のウニ、ホッキガイの資源調査ならびに、能取湖のホッケイエビ資源調査を実施しました。
3. ホタテガイならびにサケ・マスの資源管理に係わる調査を実施しました。
4. ナマコやウニなどの沿岸漁業資源を対象とした漁場の造成を行いました。

<2> つくり育てる漁業の推進

1. ホタテガイ・サケ・マスの増殖事業に係わる調査を実施しました。
2. 濤沸湖でニシンの人工採卵ならびに採卵場所の造成を行いました。
3. 能取湖の漁業資源増大に向けた試験（ホタテ稚貝仮分散試験ならびに未利用資源増大事業）を実施しました。
4. 網走湖でワカサギの新型孵化器導入に向けた試験ならびにシジミ種苗生産試験を行いました。
5. 水産科学センターにてナマコの種苗生産を実施しました。

<3> 環境と調和した漁業の推進

1. 漁場環境の保全のためにパトロールを実施しました。
2. 網走湖の水環境保全対策に関するモニタリング調査ならびに関係機関との協議調整を行いました。
3. 漁場環境保全に向けた啓蒙普及活動（全国シジミ・シンポジウム in 網走）を実施しました。
4. 能取湖の青潮（貧酸素水塊）監視システムを構築し、能取湖漁場環境漁業資源保全総合計画を策定しました。
5. 平成25年に発生した網走湖シジミ異臭問題について各関係機関と連携を図り、事態の収束と今後の対策について検討を行いました。
6. 漁場環境の保全を進めるために農業者と漁業者の連携を推進しました。

＜４＞ 試験研究機関との連携強化

1. 網走水産試験場の移転整備に向けた情報収集を行いました。
2. さけます・内水面水産試験場道東内水面室の機能拡充について要望を実施しました。
3. 北海道大学低温科学研究所と相互協力に関する協定を締結しました。
4. 東京農業大学、島根大学が実施する調査研究について協力を行いました。
5. 東京農業大学ならびに北海道立総合研究機構水産研究本部と地域水産課題や環境モニタリングに関する共同研究を実施しました。

【評価・成果】

＜１＞ 資源管理型漁業の推進

1. 網走湖のワカサギ・シジミについては、資源量調査の結果をもとに資源動向を算出し、漁獲量ならびに再生産に必要な親魚の確保を行う計画的な漁業を実施し、安定的な漁業生産が行われています。
2. 沿岸域の漁業資源についても資源調査を実施し、資源動向の把握を行っています。ホッキガイ、ホッカイエビ、ウニについては近年、資源が減少傾向となっており対策の検討が必要とされています。
3. ホタテガイ、サケマスについては、従前より資源モニタリングが構築されているため、これらの調査を継続することにより、さらなるデータが蓄積されました。
4. 沿岸域の漁場造成箇所では、ウニやナマコなどの生息が確認されました。

＜２＞ つくり育てる漁業の推進

1. ホタテガイならびにサケ・マスについては、増殖技術が確立されており、高水準の資源動向が維持されています。
2. 濤沸湖のニシンについては、人工採卵の実施により、人工産卵場での自然産卵が確認されており、着実に成果が現れてきています。
3. 能取湖でホタテ仮分散試験ならびにアサリ、ナマコ等の未利用資源に関する調査を実施しました。
4. 網走湖ではワカサギの新型孵化器である「ビン式孵化器」による孵化試験を実施し、慣行孵化技術よりも高い生残率が確認されました。また、シジミの種苗生産試験を実施し、シジミ種苗の生産ならびに放流に成功しました。
5. 水産科学センターでのナマコ種苗生産試験を実施し、網走産の親を用いたナマコ種苗生産技術が確立されました。

＜３＞ 環境と調和した漁業の推進

1. 漁場環境保全にむけたパトロールについては、必要に応じて実施していますが、実際の対応は原因者となるため、今後も地道な取り組みが必要となります。
2. 網走湖で網走開発建設部（水域管理者）が実施する網走湖の水環境保全対策である塩

淡水境界層制御施設の整備に係わり、漁業資源への影響に係わる協議を実施し、平成 25 年に網走開発建設部により「大曲堰」が整備されました。

3. 平成 25 年 10 月に全国から約 200 人の関係者が出席し、全国シジミ・シンポジウム in 網走が開催され、シジミとシジミを取り巻く水環境について情報交換が行われました。
4. 能取湖における青潮（貧酸素水塊）の監視システムにより、湖内の貧酸素水塊の動向の予測が可能となり、漁業被害のリスクが軽減されました。また、能取湖漁場環境・漁業資源保全総合計画に基づき、計画的なモニタリング調査の実施が可能となりました。
5. 網走湖のシジミ異臭問題の解決に向けて西網走漁協と道東内水面室、総合振興局水産課、網走開発建設部と連携し「網走湖産しじみカビ臭対策連絡会」を設立し、事態の収束を行うとともに、今後の安心安全なシジミの供給のためのモニタリング体制を構築しました。
6. 平成 22 年に締結された網走漁協、西網走漁協、津別農協の 3 協同組合による「網走川流域での農業と漁業の持続的発展に向けた共同宣言」をうけて、農業と漁業の連携による持続的な発展に向けた取り組みをサポートしました。

＜ 4 ＞ 試験研究機関との連携強化

1. 網走水産試験場の移転整備については、現段階では明確な方針が提示されていないため、引き続き関係機関との協議を実施し、情報収集が必要となります。
2. 平成 25 年 11 月にさけます・内水面水産試験場道東内水面室の機能拡充に関する要望を、北海道、北海道総合研究機構、水産研究本部、さけます・内水面水産試験場に対して実施しました。
3. 北海道大学低温科学研究所と相互研究に関する協定を締結するとともに、網走市水産科学センター内に環オホーツク観測研究センター網走ステーションを開設し、学術、文化、人材育成の分野において組織的な協力関係を構築しました。
4. 東京農業大学ならびに島根大学が実施する、網走の汽水湖に関する環境調査の実施に協力を行い、網走の水産資源ならびに漁場に係わるデータが収集されました。
5. 東京農業大学で実施するホタテやホッカイエビ、能取湖のアマモ場に関する研究、ならびに北海道水産研究機構網走水産試験場で実施するホタテに関する研究において、水産科学センター利用ならびに調査補助を実施しました。

【今後の方向性】

＜ 1 ＞ 資源管理型漁業の推進

1. 現在実施している資源管理に関するモニタリング調査を継続し、蓄積されたデータにより、精度向上を図ります。
2. 資源管理手法が確立していない漁場、魚種について新たな資源管理手法の確立に向けた取り組みを実施します。
3. 浅海域の漁業資源を対象とした漁場造成を実施します。

4. 浅海域の漁業資源を対象とした漁場造成を実施します。

<2> つくり育てる漁業の推進

1. ホタテガイならびにサケ・マスといった基幹魚種については、高水準の資源を維持するために今後も調査を継続します。
2. 濤沸湖のニシンについては、増殖効果が現れ始めているので、今後も人工採卵事業を継続します。
3. 能取湖では近年地蒔きホタテガイの回収率が低下しているため、モニタリングをおこなうとともに、未利用資源資源増大に向けた取り組みを継続します。
4. 網走湖に新たに導入されたピン式孵化器を用いたワカサギ孵化放流事業やシジミの種苗生産試験を継続し、効果の検証を行うとともに、資源のさらなる安定化を目指します。
5. ナマコ種苗生産については、ある程度の技術が確立されたため、次の段階となる中間育成ならびに放流手法などについて試験を実施します。

<3> 環境と調和した漁業の推進

1. 河川や沿岸域の漁場環境保全に向けた取り組みを実施します。
2. 沿岸域や湖沼などの漁場環境調査を実施します。
3. 大曲堰の完成に伴う網走湖の環境並びに漁業資源への影響モニタリングを継続します。
4. 漁場環境保全に向けた啓蒙普及活動（各種シンポジウムなど）を開催します。
5. 網走湖のシジミ異臭問題について、信頼回復に向けた監視体制の強化を実施し、消費者が納得する安全対策と品質保持に向けた対策を検討します。
6. 農業者と漁業者による河川環境保全に向けた取り組みをさらに推進します。

<4> 試験研究機関との連携強化

1. 水産研究機関の地方独立行政法人化にともなう今後の再編整備を視野に、網走水産試験場ならびに道東内水面室の再編整備に関する情報収集と、網走における水産研究サービスの維持に向けた検討、調整、要望等を実施します。
2. 東京農業大学、島根県立大学、北海道大学などの網走市在籍機関の水産業振興に関連する調査研究について協力を実施します。
3. 各研究機関の実施する調査研究について、情報提供・情報共有を行う事により、さらなる連携の強化を目指します。
4. 東京農業大学、島根県立大学が実施する各種調査研究について総合的に協力を行います。
5. 東京農業大学や北海道立水産研究機構網走水産試験場を初めとした市内に位置する各種研究機関が実施する網走の水産業に関する研究について、水産科学センターの施設の有効利用も帆組めて総合的に調整します。

目標3 にぎわいと活力にあふれるまち

第2節 水産業

2 水産物販売、水産加工

【基本方針】

水産物の高次加工や地産地消の取り組みを進め、水産物における網走ブランドの定着をめざします。

【取り組み内容】

<1> 水産物の付加価値の向上

1. 地場水産物の付加価値向上等を図ろうとする団体等の取り組みへの支援（水産業パワーアップ事業）を行ってきました。また、網走おさかな委員会で選定した魚介類・「網走の活き粋き 7 珍」を軸に地場水産物の普及拡大を図る取り組み（おさかな普及事業）を行うとともに、当市独自の企業や団体（郷土会等）との関係性を活用し、それら企業や団体等の活動と相互連携することにより、大消費地である首都圏等で地場水産物の販路拡大を図る取り組み（水産加工品販売戦略構築事業）を進めてきました。加えて、平成25年度からは、流水明けの時期も美味しい魚介類が豊富にあるというイメージを広く発信することにより、流水明けの時期における地場水産物の消費拡大や交流人口の増加を図る取り組み（「流水明けウニ・カニ」ブランド推進事業）も進めています。

<2> 水産加工業の振興

1. 水産加工業界の活性化を図るため、網走第一水産加工業協同組合における新製品等研究開発の取り組み（新製品等研究開発事業）を支援するとともに、市内水産加工事業者における新製品等研究開発の取り組み（水産加工食品チャレンジ支援事業）への支援を進めてきました。また、水産加工業の振興（雇用対策や地場水産物の広報活動、会員の研修など）を目的として活動している網走市水産加工振興会（以下「振興会」）へ支援（網走市水産加工振興会運営補助金）を行ってきました。

<3> 地産地消の推進

1. 水産加工フェスティバルを開催し、地場水産物を販売などすることにより、市民等へ地場水産物の普及を図る取り組み（水産加工フェスティバル開催事業）を行ってきました。

【評価・成果】

<1> 水産物の付加価値の向上

1. 網走産水産物のブランド化に向けた支援、販路拡大については、地場水産物の付加価値向上等を図る生産者団体等の取り組みを支援することにより一定の成果を得ています。また、地場水産物のパンフレット、ポスター等の配布や、首都圏の飲食企業と連携した地場水産物のフェアの開催により一定の成果を得ています。

< 2 > 水産加工業の振興

1. 新製品の研究・開発の契機となり一定の成果を得ています。また、振興会においては、雇用対策や地場水産物の広報活動、会員の研修などがなされ、一定の成果を得ています。

< 3 > 地産地消の推進

1. 水産加工フェスティバルは、2013 年度で第 9 回を数え、市民に根付いたイベントに成長ってきていて一定の成果を得ています。

【今後の方向性】

< 1 > 水産物の付加価値の向上

1. 従来の取り組みを改良・改善しながら取り進めていくとともに、より効果の高い取り組みを模索し、それを具体化し実行していきます。

< 2 > 水産加工業の振興

1. 従来の取り組みを常に改良・改善しながら進めていくとともに、より効果の高い取り組みを模索し、それを具体化し実行していきます。

< 3 > 地産地消の推進

1. 水産加工フェスティバルについては、改良・改善しながら進めていくとともに、より効果の高い取り組みになるよう模索し、それを実践していきます。また、平成 26 年度から、市民への地場水産物の普及方策及びそのための市内の水産物小売店の振興方策を検討する取り組み（地場水産物普及調査検討事業）を進めています。

目標3 にぎわいと活力にあふれるまち

第3節 観光

1 観光

【基本方針】

地域資源を活かし網走観光の魅力をさらに高めるとともに、体験や滞在を楽しむ観光を推進し、観光客の拡充に努めます。

網走港川筋地区に核となる施設を整備し、海と中心市街地を結ぶ親水空間として、流水観光砕氷船の発着や観光交流・レクリエーションの拠点とします。

【取り組み内容】

<1> 観光資源や関連施設の整備

1. 観光資源・施設に関しては、道の駅が設置されたほか、大曲湖畔園地が購入・整備されました。

<2> 特産品の開発

1. 特産品については、オホーツク網走ザンギ丼や網走ちゃんぽんなどが開発されました。
2. 当市にある優良な地域資源、海・湖・川・森林・農地で形成している多様なロケーション・多彩で豊富な食材・歴史遺産・流水・全国的な知名度やイメージについて、行政、民間事業者、東京農大などの研究機関が連携し、個々の資源が潜在的に持つ発展可能性について研究や検証を行いました。
3. 平成21年度には、網走市の「ものづくり」に関する事業者支援の取り組みと、東京農大が実施する「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムを連携させた地域再生計画「潜在的な地域資源を創造的に活用するリーダー的人材養成計画」が採択され、ものづくりから経営を考えられる人材の育成をめざす取り組みを進めてきました。
4. 元気再生事業を活用した地域ブランドの確立などの取り組みを行ってきました。

<3> 観光関連情報の発信

1. インターネットの普及等により、市及び観光施設等のホームページの整備を進めてきました。
2. 観光関連情報の発信については、紙媒体である「広報あばしり」、「ことしのまちづくり」、「あばしりがいどぶっく」、「市勢要覧」に加え、電子媒体である「ホームページ」、「フェイスブック」、「ツイッター」などを活用し、必要な情報が届くよう取り組みを行ってきました。

<4> 観光客受入環境の充実

1. 観光客受入環境の充実のために、着地型観光商品造成を行ってきました。

＜５＞ 観光イベントの立案

1. 各種観光イベントの補助を行ってきました。

【評価・成果】

＜１＞ 観光資源や関連施設の整備

1. 道の駅を整備し、平成 21 年 1 月 19 日に開駅しました。大曲湖畔園地については、平成 17 年度に取得後、平成 22 年に網走市大曲湖畔園地整備実施計画を策定し、計画に沿って整備を進めています。

＜２＞ 特産品の開発

1. 観光の魅力のPRにつなげるため、開発した特産品を積極的にPRしています。
2. 全国的に実績のあるコンサルタントや実際に事業展開を進めている事業者と、地域ブランドづくりや特産品づくりの分野の勉強会を開催しています。また、商品開発から販売ルート開拓まで一体的に構築し、全国展開を目指し、強力な魅力をもつ特産品づくりを商品開発から販売ルート開拓まで、アドバイザーにサポートしていただき実現を図っています。
3. 平成 23 年度時点で事業終了者は 23 名、商品化件数は 8 件となりました。
4. 低カロリー食肉や保湿性のあるオイル等の事業化が見込めるエミューを新しい地域資源として活用するため、飼育実証実験等を通じて生産から加工・販売まで一貫して行い、地域内で付加価値を最大限に高めるビジネスモデルの確立を目指しました。

＜３＞ 観光関連情報の発信

1. 各観光施設等における SNS 等の活用も積極的に行われています。市及び観光協会のホームページの一元化が課題となっています。日本語はもとより、中国語（繁体、簡体）、英語、ハングル語の外国語対応のほか、紙媒体のみならず、電子媒体での発信により、市内外の多様な層に網走市の情報を発信できました。
2. 観光関連情報の発信に一定の成果を得ました。

＜４＞ 観光客受入環境の充実

1. サイクリングやマラソンなどのスポーツ観光をはじめとした、各種体験観光の造成を実施、検討しています。

＜５＞ 観光イベントの立案

1. オホーツクツーデーマーチの開催、さんご草まつりの運営のほか、北の新大陸発見。あったか網走！、あばしりオホーツク流氷まつりの運営を補助しました。

【今後の方向性】

< 1 > 観光資源や関連施設の整備

1. 天都山展望台及びオホーツク流氷館については、老朽化等により建替えを行います。

< 2 > 特産品の開発

1. 特産品の開発のみならず、地域の特色ある食の確立が求められています。
2. 地域経済活性化の観点から、生産性や付加価値の向上、産地強化、情報の発信、人材育成など関係機関と連携しながら引き続き取り組みを進めていきます。
3. 東京農業大学生物産業学部と引き続き連携しながら地域の人材育成を進めます。
4. 平成 23 年度をもって、エミューの幼鳥購入の補助は終了し、現在は民間団体等が推進させています。

< 3 > 観光関連情報の発信

1. 必要な情報を迅速にお伝えするため、紙媒体、電子媒体を活用し情報の発信を図るとともに、網走市の魅力を市外に広く発信することで交流人口の増加をめざすシティセールス事業を進めていきます。
2. 各種手法により、情報発信の取り組みを進め、網走市の情報を広く発信していきます。

< 4 > 観光客受入環境の充実

1. 団体型の景観観光から個人型の体験・学習観光へ推移してきており、新たな観光体系に対する対応が求められており、今後とも、各種体験観光の造成に積極的に取り組み特色ある観光地作りを目指します。

< 5 > 観光イベントの立案

1. 各種観光イベントへの支援を引き続き行っていきます。

目標3 にぎわいと活力にあふれるまち

第4節 商工業

1 商業

【基本方針】

事業者の経営支援や承継課題への対応を通じて、地域商業活動の振興をより一層図ります。

魅力ある商店街としての機能を再生していくことで、中心部への人の回遊性をつくり出し、人が集う空間づくりをめざします。

【取り組み内容】

<1> 経営の安定、近代化

1. 市内の中小企業者等に対して、市制度融資等による経営支援を行ってきました。

<2> 活気ある商業エリアづくり

1. イベントをはじめ、地域の商業活動にかかる各種支援を行ってきました。

<3> 事業承継や空き店舗に対する取り組み

1. 中心市街地に点在する空き店舗対策を行ってきました。

【評価・成果】

<1> 経営の安定、近代化

1. 中小企業等に対する経営支援については、市内金融機関と連携し、各種資金融資制度を継続運用するとともに、一般資金、経営安定資金、起業化等資金等の信用保証協会の保証付き融資については、期間内償還分に係る保証料を補助しました。

中小企業者に対する支援としては、地域経済の活性化と雇用の創出に資する取り組みに係る経費への補助、新製品や新技術開発等の取り組みや商品化に向けた取り組みに対する補助、初期段階の研究開発や起業化にむけた取り組みに対する補助、さらにはものづくりサポート事業として製品改良や開発した新製品等について、課題解決や販路開拓に対して必要なサポート等を行いました。

<2> 活気ある商業エリアづくり

1. あばしりオホーツク夏まつりや、あばしり七福神まつり、オホーツク屋台村に対し、補助を行ってきました。また、アプト4歩道照明について、維持に要する経費を一部助成してきました。

<3> 事業承継や空き店舗に対する取り組み

1. 空き店舗対策については、中心市街地への新規出店事業者を支援し、平成20年度2

件、平成 21 年度 2 件、平成 22 年度 1 件、平成 23 年度 2 件、平成 24 年度 2 件が開業しました。また、中心市街地活性化のための拠点とするため、空き店舗を活用した「まちなか交流プラザ」開設に係る経費の一部を助成しました。

【今後の方向性】

＜１＞ 経営の安定、近代化

1. 市内の中小企業者への経営支援を継続して行っています。

＜２＞ 活気ある商業エリアづくり

1. 大型商業施設の郊外進出等による、中心市街地における売上減少や空洞化に対し、抜本的な解決に至っていないため、今後、中心商店街エリアに必要とされている機能などについて調査・分析を行うことが必要です。

＜３＞ 事業承継や空き店舗に対する取り組み

1. 中心市街地に点在する空き店舗対策を継続して行っています。

目標3 にぎわいと活力にあふれるまち

第4節 商工業

2 工業

【基本方針】

農林水産を主体とした地場加工業の基盤整備とともに、新たな連携や異業種間交流などを通じて新製品開発や研究への支援など製造業の活性化を促進します。

【取り組み内容】

<1> 既存企業の経営支援

1. オホーツク網走ブランド創造会議（平成20年度から平成22年度）を創設し、当市にある優良な地域資源、海・湖・川・森林・農地で形成している多様なロケーション・多彩で豊富な食材・歴史遺産・流水・全国的な知名度やイメージについて、行政、民間事業者、東京農大などの研究機関が連携し、個々の資源が潜在的に持つ発展可能性について研究や検証を行いました。
2. 平成21年度には、網走市の「ものづくり」に関する事業者支援の取り組みと、東京農大が実施する「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムを連携させた地域再生計画「潜在的な地域資源を創造的に活用するリーダー的人材養成計画」が採択され、ものづくりから経営を考えられる人材の育成をめざす取り組みを進めてきました。
3. 国内の交流都市における物産展や道外百貨店で開催される北海道物産展、商談会等に出展し、流通拡大を図ってきました。

<2> 新たな工場立地を促す環境整備

1. 能取工業団地については、利活用構想ゾーニング（試験研究ゾーン、海洋レクゾーン、加工製造ゾーン、水産関連ゾーン、流通製造ゾーン、一般ゾーン、多目的ゾーン）を制定し、試験研究ゾーンへの網走水産試験場の移転誘致を北海道に要望しました。

<3> 新たな工場の立地促進

1. 能取工業団地と潮見公有地等へメガソーラ発電所誘致を行ってきました。
2. 網走市企業立地条例に基づき、これまで市内に工場及び事業所を立地した企業に対して助成を行ってきました。

【評価・成果】

<1> 既存企業の経営支援

1. 友好都市への販路拡大や元気再生事業を活用した地域ブランドの確立などの取り組みを行いました。
2. 東京農大が実施する「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムでは、平成23年度時点で事業修了者は23名、商品化件数は8件となりました。

3. 国内の交流都市における物産展等への出品は、地場産品の販路拡大に一定の成果を得ました。

< 2 > 新たな工場立地を促す環境整備

1. 工業団地における網走水産試験場の移転誘致については、現時点では移転の予定はありませんが、能取工業団地における、企業立地は平成 20 年度に比べると増加傾向にあります。

< 3 > 新たな工場の立地促進

1. メガソーラ発電所を誘致したところ、能取工業団地では、平成 25 年 3 月から売電を開始し、潮見公有地では平成 26 年度より売電を開始する予定です。
2. 市内に工場及び事業所を立地した 2 件の企業に対し、助成を行いました。

【今後の方向性】

< 1 > 既存企業の経営支援

1. 地域経済活性化の観点から、生産性や付加価値の向上、産地強化、情報の発信、人材育成など関係機関と連携しながら引き続き取り組みを進めていきます。
2. 地域再生計画「潜在的な地域資源を創造的に活用するリーダー的人材養成計画」については、平成 26 年 3 月で計画期間を満了しましたが、引き続き、「ものづくり」の支援を進めるとともに、東京農業大学と連携しながら、取り組みを行います。
3. 今後とも、地場産品の販路拡大のため、市外の物産展、商談会等に出品していきます。

< 2 > 新たな工場立地を促す環境整備

1. 能取工業団地等の土地の売却については、庁内関係部局と連携し、積極的なアピールを続けていく必要があります。

< 3 > 新たな工場の立地促進

1. 再生可能エネルギー発電所導入の取り組みを積極的に進めていきます。
2. 今後も地域の特性を生かした企業立地を促進するとともに、地場産品の継続的な販路の開拓や拡大に取り組み、産業の振興を図りたいと考えます。

目標3 にぎわいと活力にあふれるまち

第4節 商工業

3 新産業創出

【基本方針】

新たな産業づくりに積極的に取り組もうとする事業者を支援するため、相談窓口の設置や各種補助制度・融資の提案を行うなど、問題・課題が解決できるしくみや体制を整備します。

地域にある産業資源や立地条件などを活かし、さまざまな業種の企業誘致や新事業の創出を促し、域内生産額の向上と雇用の安定化をめざします。

【取り組み内容】

<1> 新たな事業展開や新分野進出の促進

1. 国・地方の財政難から公共投資の削減を受け、大きな影響が懸念される建設業において経営合理化や新分野への進出を目指す企業に対し、1件につき1,000千円を上限に補助金を交付してきました。また、平成18年に「網走市建設業構造改善等推進事業補助金交付要綱」を定めました。
2. 「ものづくり」に関する事業者支援の取り組みと、東京農大が実施する「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムを連携させた地域再生計画「潜在的地域資源を創造的に活用するリーダー的人材養成計画」が採択され、ものづくりから経営を考えられる人材の育成をめざす取り組みを進めてきました。

<2> 幅広い分野からの企業誘致

1. 企業誘致・誘致企業に対するフォローアップ等に係る取り組みを行ってきました。

<3> 付加価値の向上や販路拡大の支援

1. (財)オホーツク地域振興機構は、オホーツクブランド認証制度などによる地場産品・加工品等の普及・促進について、関係自治体・団体等と連携し、オホーツク地域の食品産業の振興を図ってきました。
2. 札幌、東京、大阪への商談会出展にかかる支援、販路拡大にかかる支援を行ってきました。

<4> 起業者の育成支援

1. 新製品の開発に取り組む事業者や起業を目指す方を対象として、起業化支援のためのセミナーの開催、事業化スタートアップ支援事業や新製品創出事業などのものづくりに関する支援、起業に係る店舗取得・改修に対する費用の支援、さらには起業化等資金などの市融資制度による支援を行ってきました。

＜５＞ 研究機関との連携強化

1. (財)オホーツク地域振興機構は、オホーツクブランド認証制度などによる地場産品・加工品等の普及・促進について、関係自治体・団体等と連携し、オホーツク地域の食品産業の振興を図ってきました。
2. 東京農業大学が加わる中小企業振興促進審議会を開催し、新製品の創出のための審査を行ってきました。
3. 地域再生計画に盛り込まれている、東京農業大学生物産業学部が実施する「オホーツクものづくり・ビジネス地域創成塾」にタスクフォース委員として参画してきました。

【評価・成果】

＜１＞ 新たな事業展開や新分野進出の促進

1. これまでに講演会開催費用や調査研究費など延べ５件、合計１，８６０千円の利用がありましたが、北海道にも同様の制度があることから、全体としては活発な利用とはなっておらず、平成２１年度を最後に事業実施がなく現在は問い合わせもありません。
2. 東京農大が実施した「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムについては、達成目標として、平成 26 年 3 月までに事業終了者 40 名以上、商品化件数 6 件以上を掲げていましたが、平成 23 年度時点で事業修了者は 23 名、商品化件数は 8 件となりました。

＜２＞ 幅広い分野からの企業誘致

1. 企業誘致プロジェクトは現在行っていないが、各企業に働きかけを継続して行っており、日体大特別支援学校の誘致など、一定の成果を得ました。

＜３＞ 付加価値の向上や販路拡大の支援

1. オホーツクブランド認証制度については、これまでに市内の食品事業者３社（４商品）が認証を受けています。
2. 商談会への出展については、販路拡大のきっかけづくりの場として一定の成果を得ました。

＜４＞ 起業者の育成支援

1. 起業化の支援を行うことで、網走市内にそれまでなかった新たな事業者が生まれました。

＜５＞ 研究機関との連携強化

1. オホーツクブランド認証制度については、これまでに市内の食品事業者３社（４商品）がオホーツクブランドの認証を受けています。
2. 中小企業振興促進審議会については、毎年、年間１～２件の審査を行いました。
3. 「オホーツクものづくり・ビジネス地域創成塾」にタスクフォース委員として参画する

ことで、商品開発、起業等について情報交換の機会を提供しました。

【今後の方向性】

＜１＞ 新たな事業展開や新分野進出の促進

1. 網走市建設業向上改革等推進事業補助金については、事業としては一定の役割を終えたと判断し、今後は事業廃止についての検討が必要になっています。

＜２＞ 幅広い分野からの企業誘致

1. 各企業への働きかけを進めることで企業誘致の促進を図ります。

＜３＞ 付加価値の向上や販路拡大の支援

1. (財)オホーツク地域振興機構は、オホーツク圏の市町村、北海道、関係団体、企業等と連携しながら、地域産業の総合的な振興と人材育成、地域社会形成に寄与する重要な機関となっていることから、引き続き、支援していきます。

＜４＞ 起業者の育成支援

1. ものづくりや事業化、起業化に対する気運が高まってきていることから、今後も事業化や起業化に取り組む中小企業者等への支援を通じて、地域経済の活性化を図るため、継続して取り組みたいと考えています。

＜５＞ 研究機関との連携強化

1. (財)オホーツク地域振興機構は、オホーツク圏の市町村、北海道、関係団体、企業等と連携しながら、地域産業の総合的な振興と人材育成、地域社会形成に寄与する重要な機関となっていることから、今後も、引き続き、支援していきます。
2. 引き続き中小企業振興促進審議会を開催することで、新製品創出の機会をつくります。
3. オホーツクものづくり・ビジネス地域創成塾に参画することで、商品開発や起業について、情報交換の機会を提供します。

目標3 にぎわいと活力にあふれるまち

第4節 商工業

4 雇用労働対策

【基本方針】

地元企業の育成や企業の誘致、新たな事業分野進出への支援などを進め、新卒者や離職者等に対して、あらたな雇用の機会を確保していくことができる労働行政基盤をつくりま
す。

【取り組み内容】

<1> 雇用対策の推進

1. 離職者の居住確保による就労支援を行ってきました。
2. 高校新卒者向け合同企業説明会の実施、高齢者の就労機会の確保を担うシルバー人材セ
ンターへの助成を行ってきました。

<2> 季節労働者の就業支援

1. 冬期間の就労先確保を目的に、除雪サービス事業等に取り組みました。

【評価・成果】

<1> 雇用対策の推進

1. 離職者の居住確保による就労支援の結果、就労につながっていったケースが見受けら
れました。
2. 平成 25 年度の合同企業説明会については、参加企業 15 社に対し、高校が 10 校 62
名の参加がありました。平成 24 年度は、参加企業 18 社に対し、高校 7 校、78 名の
参加がありました。平成 23 年度は参加企業 9 社に対し、8 校 48 名の参加がありまし
た。

<2> 季節労働者の就業支援

1. 季節労働者の就労先が、確保されました。

【今後の方向性】

<1> 雇用対策の推進

1. 離職者支援を実施することで、就労につなげる取り組みを進めていきます。
2. 合同企業説明会の実施やシルバー人材センターへの助成に継続して取り組むことで、
雇用及び高齢者の社会参加の促進を図ります。

<2> 季節労働者の就業支援

1. 冬期間の就労先確保に継続して取り組むことで、労働機会の増進及び労働者の生活の
安定を図っていく必要があると考えます。

目標4 みずから学び、ふれあいを大切にするまち

第1節 学校教育

1 幼稚園教育

【基本方針】

「幼稚園教育要領」の主旨をふまえ、実態に応じた幼児教育を促進するとともに、発達や学びが小学校生活に滑らかにつながるよう努めます。

子どもの教育と安全を支える仕組みづくりをめざし、学校・家庭・地域との連携を深めながら、市全体における幼稚園の役割を再検討します。

【取り組み内容】

<1> 幼児教育の充実・支援

1. 幼稚園教育の充実・支援については、保護者の経済的負担を軽減するため、国の制度に基づき「幼稚園就園奨励費補助金」の事業を実施したほか、市独自の取り組みとして「教材教具補助金」及び「障がい児教材補助金」の事業を実施してきました。

<2> 地域における幼稚園の役割の再検討

1. 保育園を退所し幼稚園に入園する場合の、要支援児童の状況等を保育士と幼稚園教諭の間で会議を行うなど、連携を密にして、児童に対してきめ細かな支援ができるような体制をつくってきました。

【評価・成果】

<1> 幼児教育の充実・支援

1. 保護者の経済的負担の軽減に寄与したほか、学校が購入する教材の購入費を補助することで、幼児教育の充実に図りました。

<2> 地域における幼稚園の役割の再検討

1. 要支援児童の引継ぎ等一定の連携を図る体制が整いました。

【今後の方向性】

<1> 幼児教育の充実・支援 <2> 地域における幼稚園の役割の再検討

平成 27 年度からはじまる子ども・子育て支援制度における幼稚園は、学校教育を提供する施設として位置付けられ、新制度に移行する幼稚園については、社会全体で子育ての費用を負担する考えのもと、充実が図られることになります。また、平成 27 年度から始まる子ども・子育て支援制度のもと、小学校と幼稚園・保育園の連携強化を図り、「小1プロブレム」の解消をめざします。

目標4 みずから学び、ふれあいを大切にするまち

第1節 学校教育

2 義務教育

【基本方針】

子どもたちが夢と希望、高い志と向上心を持って、心豊かにたくましく未来へ向かって挑戦していくことができるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）の調和の取れた着実な生育と、それらを支える教育環境づくりを推進します。

【取り組み内容】

<1> 教育環境づくり

1. 平成24年に学校耐震改修事業及び学校給食施設改修事業を実施し、校舎と体育館の耐震化を図り、老朽化の著しい給食施設を改修しました。

<2> 教育内容の充実

1. 教育内容の充実として、学力テスト代の助成や教材教具の整備、学校図書館の活用事業として図書館司書の配置を行ってきました。

<3> 教育相談や生徒指導の充実

1. 教育相談や生徒指導の充実としては、いじめ・不登校などの対応として教育相談室・適応指導教室の開設、スクールカウンセラーの活用、いじめ撲滅啓発看板の設置、いじめの根絶や命の大切さなどについて意見交換する「網走市こども会議」の開催などを行ってきました。

<4> 地域に開かれた学校づくり

1. 学校教育に支障のない範囲で市民（スポーツ団体等）に学校を開放してきました。

<5> 特別支援教育の充実

1. 特別支援教育の充実として、新設支援学級の整備、支援員の配置、研修の充実に取り組んできました。

【評価・成果】

<1> 教育環境づくり

1. 新耐震基準施行以前に建築された小学校4校、中学校1校の校舎と体育館の耐震化を図りました。また、網走小学校及び南小学校に共同調理場を設置しました。

< 2 > 教育内容の充実

1. 学力テストの一部助成については、平成24年度は、市内小学校7校、平成23年度は8校について行いました。教材教具の整備については、平成24年度に中学校での武道必修が完全実施となるため、武道授業のできる環境を整えました。

< 3 > 教育相談や生徒指導の充実

1. いじめを未然に防止するための啓発資料の作成を行いました。

< 4 > 地域に開かれた学校づくり

1. 市内小中学校11校の体育館を開放しました。

< 5 > 特別支援教育の充実

1. 小学校では、15名、中学校では3名、支援員を配置しています。

【今後の方向性】

< 1 > 教育環境づくり

1. 安全な施設の維持管理、安心・安全な給食の提供に努めていきます。

< 2 > 教育内容の充実

1. 学力テスト^ハの助成や、教材教具の整備等の取り組みを進めていくことで、教育内容の充実を図っていきます。

< 3 > 教育相談や生徒指導の充実

1. 教育相談や生徒指導の充実としては、いじめ・不登校などの対応として教育相談室・適応指導教室の開設、スクールカウンセラーの活用、いじめ撲滅啓発看板の設置、いじめの根絶や命の大切さなどについて意見交換する「網走市こども会議」の開催などを継続していきます。

< 4 > 地域に開かれた学校づくり

1. 学校と地域との連携をより深める観点から、引き続き地域に開放するとともに、学校評議員や「学校支援地域本部事業」の活用などにより、地域に開かれ信頼される学校づくりをめざします。

< 5 > 特別支援教育の充実

1. 支援員を配置するなどの取り組みを行うことで、特別支援教育の充実を図ります。

目標4 みずから学び、ふれあいを大切にするまち

第1節 学校教育

3 高等学校・高等教育

【基本方針】

高等学校や高等教育、大学などの教育機関において、生徒や学生がのびのびと学べる教育環境づくりを支援します。

また、地域との交流により地域に開かれた学校となるよう連携を深めます。

【取り組み内容】

<1> 高等学校の充実

1. 網走南ヶ丘高校定時制振興会が行う教材・教具の整備に対し、補助しました。
2. 学校法人日本体育大学が設立する特別支援学校高等部の市内の設立に関し、支援を行いました。

<2> 大学、高等専門学校など高等教育等の充実

1. 北海道大学公共政策大学院と平成 23 年度に包括連携協定を締結しました。
2. 関西学院大学人間福祉学部と平成 23 年度に連携協力に関する協定を締結しました。
3. 北海道大学低温科学研究所と平成 24 年度に相互協力に関する協定を締結し、水産科学センター内に環オホーツク観測研究センター網走ステーションを開設しています。
4. 水産科学センター内の一部については、そのほかにも島根大学汽水域研究センターが事務所を構えており、開放型の試験研究施設を設置しています。
5. 東京農業大学連携支援事業については、東京農業大学世田谷キャンパスで開催されるオープンキャンパスで、網走の PR を行う他、大学の体育文化活動や、入学式及び卒業式レセプションに対して支援している東京農業大学生物産業学部協力会に対し補助を行っています。

<3> 就学の支援

1. 奨学金貸付事業は能力があるにもかかわらず、経済的理由によって高校大学など就学が困難な学生に貸付を行なうことで、社会の有用な人材を育成すること目的として行なわれています。
2. 東京農業大学との連携については、東京農大学生確保対策支援補助金を設立し、東京農業大学が取り組んでいる学生確保対策事業を支援してきました。

【評価・成果】

<1> 高等学校の充実

1. 教職員の指導方法の充実及び生徒の学習支援に寄与しています。
2. 道有地の取得及び譲渡などの支援を行い、平成 29 年 4 月に開校する予定で準備が進められています。

＜２＞ 大学、高等専門学校など高等教育等の充実

1. 北海道大学公共政策大学院と市の各分野での課題に対する調査・分析を行いました。
2. 関西学院大学人間福祉学部と、定期的に地方財政に関する庁内研修を開催してきました。
3. 北海道大学低温科学研究所と相互研究に関する協定を締結するとともに、網走市水産科学センター内に環オホーツク観測研究センター網走ステーションを開設し、学術、文化、人材育成の分野において組織的な協力関係を構築しました。
4. 網走市水産科学センターに開設されている島根大学汽水域研究センターでは、市内にある４つの汽水湖の環境の変遷に関する研究を実施しており、漁場として利用されている汽水域の環境保全に関する知見並びにデータが蓄積されつつあります。
5. 世田谷キャンパスにおける網走市の PR の他、内閣府認定の網走市の地域再生計画に東京農大大学生物産業学部が開催する「オホーツクものづくり地域創生塾」を盛り込むなど、地域づくりの取り組みと大学の取り組みを連携し、一定の成果を上げています。

＜３＞ 就学の支援

1. 高校の授業料の無償化などに伴い、年々貸付件数は減少しています。貸付償還金の滞納者が増加しています。
2. 東京農大学生確保対策支援補助については、平成 21 年度入学者 8 名、平成 22 年度入学者 17 名、平成 23 年度入学者 11 名、平成 24 年度入学者 5 名、平成 25 年度入学者 9 名に対し補助しました。（それぞれ前年度中に補助の交付を決定しています。）

【今後の方向性】

＜１＞ 高等学校の充実

1. 網走南ヶ丘高校定時制振興会に対する補助を今後とも続けていきます。
2. 日体大特別支援学校の設立に向けては、必要な施設・用地を取得し、学校法人日本体育大学に譲渡するなどの支援を進め、今後さらに必要な支援について、連携しながら取り組みを進めていきます。

＜２＞ 大学、高等専門学校など高等教育等の充実

1. 北海道大学公共政策大学院や関西学院大学とは連携しながら、調査・分析などの取り組みを進めていきます。
2. 各大学、高等専門学校等の高等教育の充実と連携した取り組みの方向性を新たに検討しながら引き続き取り組んでいきます。
3. 全容が解明がされていないオホーツク海の海流について研究が進むことによって、漁場環境の保全にさらなるメリットがあるため、研究の成果について市や漁業者との共有しつつ、研究と漁業者のニーズの両方に配慮した取り組みを進めていきます。

4. 研究機関をバックアップする体制が既に整えられており、研究の成果について、研究機関と漁業者との結びつきを強化し、漁業者のニーズの両方に配慮して取り組みを進めていきます。
5. 今後とも、東京農業大学生物産業学部と連携しながら、取り組みを進めていきます。

< 3 > 就学の支援

1. 奨学金貸付事業については、制度の存続・見直し等について検討する必要があります。
また、奨学金償還指導の強化に向けた取り組みが必要となっています。
2. 東京農業大学に対する支援として、少子化が進む中、学生確保対策は、大学の課題であり、また、地元から入学する人の保護者の負担の軽減という観点からも重要な取り組みであることから、対象者を拡充し、引き続き学生確保対策事業を進めていきます。

目標4 みずから学び、ふれあいを大切にするまち

第2節 社会教育

1 生涯学習

【基本方針】

豊かな人間性を育てる教育・文化のまちづくりをめざし、学習機会の提供と学習環境の整備に努めます。

図書館については、市民の生活課題の解決や自己実現を支援するサービスに努めます。

【取り組み内容】

<1> 生涯学習を進める体制や意識づくりの充実

1. 社会教育長期計画を策定し、社会教育委員の会議、及び社会教育施設審議会を設置し、審議いただきました。
2. 生涯学習のテーマパークである「あばしりまなび塾フェスティバル」や「網走市民大学」の開催をはじめ、さまざまな取り組みにより、市民が「いつでも」「だれでも」「いつからでも」学習できる環境を整えてきました。

<2> 学習情報の収集・提供・相談事業の充実

1. 広報あばしりの「エコー便り」の掲載や、情報誌「ロセトクラブ」の発行等を行ってきました。
2. エコーセンターで主催する講座等のすべての事業において、参加者を対象にアンケートを実施し、情報収集を行っています。

<3> 生涯学習関連施設の整備、機能向上

1. オホーツク・文化交流センターや市民会館について適宜整備等を行い、機能の充実を図ってきました。

<4> 図書館の充実

1. 魅力ある図書資料の収集と豊かな図書館サービスを提供してきました。
2. 地域資料の収集や公開と併せた地域情報の発信を行ってきました。
3. 図書館の利用促進と、読書への興味や関心をもつための各種事業を推進してきました。

<5> 読書の普及、読書活動の促進

1. 子どもの読書活動を推進するための事業の充実を図ってきました。
2. 高齢者や障がいを持つ方への読書活動の支援を行ってきました。
3. 読書や図書館に関する広報の充実と情報の発信を行ってきました。
4. 学校やボランティア団体等と連携し、各種事業を行ってきました。

【評価・成果】

＜１＞ 生涯学習を進める体制や意識づくりの充実

1. 平成 20 年度に第 3 次社会教育長期計画を策定し、計画に基づき、個別的な社会教育の実施計画である「社会教育推進計画」を策定し、オホーツク・文化交流センター・網走市民会館・女性センターの 3 館の管理運営を「社会教育委員の会議」及び「網走市社会教育施設審議会」において市民有識者等により審議いただきながら、生涯各期におけるさまざまな学習機会の奨励や取り組みを実施しています。
2. 「あばしりまなび塾フェスティバル」は、市民から講師・企画などを募り、また市内のサークルの協力を得ながらエコーセンター 2000 を全館まるごと楽しく、親子で学ぶ場として提供しています。生涯学習のテーマパークとして市民に定着してきており、出展団体も内容に工夫を重ね来場者が楽しめるよう魅力あるフェスティバルを企画しています。毎年参加するリピーターも増えていますが、出展できる部屋に限りがあるため、新規出展を呼びかけにくい状況です。「網走市民大学」は、幅広い分野から講師を選択し、自由に学ぶことの出来る学習機会の提供と、知識や教養の向上に努め、市民に親しまれる市民大学を目指しています。講座内容に工夫を凝らし、新規の受講者を取り込むことができており、他団体等との共催事業が増えたことにより、全体的な参加者の底上げができています。

＜２＞ 学習情報の収集・提供・相談事業の充実

1. 社会教育関係事業の周知を図ることにより、市民の幅広い参加を得て事業を推進しています。網走市のホームページを利用した事業案内、学校へのチラシ配布、サークル登録情報紙の発行、新聞折り込みによる周知等を行い情報提供に努めています。各事業を市民に広く周知することができ、市民からサークル等の掲載依頼がコンスタントにあることや広報することにより各事業の参加者が増えたことなどからも一定の効果が見られています。今後もより効果的な PR ができるよう、時間的余裕をもった事業計画の立案を行いながら、引き続き、読みやすく目にとまりやすいデザインなどの工夫をするなど、よりよい周知を図っていきます。また、ホームページやフェイスブックを活用し、リアルタイムに情報を発信する工夫を図ります。
2. アンケート結果を市民のみなさまからいただいた貴重なご意見として取り扱い、次年度以降のさまざまな事業に活用しています。「網走市民大学」の次年度の講師選定や「あばしりファミリー劇場」等の鑑賞機会の提供に関わり、次年度開催における演目の選定に役立てています。講座においても同様にアンケート結果を次回以降の講座内容の組み立てに役立てています。

＜３＞生涯学習関連施設の整備、機能向上

1. エコセンター2000 では、オストメイト対応トイレの設置や情報センターを刷新しました。市民会館では外壁修繕や電気設備改修・備品整備を行いました。

＜４＞図書館の充実

1. 図書館資料等の収集整備を行いました。（平成 24 年度末蔵書総数 195,257 冊）

資料の貸出及び予約・リクエスト制度の促進を行いました。（平成 20 年度利用人員 53,634 人、貸出冊数 240,050 冊、平成 21 年度利用人員 50,968 人、貸出冊数 234,567 冊、平成 22 年度利用人員 50,140 人、貸出冊数 232,185 冊、平成 23 年度利用人員 49,714 人、貸出冊数 233,674 冊、平成 24 年度利用人員 42,654 人、貸出冊数 201,005 冊）

調べ物用タブレット端末を設置しました。（3 台。述べ利用者数 173 名（平成 24 年 8 月～平成 25 年 3 月））

インターネットによるアクセス数 458,899 件、予約サービス利用 6,257 件。

2. 地域資料の収集整備として、網走新聞（昭和 22 年 7 月～平成 16 年 7 月）、網走タイムズ（平成 16 年 10 月～平成 23 年 12 月）の電子化を行いました。また、ふるさと網走の地域学習や情報の提供を行うとともに、小中学生の地域学習支援の場として、年 4 回のふるさと学習支援資料展を開催しました。

3. 図書館の利用促進のため、子ども俳句・短歌大会、人形劇、古本市などの図書館まつりを開催しました。また、図書館へ興味を持っていただくとともに各種図書資料の紹介のため、一般書・児童書・地方資料それぞれが毎月テーマにそった展示を行い、また行事や季節に関連した特集展示を行いました。

学習サポート機能の充実を図り課題を解決するための展示コーナーを設けました。

＜５＞読書の普及、読書活動の促進

1. 子どもの読書活動推進のために、平成 22 年度に策定した「第 2 次あばしり子ども読書プラン」に添って、ブックスタート事業、ゼロ歳からの読み聞かせなどを行いました。そのほか、子ども読書習慣記念事業、市内小学校の全クラスを対象とした学校巡回図書（クリオネ文庫）事業、子育て支援センターや図書館内絵本のもりでの読み聞かせ、夏・冬のお楽しみ会、一日図書館員体験教室、ブックトーク事業等を引き続き実施しました。
2. 高齢者や障がいを持つ方への支援として、図書館ボランティアグループにより対面朗読サービス、市広報誌の録音資料作成配布、高齢者福祉施設への訪問朗読サービスが行われ、図書館では大活字本の購入など福祉コーナーの充実を図りました。
3. 市広報誌、地元報道機関を通した図書利用案内を行うとともに、図書館だより、リーフレット、ホームページによる図書館情報の発信を進めました。
4. 毎週土曜日に図書館絵本のもりで開催している読み聞かせ会、図書館まつり、蔵書点検などの事業をボランティア団体と連携して実施しました。

図書館と小中学校の連絡会議を開催し、体験学習・施設見学・インターンシップの受け入れ、図書館事業などでの連携を深めています。

【今後の方向性】

＜１＞ 生涯学習を進める体制や意識づくりの充実

1. 引き続き、「社会教育委員の会議」及び「網走市社会教育施設審議会」において、生涯各期におけるさまざまな学習機会の奨励や取り組みを実施していきます。
2. 「あばしりまなび塾フェスティバル」は、今後は出展者に空きが出たときのために、常に市内の団体活動を把握しながら、今後とも同様に取り組みを進めていきます。「網走市民大学」は、今後も魅力ある講座の開設を目指し、市民大学役員が中心となり、社会情勢や話題性など市民の興味を把握しながら新たな講師の選出や企画内容の検討を図ります。

＜２＞ 学習情報の収集・提供・相談事業の充実

1. 今後も、更なる充実した学習機会の提供と市民参加の促進を図るため、広報紙・情報紙やホームページ・フェイスブックをはじめとする電子媒体での情報発信など、広報の充実を図ります。
2. 今後も、来場者や参加者や受講者など、市民の意見が反映される仕組みを継続し、満足度向上に努めます。

＜３＞ 生涯学習関連施設の整備、機能向上

1. 今後とも、利用者ニーズや危険箇所等を把握しながら、引き続き施設の整備や維持管理に努めます。

＜４＞ 図書館の充実

1. 図書資料の収集整備を継続して進めます。インターネットを活用した情報提供を進めます。
2. 地方新聞の電子化を引き続き進めます。また、地域学習支援の場としてふるさと学習支援事業を行い、図書館の利活用を進めます。さらに、各種行政資料等を通じてあばしりの歴史や魅力を紹介する場としてふるさと「あばしり」コーナーを常設します。
3. 図書館利用のきっかけとするため、図書館まつりの開催、毎月テーマにそった展示や特集展示を行います。また、学習サポート機能を持つ展示コーナーの充実を進めます。

＜５＞ 読書の普及、読書活動の促進

1. 平成 27 年度から平成 31 年度を期間とする「第 3 次あばしり子ども読書プラン」を策定します。またこのプランを踏まえて、子ども読書活動を推進します。
2. ボランティアサークルによる活動を支援し、福祉コーナーの充実にも努めます。

3. 図書館だより、ホームページのリニューアルを進め、広報の充実に努めます。
4. 市内高校やボランティア団体と連携を強め、図書館事業を推進します。

目標4 みずから学び、ふれあいを大切にするまち

第2節 社会教育

2 社会教育

【基本方針】

関係機関・団体との連携により、家庭や学校・地域の教育力再生のための取り組みや、市民として理解することが必要な課題についての学習機会の提供に努めます。特に、子どもに対しては家庭・学校・地域での教育を補完する形で、子どもの心身のすこやかな成長のための学習を提供していきます。

市民の自主的な学習活動や学習成果の社会還元を支援し、市民参加型の学習によるまちづくりをめざします。

【取り組み内容】

<1> すべての市民に開かれた学習の場の提供と学習環境の整備

1. 平成20年度に第3次社会教育長期計画を策定し、計画に基づき、個別的な社会教育の実施計画である「社会教育推進計画」を策定し、「社会教育委員の会議」及び「網走市社会教育施設審議会」において各事業が審議され、生涯各期における様々な学習機会を提供してきました。

<2> 子どものための学習や体験の場の提供

1. 大人を対象に「網走市寿大学」や「網走市民大学」を開催してきました。子どもの心の醸成を図るため、子どもを対象に「子どもと動物ふれあい事業」を実施してきました。「科学フェスティバル」や「宇宙の学校」では科学する心を養う学習・体験機会を提供してきました。「放課後子ども教室」では、放課後や週末に子どもの居場所を開設し、地域の大人を指導者として、様々な体験・交流活動を行う教室を開設してきました。

2. 平成3年の『平和都市宣言』をふまえ、恒久の平和を願い、平和の尊さや大切さを伝え、意識することを目的に取り組んでおり、主要な事業として、毎年夏期に中学生4名が沖縄戦終焉の地である糸満市を訪問し、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶとともに、現地体験を通じた異文化理解、様々な方々との交流を行い、感じ、体験したことを作文にまとめ、戦没者追悼式で朗読し市広報紙に掲載しています。

<3> 連携による学習機会の拡大

1. 学校教育と社会教育が協力して子ども達の教育に取り組む、学社融合事業を行ってきました。

2. 「オホーツク文化事業ネットワーク会議」で近隣市町が集まり、情報交換や連携を図り、相互で有益に事業が展開されてきました。

< 4 > 学習活動を行う団体や指導者の育成

1. 社会教育振興を実施する団体への事業補助を行うほか、学校での教育活動を市民のボランティアが関わる事業を行ってきました。

< 5 > 学習成果を還元する機会の充実

1. 「生涯学習推進指導員」「てづくりすと講師」「子どもと遊ぼうボランティア隊」「ホールボランティア」「東京農業大学学生ボランティア」に登録した方が社会教育振興の事業で活躍していただくことで、学習成果を還元する機会の充実を図ってきました。

【評価・成果】

＜１＞ すべての市民に開かれた学習の場の提供と学習環境の整備

1. 審議会で、各委員に審議された貴重なご意見を基に、次年度以降の事業の組み立てに反映し、事業実施に役立てています。

＜２＞ 子どものための学習や体験の場の提供

1. 「子どもと動物ふれあい事業」、「科学フェスティバル」や「宇宙の学校」などでは子どもの心の醸成や、科学する心を養う学習・体験機会を提供し、子どもたちの好奇心・冒険心を育み、科学に興味を持つ子どもたちが増えています。また、子どもたちは科学体験を通じて地域の大人たちと交流しています。「放課後子ども教室」では教室を提供するそれぞれの団体が個性を活かした学習・体験プログラムを実施し、放課後や週末に安全で安心な居場所を提供しています。地域の大人を指導者として、様々な体験・交流活動が行われています。
2. 「平和都市宣言」事業として行う糸満市への中学生派遣は、毎年多くの参加希望があり、子どもたちの学習や体験の場として健やかな成長に寄与しています。また、多くの市民にとって平和の尊さを考える機会となっています。

＜３＞ 連携による学習機会の拡大

1. 小中学校の授業に市民講師を派遣して地域と学校が連携して教育活動を行っています。
2. オホーツク文化事業ネットワーク会議に参加し近隣市町村担当者と情報共有することにより、日程調整、適正な公演料の把握、集客状況の確認、成功事例や失敗事例の把握、トラブルの有無など、相互で有益な情報交換を行っています。予算と時期が合う場合には優れた芸術文化公演を連携し開催することもあります。また、補助金獲得に向けた情報共有を行っています。実際に公演を実施した内容の情報共有をしているため、次年度以降の開催内容の参考になっています。

＜４＞ 学習活動を行う団体や指導者の育成

1. 学校での教育活動を市民のボランティアが関わることで、子どもたちの教育に対する効果のみならず、ボランティアの力量形成につながっています。

＜５＞ 学習成果を還元する機会の充実

1. 学習支援活動、部活動指導補助、登下校安全指導などの取り組みを行いました。

【今後の方向性】

＜１＞ すべての市民に開かれた学習の場の提供と学習環境の整備

1. 今後も「人づくり＝まちづくり」として社会教育振興のためバランス良く様々な事業推進を図り、平成 28 年度以後を目処に網走市社会教育長期計画を見直し、社会状況に応じてよりよい事業展開を図ります。

＜２＞ 子どものための学習や体験の場の提供

1. 「科学フェスティバル」では、事業の内容向上を図るため、事前体験会やおとなのための科学講座を実施するなど、市民指導者の育成にさらに努め、今後も実行委員会が主体となって、子どもたちの興味を引く魅力あるフェスティバルを企画します。
2. 糸満市の訪問事業については、受入れ先の糸満市に相談しながら調整しており、平和学習の施設訪問と中学生交流を組み合わせるなど、より充実した内容となるよう連携して進めます。参加人数の増加や費用負担の軽減については、訪問日程などを含め、受入れ先と相談しながら検討します。

＜３＞ 連携による学習機会の拡大

1. 学校支援地域本部事業などの事業を通じて、地域と学校が連携して教育活動を行います。
2. 適切でより良い公演の開催を進めていきます。

＜４＞ 学習活動を行う団体や指導者の育成

1. ボランティアの力量形成と教育に対する効果を図るため、継続して、教育活動に市民のボランティアが関わっていきます。

＜５＞ 学習成果を還元する機会の充実

1. 学校支援地域本部事業については、事業活動の各種取り組みが定着しており、学校支援地域本部実行委員会から当該事業の継続について強い要望もあるため、引き続き実施します。

目標4 みずから学び、ふれあいを大切にするまち

第2節 社会教育

3 家庭教育

【基本方針】

家庭教育を側面から支援するとともに、心身ともに健全な青少年の育成に向けて、地域ぐるみで取り組みます。

【取り組み内容】

<1> 家庭教育の支援

1. 家庭教育への支援の取り組みとして「家庭教育学級」「職場内父親の家庭教育支援事業」「家庭教育フォーラム」の開催を通じ、人間形成に大きな影響を与えている家庭教育の機能回復を図り、心身ともに健全な子どもを育てるため、保護者に学習の場を提供してきました。
2. 家庭教育学級は、小学校・中学校・郡部校で年度毎のローテーションにより毎年当該校で実施され、PTAの自主的な企画を尊重しながら年齢や地域課題に即した内容で実施してきました。
3. 「豊かな心を育てる活動推進会議」への事業支援を通じて、多様な団体との連携による家庭教育の充実を図ってきました。具体的には、小中学生を対象に「あいさつ運動」の啓発や「標語」の募集により、仲間や自然に対する関心を高め、豊かな心を育てるきっかけになっています。「小中学生の意見発表会」では、子ども達の率直な意見が発表され、自発性、自主性を育てるきっかけになっています。
4. 子育て・家庭教育の悩みに対しての相談の充実としては、「親と子のふれあい教室」や「幼児を育てる親の子育て講演会」を実施してきました。

【評価・成果】

<1> 家庭教育の支援

1. 核家族の親が多いため、講師の専門的な話は子育ての参考になっており、参加者同士の交流から互いの悩みを解決する糸口が見つかる場となっています。祖父母世代の参加もあり、世代間交流や相互理解の一助にもなっています。
2. 各当該校のPTAの自主的な企画を尊重しながら、年齢や地域の課題に即した内容で実施しています。参加者がさまざまな子育てに関する講話を聞き、ワークショップを体験することで、家庭教育の重要性を確認しています。また、家庭教育学級を通じて集い、保護者同士が学び交流することで、繋がりが生まれています。
3. あいさつ運動の啓発により、子どもたちの間にあいさつが定着してきています。標語では応募が毎年2,000を超え、子どもたちの仲間や自然に対する関心を高め、豊かな心を育てるきっかけになっています。「小中学生の意見発表会」では、毎年子ども達の率直な意見が発表され、子どもたちの自発性、自主性を育てるきっかけになっています。

4. 講座は4回を1教室として年間2回開催しています。専門家を講師に招いて手遊び・おもちゃ、食育、生活リズム、調理などのアドバイスと情報提供を行っており、毎回、教室には定員15名に対し10組前後の参加があります。初めて子育てする方や核家族の親が多いため、講師の専門的な話は子育ての参考になっています。また、転居してきて、友人を見つける機会や、親同士の交流からお互いの悩みを解決する糸口が見つかる場にもなっています。

【今後の方向性】

＜1＞家庭教育の支援

1. 各事業の開催周知を図り、参加促進を進め、今後も引き続き実施します。
2. 家庭教育学級の開催周知を図り、参加促進を進め、今後も引き続き実施します。
3. 「あいさつ運動」の更なる周知方法を検討しながら、青少年の健全育成を推進するために、今後とも引き続き実施します。
4. 保健センターや子育て支援センター等と連携を図り、情報交換しながら今後も引き続き実施します。

目標4 みずから学び、ふれあいを大切にするまち

第3節 文化

1 芸術文化

【基本方針】

優れた芸術文化の鑑賞や新しい芸術文化を創る活動を通して、豊かな人間性を育てるとともに、網走の文化を未来に継承します。

【取り組み内容】

<1> 文化活動の促進

1. 文化活動の促進を図る取り組みとして、芸術文化セミナーなどの文化事業充実のため、オホーツク・アートセミナー実行委員会への支援を通じて音楽や絵画などの指導を実施してきました。また、青少年音楽教室を開催してきました。
2. 文化団体の育成としては、具体的に網走文化連盟への支援を通じて、市民文化フェスティバルが開催され、展示や舞台発表など市民の文化活動が自主的に進められてきました。
3. 1号越歳駅通所は、網走の郷土史の学習に資する記念碑として建立されてきました。この記念碑について、清掃（放置ゴミの処理）および維持管理（芝刈り、記念碑点検）を委託し、現在まで良好に管理されてきました。

<2> 鑑賞機会の拡大

1. 鑑賞機会の拡大を図る取り組みとして、オホーツク・文化交流センター芸術文化事業では、補助金を獲得しながらセンターが主催する公演のほか、市民企画による公演を公募し実施してきました。
2. 創作活動を鑑賞する機会の充実を図るため、エコーセンター2000 でアトリウムロビーコンサートを実施し、市民の芸術文化の発表機会と鑑賞機会の場を提供してきました。
3. 平成25年度から「ふるさとアーティストフェスティバル」を開催し、網走にゆかりのあるアーティストに発表の場を提供し、芸術文化の拠点となる環境づくりを推進してきました。
4. 平成25年度から網走市芸術文化合宿実行委員会が立ち上がり、芸術文化の合宿を誘致し、市民との交流等による新たな芸術文化の発展へ繋がる取り組みも推進してきました。

<3> 美術館の充実

1. 美術館では、現在およそ1,180点の作品と、作家に関する関連資料が収集されています。郷土にゆかりのある居串佳一500点、高橋道雄も100点を越え、また現代日本を代表する洋画家である松樹路人・遠藤彰子・笠井誠一なども収蔵されています。企画展では従来の洋画や彫刻のほかに書道・写真・テキスタイル・インスタレーションなど幅広い表現ジャンルの作品を紹介してきました。
2. 展覧会には解説会や講座など関連事業を開催してきました。

3. 市内の小中学校へ出張美術館を開催してきました。

＜４＞ 博物館の充実

1. 平成 12 年より重点的に実施しているオホーツク海の魚類の剥製標本づくりや、市内遺跡の出土品の保存処理の推進など、郷土を特徴づける資料の収集・整備を継続して行ってきました。併せて北海道立北方民族博物館の管理・運営に係る補助も平成元年の開館以来継続して実施してきました。
2. 郷土の自然と歴史について、テーマをしぼってより詳しく学べる特別企画展を開催してきました。

【評価・成果】

＜１＞ 文化活動の促進

1. 青少年音楽教室の開催を通じて、吹奏楽部に所属する中高生参加者の技術向上が図られています。
2. 文化団体への支援を通じ、市民文化団体の連絡調整・相互交流等、市民文化活動の推進、振興等に寄与しています。芸術文化活動の発表に場である「市民文化フェスティバル」においては、毎年多くの市民が訪れており、文化振興が図られています。
3. 先人が築いてきた網走市にとって重要な歴史文化を後世に残し伝えるために寄与しています。

＜２＞ 観賞機会の拡大

1. 広く市民から企画を募ることから、様々な分野の芸術文化の鑑賞機会を用意することができています。また、企画から運営までを市民と連携して実施する手法で、学び・経験を積むことができています。様々な補助金の活用及び地域のネットワーク連携による情報を活かし、公演内容・来場者数・補助金等財源も向上・充実し優れた芸術文化の鑑賞機会を提供し、地域文化の高揚が図られています。
2. アトリウムロビーコンサートについては、毎年新しい団体が参加し、参加数も年々増えています。
3. 意見交換会による会議を重ね、アーティストリストの作成や市民同士の交流が図られています。夢を追い全国で活躍する網走ゆかりのアーティストに出演機会を提供し、市民には鑑賞機会を提供できたことで、相互の交流及び新たな芸術文化活動が生まれています。出演者が出演をきっかけに活躍の場を作ることになり、様々なジャンルの優れた芸術文化の専門家たちの活動拠点となるような環境づくりの一つとなっています。
4. 平成 25 年度はモデル事業として網走出身の書道家「諸留大穹」氏が主宰する書道団体「音羽会」15 名が網走で合宿を行い、創作活動及び書の作品制作を通じて市民との交流錬成会が開催されております。また、網走滞在中に作成した作品と網走に持ち込んだ作品を合わせた展示会を開催し、優れた芸術文化作品の鑑賞機会が提供されました。

＜３＞ 美術館の充実

1. 美術資料を適宜収集することで、収蔵品の充実につながりました。
2. 企画展については、平成 20 年度 9 回、平成 21 年度 7 回、平成 22 年度 8 回、平成 23 年度 8 回、平成 24 年度 8 回開催しています。美術教育普及事業として、平成 20 年度 30 回、平成 21 年度 25 回、平成 22 年度 20 回、平成 23 年度 30 回、平成 24 年度 28 回と毎年開催しました。また、共催展等については、平成 20 年度 7 回、平成 21 年度 9 回、平成 22 年度 12 回、平成 23 年度 9 回、平成 24 年度 8 回と開催しています。また、観覧者や講座参加者数については、平成 20 年度 9,608 人、平成 21 年度 10,054 人、平成 22 年度 10,893 人、平成 23 年度 10,516 人、平成 24 年度 10,489 人となっています。
3. 出張講座の開催により、小中学校生徒の美術への興味関心につながりました。

＜４＞ 博物館の充実

1. 資料収集により、博物館及び丸万収蔵施設などの資料の収蔵・展示施設の充実につながりました。また、収集・保存した郷土資料の積極的な活用につながりました。
2. 年に 2 回、網走市の自然に係る特別企画展と、網走市の歴史に係る特別企画展を開催しました。自然に係る特別企画展の参加人数は、平成 20 年度 878 人、平成 21 年度 1,079 人、平成 22 年度 1,476 人、平成 23 年度 1,399 人、平成 24 年度 991 人でした。歴史に係る特別企画展は、平成 20 年度 381 人、平成 21 年度 418 人、平成 22 年度 441 人、平成 23 年度 415 人、平成 24 年度 472 人の参加がありました。

【今後の方向性】

＜１＞ 文化活動の促進

1. 芸術文化振興については、情報収集しながらバランス良く各事業を推進していきます。
2. 文化団体が自主性を持ち、継続して実施していきます。市民の文化団体活動の振興・発展のため必要な団体育成支援を引き続き実施します。
3. 郷土の歴史に対する理解を高めるものとして、今後も引き続き碑の維持管理に努めます。

＜２＞ 観賞機会の拡大

1. 展覧会には解説会や講座など関連事業を開催して教育普及に努めていきます。また、芸術鑑賞事業の供給と需要の全体像の把握に努めながら、企画から運営までを市民と行政が連携実施する手法で、集客・収支率の向上を図ります。今後とも引き続き事業を継続します。
2. 新規出演団体が増加するように、より周知を図り、必要があれば説明会を開催することも検討しながら、引き続き継続します。また、平成 24 年に要項を改正し、毎月第 2

土曜日以外の土曜日にも出演できるよう改善しています。

3. 事業の長期的継続を考えながら、より情報を収集し、アーティストには出演機会を提供し、市民には鑑賞機会を提供しながら芸術文化環境を整えていきます。
4. 国内の文化団体や大学並びにプロの芸術文化活動の合宿等の受け入れや市民との交流事業を推進し、新たなまちのにぎわいを創出しつつ網走市の芸術文化の向上や文化の発展に寄与することを目的として今後とも引き続き事業を継続します。

< 3 > 美術館の充実

1. 美術館では、5年ごとに絵画を購入しており、計画的に整備していきます。
2. 解説会や講座などの取り組みを行うことで、教育普及に努めていきます。
3. 出張講座の開催等のような、美術への興味関心につながる取り組みを進めていきます。

< 4 > 博物館の充実

1. 毎年、テーマを変えながら、より詳しい展示解説を行い、郷土を一層身近に感じ、親しみをもってもらえるような教育普及の場を企画・検討していきます。
2. 郷土の自然と歴史をテーマに学べるように、開催していきます。

目標4 みずから学び、ふれあいを大切にするまち

第3節 文化

2 文化財

【基本方針】

網走の文化財を適切に保護し、後世に継承します。また、文化財を通じて網走の歴史や自然を学び、郷土をより深く理解するよう促します。

【取り組み内容】

<1> 文化財の保護及び収集

1. 市内に所在する文化財を適切に保護し、郷土の文化資源として活用するための取り組みを継続して進めてきました。

<2> 文化財保護に対する理解の促進

1. モヨロ文化を広く周知し、街のシンボリックイメージとする取り組みも進めてきました。
2. モヨロ貝塚以外の市内に所在する文化財については、博物館網走監獄の明治期の刑務所施設について、あらたに7棟を国の登録有形文化財への申請を行いました。また、国の重要文化財への指定申請に向けての基礎資料の作成に対して補助を行ってきました。
3. 市指定文化財の保護及び市内に所在する埋蔵文化財包蔵地の保存に向けての取り組みを継続的に行ってきました。

<3> 展示施設の充実

1. 国史跡最寄（モヨロ）貝塚の整備事業を重点的に進めてきました。

【評価・成果】

<1> 文化財の保護及び収集

1. 平成15年～21年に実施した発掘調査の成果に基づき、平成22年に整備実施設計の策定、平成23年～24年には史跡をガイダンスする施設としてモヨロ貝塚館の改築工事を行いました。

<2> 文化財保護に対する理解の促進

1. モヨロ貝塚館の開館に伴い平成23年に道の駅など市内4箇所、平成24年に女満別空港、平成25年には市内ホテル2箇所及びJR網走駅において、モヨロ出土品などの展示を実施しました。
2. 平成24年度に国に対し申請後、あらたに7棟の刑務所施設が登録有形文化財となりました。
3. 永専寺山門、鱒浦稻荷神社絵馬について、解説看板の設置、更新を行っています。また名勝天都山、桂ヶ岡砦跡について、敷地範囲の確認や、国の現状変更の申請行為及び

看板の修理等を行いました。国の包蔵地については、調査、事前協議の啓発等を行いました。

< 3 > 展示施設の充実

1. 平成 25 年 5 月にモヨロ貝塚館をリニューアルオープンし、郷土を代表する文化財の価値を改めて見つめ直す場として整備を行いました。

【今後の方向性】

< 1 > 文化財の保護及び収集

1. 文化財の保護の取り組みを進め、郷土の文化資源として活用するための取り組みを進めていきます。

< 2 > 文化財保護に対する理解の促進

1. モヨロ貝塚をまちのシンボリックイメージにつなげる取り組みを続け、一層の周知を図っていきます。
2. 平成 26 年度中に文化庁へ報告書を提出する予定となっており、引き続き国や道との調整等の支援を行っていきます。
3. 文化財の看板の設置、更新は随時対応していくことで、文化財の存在を市民に知ってもらい、価値を知ってもらう価値の啓発の充実を図ります。また、埋蔵文化財について、工事を行う際の事前問い合わせの必要について啓発していきます。

< 3 > 展示施設の充実

1. 平成 25 年に整備が完了するモヨロ貝塚を中心に、網走の独特な文化財の保護と一層の周知、活用を図っていく必要があると考えています。

目標4 みずから学び、ふれあいを大切にするまち

第4節 スポーツ

1 スポーツ

【基本方針】

市民が生涯の各期にわたり、それぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて、主体的、継続的にスポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現をめざします。

市民のニーズを踏まえ、スポーツ教室・行事イベントの充実に努めます。また、地域性を活かした冬季スポーツや健康増進につながるスポーツを進めます。

【取り組み内容】

<1> スポーツ施設の整備、利用促進

1. スポーツ推進の取り組みについては、施設面では老朽化した施設の改修等を行うほか、平成23年度から休館日である月曜日を試験的に開館しています。

<2> スポーツ活動の促進

1. スポーツ教室等の開催を継続的に行ってきました。また、平成23年度からは「こどもスポーツチャレンジ事業」を実施してきました。

<3> 活動組織や指導者の育成

1. スポーツ少年団等の団体との連携・協力及び支援、指導体制充実のための支援を継続して行ってきました。

<4> スポーツ合宿や試合誘致

1. スポーツ合宿については、ラグビートップリーグをはじめ、陸上競技、スキー等の種目のチームを毎年受入してきました。平成24年度にはスポーツ・トレーニングフィールドに芝生グラウンドを1面増設しました。

【評価・成果】

<1> スポーツ施設の整備、利用促進

1. 休館日の試験的な開館により、利便性が一定程度向上しました。

<2> スポーツ活動の促進

1. スポーツ教室については、約100名の参加がありました。（平成25年度）また、「こどもスポーツチャレンジ事業」については、普段スポーツに関心のない子どもたちが、1年を通してスポーツに親しむ機会をつくりました。

< 3 > 活動組織や指導者の育成

1. 各スポーツチームを支援することで、積極的に活動することで目的意識の達成に成果を上げています。また、パークゴルフなどのニュースポーツについても支援することで、各団体の自主的な活動の促進を図りました。

< 4 > スポーツ合宿や試合誘致

1. スポーツ合宿実績としては、50 団体 1,765 名（平成 20 年度）、40 団体 1,308 名（平成 21 年度）、47 団体 1,444 名（平成 22 年度）、54 団体 1,728 名（平成 23 年度）、49 団体 1,702 名（平成 24 年度）、49 団体 1,769 名（平成 25 年度）の実績があります。

【今後の方向性】

< 1 > スポーツ施設の整備、利用促進

1. 利用状況や費用対効果等を踏まえ、引き続き施設の整備や維持管理に努めます。月曜日の試験開館については、平成 26 年度から正式に開館することとしており、利用促進を図っていきます。

< 2 > スポーツ活動の促進

1. 参加者増を図るため、種目・対象・定員・時期等を考慮し、引き続き実施します。

< 3 > 活動組織や指導者の育成

1. 各スポーツチームを支援する取り組みを進めることで、各団体の目的意識の達成と自主的な活動の促進を図っていきます。

< 4 > スポーツ合宿や試合誘致

1. スポーツ合宿においては、大学チームの誘致を行うとともに、パラリンピックを目指すアスリートの合宿誘致も積極的に行い、更なる利用促進を図っていく必要があると考えています。更に平成 26 年度は芝生の張替、トレーニング室の整備を行い、受入体制の強化を図っています。

目標4 みずから学び、ふれあいを大切にするまち

第5節 交流

1 国際交流、国際化対応

【基本方針】

国際交流を進めることによって、国際社会の一員であることを自覚し、さまざまな国の異なる文化を学び理解するとともに、日本や網走の文化を再認識する機会を増やします。
増加する外国人来訪者を迎えるため、国際化に対応したまちづくりを進めます。

【取り組み内容】

＜1＞ 姉妹都市との交流

1. 平成23年度にポータルバーニ市との交流は25周年を迎え、網走・ポータルバーニ姉妹都市交流協会と推進しながら、少年少女訪問団事業、高校留学生派遣事業などの事業を行ってきました。
2. 平成24年度には、韓国蔚山広域市南区と友好パートナーシップ協定を締結し、網走蔚山南区交流協会と連携した交流を進めてきました。

＜2＞ 経済活動を通じた国際交流

1. 平成23年度には中国との経済交流の可能性を調査する、対外経済交流事業を行いました。

＜3＞ 国際化に対応した教育や人材の育成

1. 英会話指導事業については、英会話指導員（現在はカナダ人）1名による英会話指導を実施しています。対象は幼少期（保育園・幼稚園・小学校）の子どもたちで、生の英会話に触れることで、英語への関心を高め、幼少期から国際化に対応できる人材育成を図っています。英会話指導員と各担当教員との意見交換により、段階的かつ独自の指導要領を作成することで、発達段階に応じた系統的な指導を行っています。小学校では全校の受入態勢が整い、子どもたちの英語力を高めるために有効な事業になっています。
2. 国際理解体験事業については、幼少期から生の英会話に触れ、外国の伝統的な行事を体験することにより、国際感覚をもった人材育成を図っています。また、外国文化にふれることで、幼少期から世界に目を向け国際化に対応できる人材育成も図っております。

＜4＞ 国際化に対応した環境や施設の整備

1. 既設道路掲示板に外国語表記を追記しました。
2. 外国人観光客等において、無料のWi-Fiのニーズがあることから、観光施設となる公共施設等にWi-Fiを設置しました。

【評価・成果】

＜１＞ 姉妹都市との交流

1. 平成 20 年度以降については、ポータルバーニ教育交流訪問団の受け入れ、少年少女訪問団の派等を行いました。網走アイスホッケー少年団の交流（平成 20 年及び平成 25 年実施）、ポータルバーニ少年少女訪問団派遣（平成 21 年、平成 23 年、平成 25 年実施）、平成 23 年 5 月には、東日本大震災義援金がポータルバーニ市より届いたことなどは、25 年間にわたる交流の成果として評価しています。
2. あばしりオホーツク流水まつりへの来網のほか、蔚山広域市南区の子ども達の絵画作品展の開催、蔚山広域市南区において網走市の子ども達の絵画作品展を開催するなどの交流を行っています。

＜２＞ 経済活動を通じた国際交流

1. 中国との経済交流については、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災とそれにとまなう原発事故の風評被害により、販路開拓の可能性が見出せなかったという経緯がありました。

＜３＞ 国際化に対応した教育や人材の育成

1. 英会話指導事業と国際理解体験事業では、1 人の英会話指導員では各施設の時間調整に限りがある状況です。英会話指導員の人員増を希望する学校が多いところです。
2. 農大生・管内 A L T や寿大学生などのボランティア協力を得ながら、「イースター」や「ハロウィン」のパーティーを実施しています。

＜４＞ 国際化に対応した環境や施設の整備

1. 市内の主要な道路案内看板 5 枚を 5 ヶ国語対応看板（日、英、中国繁体字、中国簡体字、韓）に更新しました。
2. みなと観光交流センターとエコセンター 2000 に Wi-Fi を設置しました。

【今後の方向性】

＜１＞ 姉妹都市との交流

1. 今後については、市民交流団体が主体となり、交流を進めていきます。
2. 網走蔚山南区交流協会と連携しながら、今後とも交流を進めていきます。

＜２＞ 経済活動を通じた国際交流

1. 市民交流団体が主体となり、交流を進め、東アジアなどとの経済・文化などを通じた交流の可能性について検討します。

< 3 > 国際化に対応した教育や人材の育成

1. 英会話指導事業及び国際理解体験事業は、子どもたちの国際感覚を育成するために有効な事業であるため、今後も継続して事業を実施していきます。
2. 「イースター」や「ハロウィン」などの外国文化に触れる取り組みは、子どもたちの国際感覚を育成するために有効な事業であるため、今後も継続して事業を実施していきます。

< 4 > 国際化に対応した環境や施設の整備

- 1～2. 今後も、国際化に対応した環境や施設の整備に努めます。

目標4 みずから学び、ふれあいを大切にするまち

第5節 交流

2 地域間交流

【基本方針】

人的、あるいは観光物産交流等を通じて、網走の情報発信を行うとともに、特に観光物産の販路拡大を推進していく取り組みを重点に活動を継続していきます。

【取り組み内容】

<1> 都市交流の推進

1. 沖縄県糸満市とは平成 23 年度に、盟約後 10 年を経たことから再盟約を調印しました。あばしり七福神まつりやあばしりオホーツク流氷まつりへの出展受け入れを行うほか、平成 25 年度より職員の相互派遣を再開し、職員の行政能力の向上を図っていきます。
2. 厚木市からは、毎年、小学生 90 名の訪問があり、当市からは、隔年で小学生を派遣してきました。
3. 天童市とは、天童市で開催する農業まつりへの出展のほか、網走市で開催する七福神まつり等への出展等により経済交流を推進してきました。

<2> コンベンション誘致の推進

1. 会議・大会の誘致については、地域経済の活性化や学術・文化の向上、交流による地域活力の創造及び市の知名度向上が図られる効果があることから、平成 21 年度より会議・大会補助制度により取り組んできました。

<3> 市民主体の地域間交流の推進

1. 移住促進事業については、民間団体である「網走市の移住を促進する会」と連携し、長期滞在の受入などを行ってきました。

<4> 交流ネットワークの形成

1. ふるさと会については、東京とその近郊の網走出身者やゆかりのある人が集う東京網走会や札幌網走会があります。そのうち、札幌網走会につきましては、平成 23 年 3 月に発展的解散となり、現在のところ、ふるさと会は東京網走会のみとなっています。
2. 移住促進については、民間団体と連携し、長期滞在事業を実施してきました。
3. 交流ネットワーク形成のために、電子媒体である「ホームページ」、「フェイスブック」、「ツイッター」、「お知らせメール@あばしり」などを活用することにより、情報が素早く届くよう取り組みを行ってきました。

【評価・成果】

＜１＞ 都市交流の推進

1. あばしり七福神まつりの出展については、平成 20 年度より糸満市交流職員と市職員の有志で行ったほか、網走市の中学生が糸満市を訪問し、ひめゆりの塔を訪問したほか、地元中学生との交流を行いました。また、平成 18 年度を最後に中止してきた、職員派遣交流を平成 25 年度から復活して実施しております。
2. 厚木市からの訪問については、網走市内の観光施設や景勝地の見学のみならず、盟約のきっかけとなった東京農業大学生物産業学部において、施設機能を利用した体験などを行ってきました。また、厚木市への派遣については、厚木市の公共施設見学のほか、小学校訪問、東京農業大学厚木キャンパスへの訪問等を行っています。
3. 毎年、「天童桜まつり」に訪問し、交流を図っているほか、天童市からは「あばしり七福神まつり」での出展を行っています。また、網走市からは「天童市農業まつり」に出展販売を行い、観光PRを行うほか、網走市特産品を出展しています。

＜２＞ コンベンション誘致の推進

1. 平成 22 年 2 月に制定後、平成 25 年度末までに会議件数 15 件、延べ宿泊人数 4,627 人の会議を誘致しました。

＜３＞ 市民主体の地域間交流の推進

1. 長期滞在の受入を進めていくにあたり、民間賃貸物件の有効活用が図られました。

＜４＞ 交流ネットワークの形成

1. 移住促進事業については、事業実施から平成 24 年度まで、延べ 32 世帯が事業を利用しました。
2. 東京網走会総会時には、網走市や近郊出身者の交流の場となるだけでなく、市の取り組みにつながる人脈を得られるなどのメリットがありました。
3. HP 閲覧者に対し、網走市の緊急のお知らせや旬の情報を発信し、一定程度の成果を得ました。

【今後の方向性】

＜１＞ 都市交流の推進

- 1～3. 経済・文化・人的交流を進め、市民や民間事業者等と連携し、交流の促進を図ります。

＜２＞ コンベンション誘致の推進

1. 制度の周知を行いながら、会議・大会の誘致を図り、交流人口の拡大を図ります。

< 3 > 市民主体の地域間交流の推進

1. 避暑や趣味のフィールドの場として二地域居住や長期滞在の需要があるため、長期滞在の受入れを行うほか、移住につながる取り組みを進めます。

< 4 > 交流ネットワークの形成

1. ふるさと会との交流ネットワークを推進していきます。
2. 全国的な傾向として完全移住から二地域移住にシフトしている現状があるため、今後は長期滞在（ちょっと暮らし）受入に重点を置き、団塊の世代を中心とした層に対して移住の発展の可能性を探りつつ、取り組みを進めていきます。
3. お知らせメール@あばしりについては、登録者が 753 件であるため、さらなる登録者数の増加を促すため、周知を行っていきます。また、ホームページについては、HP 閲覧者が見やすいように情報を整理し、発信していきます。

目標5 みんなで知恵を出し、いっしょにつくるまち

第1節 地域協働

1 男女共同参画

【基本方針】

女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会づくりを推進します。

【取り組み内容】

<1> 男女共同参画意識の普及

1. 平成 24 年 3 月に第2次網走市男女共同参画プランを策定しました。このプランは、男女共同参画の取り組みを全庁的に取り組むものと位置づけ、関係団体からの推薦や公募市民でなる男女共同参画プラン推進会議を設置し、毎年、市の男女共同参画に関する取り組みについて点検・提言いただく形で進めてきました。

また、第2次網走市男女共同参画プランの策定の基礎資料とするために、平成 23 年度に、男女共同参画意識アンケートを実施し、結果については、網走市ホームページに掲載してきました。

<2> 仕事と家庭、地域社会活動等の両立支援

1. 仕事と家庭、地域社会活動等の両立支援につなげるため、育児・介護休業制度の普及・啓発を行ってきました。また、子育てと仕事の両立を支援するため、児童館開館時間の30分延長や、保育園の充実、子育て支援センターの開設などの取り組みを行ってきました。

<3> 幅広い分野での男女共同参画の推進

1. 政策方針決定過程への女性の登用の促進を進めるため、第2次網走市男女共同参画プランにおいて、審議会等の女性委員の登用率の促進を図ってきました。

<4> 男女間での暴力や人権侵害の防止

1. 暴力や人権侵害の防止に向けた意識啓発及び相談窓口の周知については、広報あばしりに毎月掲載している「ひゅーら」にて情報提供を行ってきました。その他、網走市ホームページ等に相談窓口等を周知してきました。

【評価・成果】

＜１＞ 男女共同参画意識の普及

1. ５年前に比べて固定的性別役割分担意識は解消の方向で変化していますが、政策方針決定過程への女性の登用率の推移は目標を達成していないことなどから、男女がともに責任を担う社会への形成という点においては課題が残っているため、取り組みを続ける必要があると考えます。

＜２＞ 仕事と家庭、地域社会活動等の両立支援

1. 隔年で実施している女性労働実態調査によると、育児休暇、介護休暇について「とれる」と回答した人数がどちらも減少しているほか、「わからない」とした人が増加しています。

＜３＞ 幅広い分野での男女共同参画の推進

1. 市の審議会等の女性委員の登用率については、おおむね 20%から 30%で推移していますが、女性委員の登用率向上については、なかなか目標を達成できない状況にあります。

＜４＞ 男女間での暴力や人権侵害の防止

1. 広報あばしりでの掲載のほか、市の相談窓口の周知をホームページで行いました。

【今後の方向性】

＜１＞ 男女共同参画意識の普及

1. 平成 28 年度を目処に第 2 次網走市男女共同参画プランの見直しを行い、さらに社会状況にあわせてよりよい事業展開を図っていく取り組みを進めていきます。

＜２＞ 仕事と家庭、地域社会活動等の両立支援

1. 制度の啓発の他、子育てと仕事、地域社会活動等の両立支援を進めていきます。

＜３＞ 幅広い分野での男女共同参画の推進

1. 団体推薦される委員に圧倒的に男性が多い現状にあります。女性委員の登用率が向上しない理由としては、様々な要因が考えられますが、女性の役職への登用率が低いことが一因として考えられます。20 年、30 年の長期的な視点に立ち、女性の雇用の促進、役職者の登用率向上の推進を目指しながら、女性委員の登用率を向上させる取り組みを進めていきます。

＜４＞ 男女間での暴力や人権侵害の防止

1. 相談窓口の周知に努め、市広報誌等で情報提供を行うなどの周知に努めていきます。

目標5 みんなで知恵を出し、いっしょにつくるまち

第1節 地域協働

2 コミュニティ、市民活動

【基本方針】

地域の特色を生かした創造性豊かで連帯感のある地域社会の形成をめざし、自治意識の高揚に努めるとともに、コミュニティ活動や市民活動、ボランティア活動などを促進します。

【取り組み内容】

<1> 自治意識を高める機会の充実

1. 町内会連合会の事業支援を行い、町内会活動中傷害保険への加入促進などを行ってきました。

<2> コミュニティ活動や市民活動の支援

1. 町内会連合会の事業・運営補助、転入者に対する加入の呼びかけなどを行ってきました。
2. 市民活動センターにおいて、市民活動、ボランティア活動に関する講座等を開催してきました。

<3> コミュニティ活動や市民活動の場となる施設の整備、利用促進

1. コミュニティセンター、住民センターは、幅広い年齢層に利用され、様々な市民活動の場となっています。
2. 市民活動センターでは、市民活動に係る様々な相談への対応、ボランティア登録、活動機会の提供や情報発信などを行い、多分野にわたる市民活動の拠点として利用されてきました。
3. コミュニティセンター・住民センターなどの集会施設の修繕や改修など、活動の場の環境維持・整備に取り組んできました。

<4> 市民相互の交流の推進

1. 全市的な市民活動を促すため、市民団体等を対象とした学習会や交流会を開催し、市民の関心や意向をつかんだり、職員向けの研修会を開催して協働に関する意識醸成を図ってきました。

<5> ボランティア活動の推進

1. リサイクル意識の向上を目的に、町内会等の団体が実施する資源物の集団回収活動に対し、支援金を支給してきました。
2. 市民活動センターでは、登録ボランティア（個人・団体）の保険加入を推進し、安心してボランティア市民活動に取り組めるよう支援してきました。

【評価・成果】

＜１＞ 自治意識を高める機会の充実

1. 平成 25 年度においては、町内会活動推進研修会に 110 名が参加し、その他道東・ブロックの研究大会への参加を支援しました。
2. 町内会活動中傷害保険には、138 町内会（1,751 世帯）への加入がありました。

＜２＞ コミュニティ活動や市民活動の支援

1. 町内会加入案内パンフレットを作成し、転入者への配付や町内会での未加入世帯への配付を行いました。
2. 平成 25 年度は市民活動センター「つながろう講座」を 2 回開催し、延べ 123 名の参加がありました。

＜３＞ コミュニティ活動や市民活動の場となる施設の整備、利用促進

1. 市民の様々な活動の場となっているコミュニティーセンター・住民センターは、地域住民・団体で構成される指定管理者により、住民目線での効率的な管理運営が行われています。
2. 市民活動センターの利用者数は、平成 21 年度 1,880 名、平成 22 年度 2,232 名、平成 23 年度 2,019 名、平成 24 年度 1,603 名、平成 25 年度は 1,510 名と推移しています。
3. コミュニティセンターの利用者数は、平成 21 年度 162,014 名、平成 22 年度 175,484 名、平成 23 年度 178,955 名、平成 24 年度 170,327 名、平成 25 年度 164,206 名となっています。

＜４＞ 市民相互の交流の推進

1. 平成 23 年度に市民団体の活動状況について把握するためにアンケート調査、平成 24 年度に市職員の研修、市民団体の意見交流会を開催し、市民活動に関する意見を集約しました。

＜５＞ ボランティア活動の推進

1. 町内会等が資源物を回収することで、その売却益が各団体の運営資金に充てられ、なおかつ、市の資源物収集経費の縮減につながっています。
2. 市民活動センターに登録した 1,271 名のボランティアの保険加入を行い、ボランティア活動の支援を図りました。

【今後の方向性】

＜１＞ 自治意識を高める機会の充実

1. 町内会連合会の各種研修会等を支援し、町内会活動中保険の加入を通じて地域活動への参加を推進します。

＜２＞ コミュニティ活動や市民活動の支援

1. 町内会連合会等と連携し、地域の連帯感を高める取り組みを支援します。
2. 市民活動センターにおける講座開催を通じ、市民活動・ボランティア活動を促進します。

＜３＞ コミュニティ活動や市民活動の場となる施設の整備、利用促進

1. コミュニティセンター・住民センターの管理運営を地域住民・団体と協力しながら進めていきます。
2. 市民活動センターでは市民活動・ボランティア活動の拠点として利用促進を図ります。
3. コミュニティセンター・住民センター、地域の集会施設の施設整備については、安心して利用いただけるよう、機能維持を図ります。

＜４＞ 市民相互の交流の推進

1. 市民活動に係る人の交流機会を提供し、活動の活性化を図ります。

＜５＞ ボランティア活動の推進

1. ボランティア団体の様々な活動の活性化に向けた、情報の収集・提供と支援の充実に努めます。

目標5 みんなで知恵を出し、いっしょにつくるまち

第1節 地域協働

3 広報・広聴、市民参加

【基本方針】

網走に関する情報の共有・提供に努めるとともに、市民の積極的な参画を促し、企業や関係団体等との連携を深めることによって、開かれた市政と協働のまちづくりをめざします。

【取り組み内容】

<1> 広報の充実、情報公開の推進

1. 広報の充実、情報公開の推進については、紙媒体である「広報あばしり」、「ことしのまちづくり」、「あばしりがいどぶっく」、「市勢要覧」に加え電子媒体である「ホームページ」、「フェイスブック」、「ツイッター」、「お知らせメール@あばしり」などを活用することにより、市民の皆さんに必要な情報が届くよう取り組みを行ってきました。
2. 情報公開制度は、市の保有する情報を請求により開示し、市政の活動を説明して、市民参加による開かれた市政の実現を目指すための制度です。制度の趣旨、手続きなどはホームページに掲載しており、また、広報あばしりでは年1回、情報公開請求件数と公開件数をお知らせしてきました。
3. 市議会の活動状況や会議結果等広く市民に周知し、議会に対する認識を深めるために、平成7年11月から「あばしり市議会だより」を発行してきました。編集は各党派1人による広報委員会が担当し、議会活動、本会議での審議内容、市政のトピックスなどを掲載しています。

<2> 市民の参加による広聴機会の充実

1. 市民の参加による広聴機会の充実については、区長会議、まちづくり推進住民会議（住民懇談会、全体会議）などを積極的に活用し、市民の皆さんの声を聞く機会を設けてきました。

【評価・成果】

<1> 広報の充実、情報公開の推進

1. 「広報あばしり」は毎月発行、「ことしのまちづくり」「あばしりがいどぶっく」は毎年1回発行、「市勢要覧」は本編が約4年毎に発行、資料編が毎年1回発行しており、電子媒体については、都度必要に応じて更新を行っており、特にホームページについては、毎日850人以上の方が閲覧しております。
2. 情報公開の請求は、平成20年度は市長24件、選挙管理委員会2件、平成21年度は市長23件、平成22年度は市長27件、議会1件、平成23年度は1件、教育委員会2件、平成24年度は、市長6件、議会4件の請求がありました。

3.「あばしり市議会だより」は、1、4、7、10月の各月末に発行し、市内全世帯に配布しています。

<2> 市民の参加による広聴機会の充実

1. 区長会議は年1回22名程度の参加、まちづくり推進住民会議（住民懇談会）は年9回（9会場各1回）合計200名程度の参加、全体会議は年1回120名程度の参加があります。

【今後の方向性】

<1> 広報の充実、情報公開の推進

1. 必要な情報を迅速にお伝えするため、紙媒体、電子媒体を活用し情報の発信を図るとともに、網走市の魅力を市外に広く発信します。交流人口の増加をめざすシティセールス事業を研究していきます。
2. 情報公開制度の市民周知を図り、浸透を図ります。
3. 「あばしり市議会だより」の見直しとともに、インターネットを活用した議会広報について検討を行います。

<2> 市民の参加による広聴機会の充実

1. 市民参加のまちづくりを進めるため、市民の皆さんとの対話を深め、市民の皆さんの意見や要望を市政に反映させる取り組みを継続していきます。

目標5 みんなで知恵を出し、いっしょにつくるまち

第2節 行財政、広域連携

1 行政

【基本方針】

限られた財源・人材を効果的・効率的に生かし、多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応し、より質の高い行政サービスを提供することが可能な組織機構や業務体制づくりに努めます。

【取り組み内容】

<1> 組織機構や人員配置の見直し

1. 組織機構や人員配置の見直しの取り組みについては、市民ニーズに対応するため、時代に即した組織機構の見直しを行うとともに、第2・3次網走市行政改革推進計画に沿って「組織のスリム化」を行ってきました。平成22年度から「こども」という観点からの組織推進体制を構築するため、子育て支援課を設置しました。平成24年度からは、観光振興を図るため、新たに観光部を設置しました。

<2> 業務の効率化、サービスの充実

1. 庁舎管理については、本庁舎が昭和39年建設であることから、これまでも延命を図るため、内部改修工事や屋上防水工事、外壁工事などの改修を行ってきました。
2. 業務の効率化、サービスの充実の取り組みについては、公共施設の管理運営や市役所業務の民間委託・民営化を行うとともに、行政サービスの向上のため窓口業務の効率化や職員の接遇研修を行ってきました。
3. 電算機器を導入以来、汎用機による独自システムを利用してきました。このシステムを長く利用してきたこともあり、システムが複雑化・膨大化・旧式化し、制度改正等のシステム改修費用やシステム保守費用を増大させる要因となっていました。また、同様の設計による電算システムを継続して利用していくことは、今後のシステム安定稼働や拡張性に懸念がありました。オープンシステム機器による地域情報プラットフォームに準拠したパッケージシステムを採用することとし、平成23・24年度の2ヶ年でシステム更新が完了しました。
4. 戸籍窓口サービスの向上のため、住民票と印鑑登録証明書の交付を電話で受付し、平日の夜間、土曜日、日曜日、祝日に証明書の交付を受けることができるサービスを実施してきました。
5. 歳入金の収納、及び歳出金の支出、並びに歳入歳出外扱いの収入及び支出について、より簡素で効率的に事務を進めるよう取り組んできました。

【評価・成果】

＜１＞ 組織機構や人員配置の見直し

1. 「組織のスリム化」については、H18.4 の職員数 382 人を H27.4 に職員数 353 人とするもので、H24.4 現在 359 人となっており順調に推移しております。

＜２＞ 業務の効率化、サービスの充実

1. 平成 22 年度において指定管理者が管理運営を行っている施設数は 34 施設、平成 22 年度から水道の料金徴収業務等を民間委託、平成 23 年度で「つくし保育園」を閉園し、平成 24 年度から幼保一体型の「認定こども園つくし」に統合を行い民間委託しました。
2. 窓口業務の効率化については、平成 24 年度より本庁舎の窓口業務を 1 階と 2 階に集約しました。職員の接遇研修については、新規採用時に接遇研修を実施するとともに、平成 23 年度から窓口担当職員に対して、外部講師による接遇研修を実施しており、順次全職員に行うこととしております。
3. システムの更新にあたっては業務面においても、事務処理を見直し効率化を進め、標準化することができました。
4. オープン・パッケージシステムの採用により、システム改修・保守費用を削減することが出来ます。また、パッケージシステムの利用は、システム出力帳票の製本等の一部業務でアウトソーシング化が可能となります。
5. 新しい財務会計システムを導入することで業務の効率化が図られました。

【今後の方向性】

＜１＞ 組織機構や人員配置の見直し

1. 網走市行政改革推進計画に沿って、引き続き実施してまいります。

＜２＞ 業務の効率化、サービスの充実

1. 本庁舎は、平成 27 年に法に基づく耐震化診断を受けることから、その結果によっては大規模な改修が必要となることも考えられます。
2. その他、本庁舎の延命を図るため、計画的に改修・修繕を進めていきます。
3. 定期的に老朽化したシステム機器を更新し、システムの安定稼働を図っていきます。また、USB 等メディア利用の制御等セキュリティ強化を進めていきます。
4. 災害等での戸籍の滅失を防ぐ副本データ管理システムの基となる戸籍の電算化を早急に実施することが課題となっています。
5. 会計事務について、簡素で効率的な事務を執り進めていきます。

目標5 みんなで知恵を出し、いっしょにつくるまち

第2節 行財政、広域連携

2 財政

【基本方針】

厳しい財政状況のなか、今後も多様化する行政需要に対応するため、持続可能な財政構造の構築をめざします。

【取り組み内容】

<1> 財政の健全化の推進

1. 行財政改革の推進については、「第2次網走市行政改革推進計画」及び「第3次網走市行政改革推進計画」に基づき、総人件費の抑制、事務事業の見直しなど、財政の健全化に取り組むとともに、公共施設の休日開設など市民満足の向上に取り組んできました。
2. 公会計制度の導入については、平成20年度決算から従来の単式簿記・現金主義の会計に、複式簿記・発生主義の会計の考え方を取り入れた新しい公会計制度に基づく財務4表を作成してきました。
3. 財政状況の公表を行ってきました。
4. 行財政改革の推進の取り組みについては、「給与の適正化」及び「総人件費の抑制」を行ってきました。
5. ふるさと寄附については、平成20年度に条例を制定し、「網走川周辺の景観保全と整備のために」、「史跡最寄貝塚などのオホーツク文化の保全と整備のために」、「名勝・天都山の保全と整備のために」の3つの事業を柱に、取り組みを進めてきました。

<2> 徴税業務の推進

1. 市税（料）の仕組みの周知を行ってきました。
2. 市税（料）の収納については、口座振替の利用者拡大を目指し、当初納付書への口座振替依頼ハガキの同封、広報紙での周知を実施してきました。
3. 滞納整理の積極的な推進については、負担の公平・公正の観点から、約束不履行など納付意欲のない悪質な滞納者に対し、預貯金・給与の差押を中心とした滞納処分を積極的に執行してきました。

【評価・成果】

<1> 財政の健全化の推進

1. 一定水準の市民サービスの提供を保ちながら、基金の取り崩しをすることなく決算することができ、財政の健全化の面においても成果を上げることができました。
2. 新しい公会計制度に基づき、資産と債務の適正な管理を進めることができました。
3. 決算状況や財政健全化判断比率などを広報紙やホームページに掲載することで、広く市民の皆さんにお知らせしています。

4. 第2次行革（H18～H22）では、公務員給与に地場賃金を反映させる地域給の導入により、給料月額を平均で4.8%減額し、加えて第3次行革（H23～H27）では、給料月額を平均で2.4%減額いたしました。H25.7～H26.3については、国家公務員の給与削減措置を踏まえた地方交付税の減額措置に対応するため、さらに追加して、給料月額を平均で3.0%減額いたしました。
5. 平成25年7月末時点では、延168件、16,530千円の寄附が寄せられています。

＜2＞ 徴税業務の推進

1. 税制改正や税額計算例などについてホームページの内容を都度更新するとともに広報紙での周知を実施、納税義務者の方々には詳細な計算方法などを記載したパンフレットを同封して納税通知書を送付しています。また、租税教育の取り組みとして、国や北海道と連携して租税教室へ講師を派遣しています。
2. 口座振替の利用件数については、年々増加しており、口座振替の利用拡大の取り組みについて一定の成果が出ました。
3. 滞納整理の積極的な推進により収納率が上昇傾向にあります。また、納付機会の拡大のため夜間納付窓口を開設しており、その利用者は増加傾向にあります。

【今後の方向性】

＜1＞ 財政の健全化の推進

1. 地方債残高や公債費が依然として高い水準にあるなか、少子高齢化の進展により社会保障費の増大が見込まれ、歳入環境においては国の地方財政対策に大きく依存していますので、今後も国の動向を注視しながら、「第3次行政改革推進計画」に基づき、「財政の健全化」と「市民満足の向上」に取り組んでいきます。
2. 今後の方向性については、網走ファンを増やし、市内外からの網走市に対する思いを有効な施策に反映していけるような取り組みを進めていきます。
3. 引き続き、財政状況の公表を行い、周知に努めます。
4. 給与の適正化及び総人件費の抑制を図り、行政改革の推進に努めます。
5. ふるさと寄附の取り組みを進めるほか、寄付金を利用した網走ファンを増やす取り組みを検討します。

＜2＞ 徴税業務の推進

1. コンビニエンスストア・クレジットカード・ペイジー等による収納については、実施自治体の事例等を参考に必要性及び費用対効果等を検証中です。
2. 納付書への口座振替依頼書の同封や、広報での周知に組み込み、口座振替利用件数の増加をめざします。
3. より事務を簡素化し、効率性を重視した事務処理に努めます。

目標5 みんなで知恵を出し、いっしょにつくるまち

第2節 行財政、広域連携

3 広域連携

【基本方針】

広域連携によって、より効率的かつ効果的な行政運営をめざし、広域的な取り組みを検討し、進めていきます。

【取り組み内容】

<1> 広域事業の推進

1. 網走地区消防組合、網走地方教育研修センター、オホーツク北網地方拠点都市地域整備推進協議会、北網地域活性化協議会などの組織・団体において、各自治体と連携しながら共同で事務や運営、広域処理業務を行ってきました。
2. 平成22年度には、大空町と定住自立圏形成協定を締結し、網走市大空町定住自立圏共生ビジョンを策定し、取り組みを進めてきました。

<2> 幅広い視野での連携の検討、推進

1. 市勢振興推進事業の取り組みについては、地域活動を推進する団体への事業費補助を行ってきました。網走青年会議所や網走商工会議所青年部、網走漁協青年部など市内の若手経済人やまちづくりグループなどで構成される網走青年団体連合会が主催するイベントに対し、平成18年度から事業費補助を行ってきました。

【評価・成果】

<1> 広域事業の推進

1. 定住自立圏共生ビジョンについては、定期的な見直しを行いました。北網地域活性化協議会の取り組みについては、北網地方の各市町が行うふるさと活性化事業や物産等PR事業、雑誌チビスロウに北網の各市町を掲載しPRしました。

<2> 幅広い視野での連携の検討、推進

1. 網走青年会議所や網走商工会議所青年部、網走漁協青年部など市内の若手経済人やまちづくりグループなどで構成される網走青年団体連合会が主催するイベントについては、毎年、多くの市民が参加しており、地域の活性化に寄与しているものと評価しています。

【今後の方向性】

＜１＞ 広域事業の推進

1. 今後の方向性については、単独の市町村だけでフルセットの行政サービスを提供することが困難になることが予想されているため、各分野で引き続き広域的な枠での取り組みを進めていきます。定住自立圏に関する取り組みとしては、引き続き「定住自立圏の形成に関する協定」に沿って実施してまいります。また、北網地域活性化協議会については、平成 26 年度で解散を予定しています。

＜２＞ 幅広い視野での連携の検討、推進

1. 予算の範囲内で、まちづくりや地域活動への支援を行います。